

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
令和4年度福祉人材養成・研修助成事業

紛争時の難民支援 と ソーシャルワーク —— 報告書 ——



目次

1. はじめに	2
2. 事業目的	4
3. 事業内容	5
4. 事業スケジュール	6
5. 実施体制	14
6. 事前オンデマンド動画・シンポジウム実施報告	15
7. 評価	86
8. 参考資料	96

1. はじめに

日本ソーシャルワーカー連盟 国際委員長
小原真知子

世界ソーシャルワークデー2023として「ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク」と題し、記念シンポジウムを開催できたこと、またその際公益財団法人 社会福祉振興・試験センターの研修助成金を頂きましたことを感謝申し上げます。

周知のとおり、世界の情勢もこの1年で一変しました。ロシアのウクライナ侵攻により始まった戦争での死者数、国内外への避難者数は増え続けています。ウクライナでは、今なお多くの人々が住まいを奪われ、避難を余儀なくされている現状であり、教育の機会や就労の機会を奪われている現状、そして戦争によって、多くの人々の命が今も奪われています。現在ウクライナから国外への避難民は800万人と言われていています。日本には、2000人以上の人々が避難してきました。日本財団の調査によると、約4分の1の人ができるだけ長く、日本に滞在したい、ウクライナの状況が落ち着くまでしばらく滞在したいを合わせると65%を超える方々が長期滞在を希望している現状です。まさに、難民・避難民に対するソーシャルワーク支援をミクロからマクロまでどのように展開していくのかを考える機会が必要となります。

今年は2つの企画をしました。1つ目は難民、避難民に関する制度、支援の現状、当事者の生活を理解するためのオンデマンドのビデオを作成しました。難民・避難民の概要、日本の難民受け入れと制度は森恭子氏、世界の難民情勢と国際的な関連動向はヴィクター・ヴィラーク氏、難民・避難民支援とソーシャルワークは石川美絵子氏に解説して頂きました。また、アフガニスタンからの難民当事者の方、ミャンマーからの難民当事者の方にもご依頼ができました。

企画の2つ目はシンポジウムです。「ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク」というテーマにしました。その目的は1) ウクライナ避難民・難民に対するミクロ・メゾ・マクロのソーシャルワークの実際を知る。2) 紛争時のソーシャルワークを理解する。3) 世界のソーシャルワーカーが協働できることを考えることとしました。当日は46カ国から288人の参加者がありました。

当日のシンポジウムでは、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)本部のローリー・トゥルーエル氏、IFSWヨーロッパ地域からアナ・ラドゥレスク氏、ヘルベルト・パウリシン氏、ウクライナソーシャルワーカー協会からヤナ・メルニチュク氏、横浜国際交流協会から門美由紀氏に登壇頂き、ウクライナの国内避難民に対して自治体、住民と協働して地域活動の拠点を立ち上げたこと、ウクライナ国内避難民に対するソーシャルワークの実際と効果、

紛争時の難民・避難民に関するグローバルな取組み、そして、避難民として日本で生活をしているウクライナの方々の現状とソーシャルワークと地域での取組みをお話しいただきました。

5名の登壇者の共通点は、戦争時であろうと、ソーシャルワークのよって立つところは、世界の平和構築とそのための連帯であり、そのためのソーシャルワークのあり方を模索し続ける姿勢です。私達、日本のソーシャルワークの定義にも「ソーシャルワークは、差別や抑圧の歴史を認識し、多様な文化を尊重した実践を展開しながら、平和を希求する」ことが明記されています。私たち日本は第2次世界大戦では加害国であり、原爆を投下された唯一の国であるが故に、ソーシャルワーカーである私達は「平和の希求」し続けることが重要であることを、協議の中で確認し、その誓いを込めたものでもあります。

日本のソーシャルワーカーの皆様にとっては、「難民・避難民に対するソーシャルワーク」はあまりなじみがないかもしれませんが、日本の難民の受け入れは厳しいのが課題です。各国の置かれた状況は違いますが、世界でも類を見ない極めて少ない認定数であることは事実です。一方、今回のウクライナ情勢をきっかけに日本社会でも、難民・避難民に対する非常に関心が高まっていますので、このシンポジウムでより多くのソーシャルワーカーが難民・避難民支援に興味を持って頂きたいと願っています。

今回のこのシンポジウムは、SDGsのゴール⑩にある「平和と公正をすべての人に」の達成のために世界のソーシャルワーカーが協働し、激動ともいえるこのような社会状況に立ち向かえるソーシャルワークの更なる発展につながる機会になることを期待しています。

日本財団 プレスリリース「ウクライナ避難民への最新アンケート結果4人に1人が日本に定住意向」
<https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/pr/2022/20221215-83117.html>

2. 事業目的

事業名 紛争時の難民支援とソーシャルワーク (英: Refugee Support and Social Work in Times of Conflict)

日本ソーシャルワーカー連盟では、2021年度に多文化ソーシャルワークに関する調査研究を実施し、多様な文化的背景をもつクライアントに対するソーシャルワークについて理解を深めることができた。その後の日本のソーシャルワーカーは、2022年2月24日に始まったロシア政府によるウクライナ侵攻に対して、ソーシャルワーカーとしての立ち位置、支援方法など模索している段階にある。

ウクライナの現地では、現在もなお700万人以上が国内で避難できずにとどまり、690万人以上が周辺諸国のみならず、日本、アジア太平洋地域をはじめとした世界各国に避難し、難民となっており、人道的支援のニーズが高まっている。国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)は、ウクライナ近隣諸国において難民支援活動を開始し、現地で支援にあたるソーシャルワーカーに対して、紛争時におけるソーシャルワークの知識や援助技術を身につけるための研修プログラムを開発し、展開している。

既述のように、日本においてもウクライナからの難民の受け入れが開始され(5月21日時点で1,000人余)、各自治体では難民の生活支援の取り組みが開始されており、同様の援助技術は今後さらに日本においても、アジア太平洋地域においても必要となる。ソーシャルワーカーは、その倫理綱領にあるように「平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原則に則り」職務を遂行するものであり、「紛争時の難民支援」はソーシャルワーカーにとって、取り組むべき最重要課題の1つである。さらに、これは国際連合の持続可能な開発目標(SDGs)のゴール⑩「平和と公正をすべての人に」の達成にもつながり、グローバル化する社会におけるソーシャルワーカーの実践が重要であることを示している。

従来、日本は難民の受け入れに厳しい姿勢で臨んできたものの、上記のようなグローバルな社会背景と、それに影響されて常に変動する国内状況もあり、2022年度は特に難民支援に焦点をあてる。またアジア太平洋地域では、紛争下の難民支援におけるソーシャルワークについて先進的な国々もあり、各国との国際協力プラットフォームを構築することで、日本国内の難民支援におけるソーシャルワークの質的向上を目指す。さらに、国内の現場のソーシャルワーカーが難民支援のために必要な基本的知識と援助技術を理解する。加えて、紛争時におけるソーシャルワークの実際を学び、日本での対応や近隣諸国でのネットワークや支援方法を習得できるシンポジウムを行う。そのうえで日本に適用できる研修プログラムの開発の枠組みを検討する。

3. 事業内容

本年度は、主に紛争とソーシャルワークを主眼に、今後の研修プログラム開発を見据えたシンポジウム開催と、アジア太平洋地域のネットワーク強化・プラットフォーム構築のための活動を行う。

1-1 シンポジウム開催 (2023年3月世界ソーシャルワークデー記念シンポジウム)

名称:「ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク」

趣旨: アジア太平洋地域の中でもミャンマー、香港、スリランカなど、平和を脅かされ、現地の人々の人権が侵害される状況が多発しており、上記のウクライナからの難民だけでなく、広く紛争下の難民と彼らに関わるソーシャルワークについて、その実際を理解する。本シンポジウムを通じて、日本のソーシャルワーカーが紛争下のソーシャルワークと国内の難民に対する支援の知識と技術の知見を深め、将来的に国際ソーシャルワークに貢献できる人材の育成を行っていく。

方法: オンデマンド視聴とオンラインによる研修の形態で行う

1-2 アジア太平洋地域のネットワーク強化・プラットフォーム構築

趣旨: これまでアジア太平洋地域のソーシャルワーカーの人材育成のためにワークショップやシンポジウムを実施し、これらを通じて、当地域のソーシャルワーカーのネットワークを強化してきた。コロナ禍の収束の兆しも見え始めた現在、日本とアジア太平洋地域のソーシャルワーカー同士の協働を通して、有事の際の難民支援など、ソーシャルワーカーの立場から迅速な対応を可能にする支援体制作りなど、ソーシャルワーカーのアイデンティティと価値・倫理に根ざしたアジア太平洋地域においてソーシャルワーカーの国際協力プラットフォームの構築を促進していく(本活動は、2か年計画で進める予定)。

方法: 本年度は、国際ソーシャルワーカー連盟 アジア太平洋地域(IFSW-AP)会長に就任した小原真知子氏(日本ソーシャルワーカー連盟国際委員長、日本医療ソーシャルワーカー協会副会長)が中心となり、アジア各国の関係諸機関・団体で開催されるワークショップや大会などに出席し、各国代表者と協議を重ねながら、ネットワークの強化とプラットフォームの構築を進めていく。また、今回実施する紛争とソーシャルワークのシンポジウムに各国から参加を促し、アジア太平洋のソーシャルワーカーの結束を強めることにより、日本からアジア太平洋地域のソーシャルワークの発展に寄与する。

1-3 報告書作成

主に2023年に開催するシンポジウムについて報告し、併せて同シンポジウムの結果を踏まえながら、次年度に開発予定の「難民支援を中心とした紛争時におけるソーシャルワーク」の研修プログラムを検討する。

4. 事業スケジュール

2022年

9月～	隔月、日本ソーシャルワーカー連盟内の国際委員会を開催。 シンポジウム骨子やシンポジストを検討。
10月～	事前オンデマンド動画作成を決定。内容・スピーカーを検討。 シンポジウム内容の詳細検討、シンポジスト決定、順次交渉開始。
12月～	シンポジウム当日の配信業者を選定。配信会場決定。 オンデマンド動画スピーカーを決定、順次交渉開始。

2023年

1月～	オンデマンド動画撮影・編集開始。シンポジウム広報開始。 シンポジストとの詳細打ち合わせ。 プレゼンテーションスライド等資料作成依頼。
2月～	オンデマンド動画配信開始。シンポジウム申込受付開始。 配信業者・通訳派遣会社との打合せ、資料の受け渡し・翻訳。
3月～	シンポジウム開催、完了報告書類作成・提出、報告冊子作成。

事前オンデマンド動画チラシ



難民・避難民と ソーシャルワーク

— 動画配信のお知らせ —

難民・避難民の
背景って？

どんな
ソーシャルワーク
実践を？

当事者は
どんな日々を
過ごしてるの？

ソーシャルワーカーたちの、「実践現場が違うと知る機会がない」という声から、この動画作成の企画は生まれました。アカデミックなお話、ソーシャルワーク実践のお話、そして当事者の方のお話と、いろいろな角度から学べます。広く、多くの現場のソーシャルワーカーや学生が視聴し、難民・避難民の方について学ぶ機会になることを期待しています。

配信開始日: 2023年2月13日(月)より

視聴方法: 下記 URL もしくは右 QR コードより

<https://jfsw.org/what-we-do/international-collaboration/wswd/>

この動画は2023年3月12日に開催される「世界ソーシャルワークデー記念シンポジウム—ウクライナ避難民・難民へのソーシャルワーク—」の参加者への事前オンデマンド学習用として作成されていますが、シンポジウム終了後も自由に視聴していただけるようになっています。

SPEAKERS

森 恭子
日本女子大学人間社会学部教授
**「難民・避難民の概要と
日本の受入れ制度」**

ヴィラーグ ヴィクトル
日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
**「世界の難民情勢と
国際的な関連動向」**

石川 美絵子
社会福祉法人日本国際社会事業団 常務理事
**「難民・避難民支援と
ソーシャルワーク」**

難民当事者Ⅰ (アフガニスタン)
難民支援協会 (JAR) 職員 (インタビュアー)
**「難民申請から認定までの過程」
「生活の課題と支援など」**

難民当事者Ⅱ (ミャンマー)
武里日本語教室スタッフ
一般社団法人ミナー職員 (インタビュアー)
**「第三国定住の受入れ」
「地域支援の概要」**

主催/問合せ

日本ソーシャルワーカー連盟

〒162-0065 東京都新宿区
住吉町 8-20 四谷デンゴビル 2 階
(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会 気付

TEL : 03-5366-1057
FAX : 03-5366-1058
E-mail: office@jfsw.org

シンポジウムチラシ (日本語)

主催: 日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW)
後援: 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
日本ソーシャルワーク学会

世界ソーシャルワークデー2023企画

ウクライナ 避難民・ 難民に対する ソーシャルワーク

参加費 無料
日本語・英語
同時通訳付

司会: 小原 眞知子 (日本ソーシャルワーカー連盟国際委員長
国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) アジア太平洋会長)

パネリスト:

IFSW事務局長 ローリー・トゥルーエル氏

IFSWヨーロッパ地域国連委員長 ヘルベルト・パウリシン氏

IFSWヨーロッパ会長 アナ・ラドゥレスク氏

ウクライナ・ソーシャルワーカー協会会長 ヤナ・メルニチュク氏

横浜市国際交流協会 門 美由紀氏

申込方法:

以下のURLもしくはQRコードより
フォームにてお申し込みください。
(申込期日: 2023年3月11日)

<https://forms.office.com/r/YwrLMKMP1P>



2023年3月12日(日)

4:00 pm - 6:30 pm



場所 zoom ウェビナー(オンライン)



定員 300名(予定)

問合せ先: 公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
(日本ソーシャルワーカー連盟2022年度幹事団体)
TEL 03-5366-1057 FAX 03-5366-1058
Mail international@jfsw.org

シンポジウムチラシ (英語)

Organizer: Japanese Federation of Social Workers (JFSW)
Supported by: Japanese Association for Social Work Education
Japanese Society for the Study of Social Work

World Social Work Day 2023

Social Work with Ukrainian Refugees and Displaced Persons

Free of charge /
Japanese and English
with simultaneous
interpretation

Moderator:

Machiko Ohara

Chair, International Committee, Japanese Federation of Social Workers (JFSW)
President, International Federation of Social Workers (IFSW) Asia-Pacific

Speakers:

Rory Truell

Secretary-General, International Federation of Social Workers (IFSW)

Herbert Paulschin

European Regional UN Commissioner, International Federation of Social Workers (IFSW)

Ana Radulescu

Regional President, International Federation of Social Workers (IFSW) Europe

Yana Melnychuk

President, Ukrainian Association of Social Workers

Miyuki Kado

Yokohama Association for International Communications and Exchange (YOKE)

Application:

Please use the following URL or QR code
to fill out the form.

(Application deadline: March 11, 2023)

<https://forms.office.com/r/YwrLMKMP1P>



March 12 (Sun) 2023

7:00 am - 9:30 am (UTC)

4:00 pm - 6:30 pm (JST)



Venue: ZOOM Webinar (Online)



Capacity: 300 people

Contact: Japanese Federation of Social Workers
c/o Japanese Association of Social Workers in Health Services
TEL +81-3-5366-1057 FAX +81-3-5366-1058
Mail international@jfsw.org

プログラム（日本語）

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 令和4年度 福祉人材養成・研修助成事業

世界ソーシャルワークデー2023 記念シンポジウム 「ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク」

日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）主催

◆ シンポジウム

1. 日 時： 2023年3月12日（日）16:00～18:30
2. 開催場所： オンライン開催（zoom ウェビナー）
3. 定 員： 300名
4. 申込方法： 右記QRコードもしくは下記URLより申込フォームにて
<https://forms.office.com/r/YwrLMKMP1P>
5. 参加費： 無料
6. 言語： 日本語・英語（同時通訳付き）



時間	内容	話者
16:00-16:10	■ 開会の言葉 ■ 当日の説明等	野口 百香 氏 日本ソーシャルワーカー連盟 会長
16:10-16:25	■ 紛争による避難民・難民支援におけるメゾ実践 ■ 多機関連携と官民連携	アナ ラドゥレスク氏 国際ソーシャルワーカー連盟 ヨーロッパ 会長
16:25-16:55	■ 紛争による避難民・難民支援におけるマクロ・ミクロ実践 ■ 国際協力の促進と救援物資のコーディネート ■ 心理的支援とトラウマ対応	ヘルベルト パウリシン氏 国際ソーシャルワーカー連盟 ヨーロッパ地域国連委員長 ヤナ メルニチュク氏 ウクライナソーシャルワーカー協会 会長
16:55-17:10	■ 世界の避難民・難民支援におけるソーシャルワーカーの活躍について ■ コミュニティの再構築	ローリー トゥルエル氏 国際ソーシャルワーカー連盟 事務局長
17:10-17:25	■ 日本における紛争による避難民・難民支援の現状と今後の課題	門 美由紀 氏 横浜市国際交流協会 職員
17:25-17:40	15分 休憩	
17:40-18:25	■ Q&A ■ ディスカッション ■ まとめ	小原 眞知子氏（司会者） 日本ソーシャルワーカー連盟 国際委員長 国際ソーシャルワーカー連盟 アジアパシフィック 会長
18:25-18:30	■ 閉会の言葉	保良 昌徳 氏 日本ソーシャルワーカー協会 会長

◆ 事前オンデマンド動画

1. 視聴期間：2023年2月13日（月）～2024年2月13日（火）
2. 動画掲載URL：JFSW ホームページ
（<https://jfsw.org/what-we-do/international-collaboration/wswd/>）
3. プログラム：下記参照

	内容	話者	時間
1	難民・避難民の概要 日本の難民受け入れと制度	森恭子氏 日本女子大学 人間社会学部 教授	30分
2	世界の難民情勢と 国際的な関連動向	ヴィラーク ヴィクトル氏 日本社会事業大学 社会福祉学部 准教授	38分
3	難民・避難民支援と ソーシャルワーク	石川美絵子氏 社会福祉法人 日本国際社会事業団 常務理事	25分
4	難民申請から認定までの過程 生活の課題と支援など	難民当事者の方Ⅰ（アフガニスタン） インタビュー： 認定NPO法人難民支援協会（JAR）職員	15分
5	第三国定住の受け入れ 地域支援の概要ほか	難民当事者の方Ⅱ（ミャンマー） 仙部孝一氏 武里日本語教室 スタッフ インタビュー：一般社団法人 ミナー 職員	25分

主催：日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）

後援：日本ソーシャルワーク教育学校連盟（JASWE）
日本ソーシャルワーク学会

問合せ：

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会（JASWHS）

（日本ソーシャルワーカー連盟 2022年度幹事団体）

〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-20 四谷デンゴビル2階

TEL：03-5366-1057 FAX：03-5366-1058

E-mail: jaswhc@d3.dion.ne.jp

事務局担当：マクレナン陽子



プログラム (英語)

FY2022 Welfare Personnel Development and Training Grant Project,
Social Welfare Promotion and National Examination Center

World Social Work Day 2023 Symposium

Social Work with Ukrainian Refugees and Displaced Persons

Hosted by the Japan Federation of Social Workers (JFSW)

◆ Pre-symposium video on demand

1. Viewing period: Feb. 13 (Mon) 2023 – Feb. 13 (Tue) 2024 (TBC)
2. Video URL: Japanese Federation of Social Workers (JFSW) Website
<https://jfsw.org/what-we-do/international-collaboration/wswd/>
3. Program: As shown below

Content	Speaker	Time
<ul style="list-style-type: none"> ■ Introduction to refugees and displaced persons ■ Refugee recognition in Japan 	<p>Kyoko Mori Professor, Faculty of Integrated Arts and Social Sciences, Japan Women's University</p>	30min.
<ul style="list-style-type: none"> ■ Global refugee trends and related international tendencies 	<p>Viktor Virag Associate Professor, Faculty of Social Welfare, Japan College of Social Work</p>	30min.
<ul style="list-style-type: none"> ■ Social work in assisting refugees and displaced persons 	<p>Mieko Ishikawa Executive Director, International Social Service Japan (ISSJ)</p>	30min.
<ul style="list-style-type: none"> ■ Process from refugee application until recognition ■ Livelihood issues and support 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Refugee A ■ Japan Association for Refugees (JAR) Staff 	15min.
<ul style="list-style-type: none"> ■ Third country resettlement ■ Overview of community support 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Refugee B ■ Minaa Inc. Staff ■ Takesato Japanese Language School Staff 	15min.

◆ Symposium

1. Date and time: **March 12 (Sun) 2023, 16:00-18:30 (JST)**
2. Venue: Online (ZOOM Webinar)
3. Participants: max. 300 ppl (tentative)
4. Application: From the URL below or the QR code at the right
5. Participation fee: Free
6. Language: Japanese and English (with simultaneous interpretation)
7. Program: As shown below



Time	Content	Speakers
16:00-16:10	<ul style="list-style-type: none"> ■ Opening remarks ■ Schedule outline 	<p>Yuka Noguchi President, Japanese Federation of Social Workers (JFSW)</p>
16:10-17:25	<ul style="list-style-type: none"> ■ Global practice with refugees and displaced persons during conflict: Rebuilding communities 	<p>Rory Truell Secretary-General, International Federation of Social Workers (IFSW)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Macro practice with refugees and displaced persons during conflict: International cooperation and emergency aid coordination 	<p>Herbert Paulischin European Regional UN Commissioner, International Federation of Social Workers (IFSW)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Mezzo practice with refugees and displaced persons during conflict: Multi-agency and private-government partnerships 	<p>Ana Radulescu Regional President, International Federation of Social Workers (IFSW) Europe</p>
15mins /Person	<ul style="list-style-type: none"> ■ Micro practice with refugees and displaced persons during conflict: Mental Support and Trauma Response 	<p>Yana Melnychuk President, Ukrainian Association of Social Workers</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Japanese practice with refugees and displaced persons during conflict: Current situation and future challenges 	<p>Miyuki Kado Yokohama International Association</p>
15-minute break		
17:25-18:25	<ul style="list-style-type: none"> ■ Q&A, discussion and summary 	<p>Machiko Ohara (Moderator) Chair, International Committee, Japanese Federation of Social Workers (JFSW) & Regional President, International Federation of Social Workers (IFSW) Asia-Pacific</p>
18:25-18:30	<ul style="list-style-type: none"> ■ Closing remarks 	<p>Shotoku Yasura President, Japanese Association of Social Workers (JASW)</p>

5. 実施体制

日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) 国際委員会が中心となり、JFSW 国際関係サポーターの協力・参加を得て実施する。

<企画委員：JFSW 国際委員会委員・国際関係サポーター>

小原 真知子	IFSW-AP 会長／日本医療ソーシャルワーカー協会
上田 まゆら	医療法人社団青い鳥会／日本医療ソーシャルワーカー協会
大塚 文	広島文化学園大学／日本医療ソーシャルワーカー協会
伊東 良輔	一般社団法人ぱるむ／日本社会福祉士会
森 恭子	文教大学／日本社会福祉士会
大橋 雅啓	東日本国際大学／日本精神保健福祉士協会
瑞慶覧 紗希	日本精神保健福祉士協会
木村 真理子	日本精神保健福祉士協会 /IFSW-AP 元会長
諸井 一郎	日本精神保健福祉士協会
春見 静子	日本ソーシャルワーカー協会
ヴィラーグ ヴィクトル	日本社会事業大学／日本ソーシャルワーカー協会

<事務局3名>

山崎まどか	日本医療ソーシャルワーカー協会事務局長
マクレナン陽子	日本医療ソーシャルワーカー協会事務局職員
島崎智子	日本医療ソーシャルワーカー協会事務局職員

※日本医療ソーシャルワーカー協会「国際プロジェクトチームメンバー」(計6名)も必要に応じて本事業を支援する。

6. 事前オンデマンド動画・シンポジウム実施報告

開会のあいさつ

日本ソーシャルワーカー連盟 会長 野口百香 (日本ソーシャルワーカー協会 会長)

皆様、本日は世界ソーシャルワークデー2023記念シンポジウムにご参加頂きまして、誠にありがとうございます。

私は、日本ソーシャルワーカー連盟代表で公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会会長の野口百香と申します。開会にあたりましてひとことご挨拶を述べさせていただきます。

皆様もご承知の通り、ロシア政府によるウクライナ侵攻から既に1年が経過しています。ウクライナでは多くの一般市民が命を落とし、戦渦に巻き込まれた人々の内、1800万人以上が周辺諸国のみならず、日本、アジア太平洋地域をはじめとした世界各国への難民・避難民となっており、支援のニーズは高まるばかりとなっています。

また本年2月6日に発生したトルコ・シリア地域の大規模な地震では、死者数は5万人を超え、150万人以上が家を失う非常事態となっています。

このような人為災害、自然災害に対し日本ソーシャルワーカー連盟として、先ず義援金を送付し、現在も受付を行っておりますが、そればかりでなく、いま、特に求められているのは、難民支援にあたるソーシャルワークの展開です。そこで、紛争時におけるソーシャルワークの知識や援助技術を身に付けるための研修プログラムの開発を日本ソーシャルワーカー連盟としても計画しているところです。

また日本ソーシャルワーカー連盟は、国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋地域加盟国のソーシャルワーカーの人材育成のためにワークショップやシンポジウムを開催し、当地域のソーシャルワーカーのネットワークが強化されるよう、これまでも取り組んで参りました。コロナ禍が収束し始めた現在、日本とアジア太平洋地域のソーシャルワーカー同士が協働し、有事の際の難民支援など、ソーシャルワーカーのアイデンティティと価値・倫理に根ざした当地域におけるソーシャルワーカーの国際協力プラットフォームの構築も促進したいと考えております。

そこで、今回のシンポジウムは、『ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク』をテーマに、紛争とソーシャルワークを主眼とし、今後の研修プログラム開発までを見据えたシンポジウムを企画致しました。現場のソーシャルワーカーが難民支援のために必要な基本的知識と援助技術を理解し、加えて、紛争時におけるソーシャルワークの実際を学び、日本での対応や近隣諸国でのネットワーキング、支援方法を習得できる機会となることを願っております。

どうか最後まで、積極的なご参加を宜しくお願い申し上げます。

難民・避難民の概要 日本の受け入れ制度

文教大学

森恭子（日本社会福祉士会）



皆さん、こんにちは。日本女子大学の森と申します。現在、日本ソーシャルワーカー連盟の国際委員会の委員をしています。今回、日本ソーシャルワーカー連盟は、社会福祉振興・試験センターの助成をうけ、2023年3月に国際ソーシャルワークデー記念シンポジウムを企画しました。テーマは「ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク」です。このシンポジウムをするに開催あたり、難民への理解を深めていただくために、オンデマンドの研修ビデオを作成することになりました。

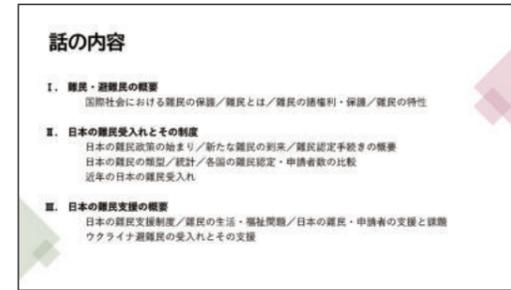
内容	講師	時間
1 難民・避難民の概要 日本の難民受け入れ制度	森恭子 氏 日本女子大学 人間社会学部 教授	30分
2 世界の難民情勢と 国際的な難民運動	ヴィラーク ヴィクトル 氏 日本社会福祉士会 社会福祉学部 准教授	30分
3 難民・避難民支援とソーシャルワーク	石川美穂子 氏 社会福祉士会 日本国際社会事業団 業務理事	30分
4 難民申請から認定までの過程 生活の課題と支援など	難民当事者の方 I インタビュー：認定NPO法人難民支援協会（ANA）職員	15～ 30分
5 第三国定住の受け入れ 地域支援の概要はか	難民当事者の方 II 武蔵日本国大使館 スタッフ 仙部孝一氏 インタビュアー：福祉士会 藤井美香 氏	15～ 30分

最初に、研修の全体像をお話しします。この研修は、主に福祉関係者やソーシャルワーカーの方々が視聴することを想定しております。したがって、難民支援のために必要な基礎的な知識と援助技術を身につけていただくことを目的としています。

シンポジウムのほうは、ウクライナ避難民にフォーカスしていますが、この研修ビデオでは、ウクライナ避難民以前から日本に住んでいる難民の人たちの話が中心となります。研修内容は、この表に書いてありますように、5つのセッションに分かれます。最初に、私のほうで、難民とは何か、日本の難民受け入れ制度や支援の概要についてお話しします。2回目は、ヴィラーク様から、世界の難民情勢や国際的な関連動向について広い視野からお話ししていただきます。3回目は、長年、現場で難民支援に携わって来られた石川様から、難民支援におけるソーシャルワークについてお話ししていただきます。最後の2回は、難民当事者の方たちと支援者にお話しいただき、日本での生活問題や生きづらさ、そして支援の課題についてより具体的に知って頂ければと思います。1人目は、日本にやってきて、個別に難民認定の申請をした人の話です。2人目は、第3国定住難民として日本にやってきた人の話です。難民の人たちを地域で受け入れている日本語教室のスタッフの仙部孝一さんのお話しも交えています。難民との地域共生社会についても考えてみて下さい。

なお、この研修ビデオは2024年2月13日まで約1年間公開されますが、その間に制度

等が変化するかもしれませんので、その点はご了承下さい。



それでは、私からお話しします。まず、「難民・避難民の概要」について、次に「日本の難民受け入れとその制度」そして「日本の難民支援の概要」の順でお話しします。

それでは、最初におおまかですが、国際社会における難民の保護の始まりについてお話しします。第1次、第2次世界大戦などにおける政治的社会的な混乱の中で、自分の国にいと迫害されるなどの理由で、外国に逃れる人たちが大量に発生しました。このような人たちを、国際社会で保護することが必要であることが議論され、1950年12月の国連総会によって、難民を保護し救済する機関として、国連難民高等弁務官事務所が設立されました。略して、UNHCRと呼ん

でいます。UNHCRの詳細は、2回目のヴィラークさまの講義で詳しくお聞き下さい。

UNHCRが設立された後、難民に関する諸権利や生命・生活の保障について、1951年に「難民の地位に関する条約」、その後、1967年に難民の地位に関する議定書が採択されました。この条約と議定書をあわせて、通常「難民条約」と呼んでおり、世界の難民保護の基準となっています。

それでは、難民とは、どのような人たちをいうのでしょうか？難民は、「狭い意味での難民、狭義の難民」、そして「広い意味での難民、広義の難民」と2つに分けてよく説明され

ます。狭義の難民は、1951年の難民条約の第1条、このスライドに書いてあるように定義されています。これについて解説します。

まず赤字の部分ですが「迫害を受ける恐れがある」ということは、自分の住んでいる国にいと命の危険がある、とか、拷問を受けるようなことを言います。迫害を受ける理由として、

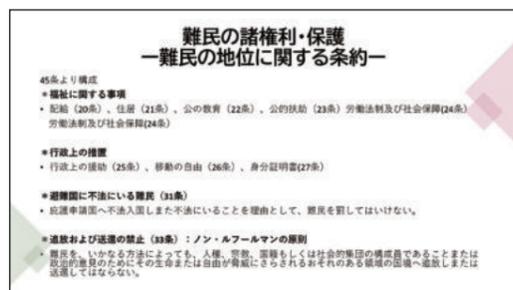


人種、宗教、国籍やある特定の社会的集団に属していること、また政治的な意見を言ったりすることが原因になります。ここでは紛争は含まれていません。そして、難民とは、「国籍国の外にいる人」をさします。すなわち、自分の国から出て、他の国にいる人をさします。また難民とは「国籍国の保護を受けることができない、望まない」人を言います。日本人であれば日本政府が守ってくれて、国民の生活の保障をします。しかし、難民の場合は、自分の国の政府は自分を守ってくれず、むしろ拷問や虐待、刑務所にいれられることがあります。難民条約で定義されている難民は、今、言ったような人たちを指し、一般的に「条約難民」と言われます。しかし、現在では、国を逃れ他の国に避難する理由には、実際、戦争や内戦、自然災害や気候変動、そして最近ではジェンダーや性的指向による人権侵害などもあります。今、ウクライナの人たちを見ておわかりのように、戦争によって多くの人たちがウクライナから脱出しています。

しかし、こうした人たちは、厳密にいうと、条約難民とは言えません。しかし、彼らは保護が必要な人たちです。そこで、広い意味での難民としてみなされます。また、国籍国の外に出ることができない人たちもいます。国境に阻まれて、国の外にでられず、国境の近くにある難民キャンプなどにいる人もいます。そのような人たちを「国内避難民」と呼び、やはり保護が必要な人たちです。そして「私は難民なので助けてほしい」と言って、他の国に庇護を求める人たちがいます。英語ではよく「アサイラムシーカー」と呼ばれます。日本では、難民認定を申請する人たち「難民認定申請者」と言われます。

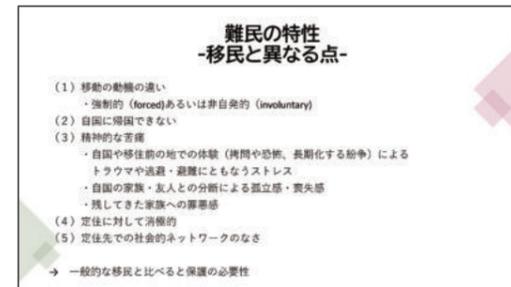
以上、難民には条約難民と、それ以外の広い意味での難民がいます。UNHCRは、両方の難民を支援しています。しかし、日本政府は、難民の定義を狭く解釈していることもあり、あとで話しますように難民として認める人の数が非常に少ないことがあります。

1951年の難民条約は45条より構成されていて、難民の諸権利や保護を規定しています。福祉に関すること、行政上の措置などがあり、難民の人たちを受入れた国の国民と比べて、不利にならないような待遇を与えることなどが書いてありますので、各自ご確認下さい。



それから31条ですが、難民の人たちは、十分に準備して他の国に避難するわけではないので、合法的に他の国に入国できる人ばかりではありません。不法に入国したり不法滞在せざるを得ない人たちもいます。そうした人たちについては罰してはいけなとされています。

それから、33条は、ノン・ルフールマンの原則といわれ、難民の生命や自由が脅かされる国に強制的に追放したり、送還してはいけなとされています。これは難民として認定された人だけでなく、難民申請の手続き中の人にもあてはまります。しかし、特に、日本では、難民申請者を送還させることが問題となっています。



次に移民と難民の一般的な違いについてお話ししたいと思います。

まず1つ目は、移動の動機の違いです。一般的に移民は、自分の意志で自発的に他の国に行こうとします。たとえば、留学とか、仕事とかです。しかし、難民は、自分の国は危険なので、祖国を離れたくないけれども、離れなければなりません。

今、ウクライナの人たちを見れば、よくわかると思います。次に難民は自分の国に帰国できません。一般的に移民は、望めばいつでも帰国できます。しかし、難民は、自国に帰れば危険なので、帰国できません。3つ目が、難民は移民に比べて、精神的な苦痛を味わっていることです。

難民は、自分の国で、拷問や恐怖もしくは、紛争で精神的な苦痛やトラウマを負っているかもしれません。また、避難している途中で、精神的なストレスをうけているかもしれません。そして、自分の国の家族や友人と離れ離れになって、孤立や喪失を感じているかもしれません。それから、国に残してきた家族への罪悪感を感じているかもしれません。4つ目は、難民は到着した国に定住していくことに対して、移民に比べると消極的です。彼らは、できれば自分の国で暮らしたいので、新しい国で積極的に暮らしていこうと思いません。

最後は、定住先での社会的ネットワークのなさです。移民の場合、すでに同国人のネットワークがあり、助け合ったりしていますが、難民の場合は、それが少ないです。また、同国人・同民族の中であっても、政治的な背景の違いなどで、まとまるのが難しいことがあります。今、述べたような難民と移民との違いから、移民に比べると、難民は保護や支援の必要性が高い存在といえます。

次に、日本の難民受入とその制度についてです。まず、「日本の難民政策の始まり」ですが、ベトナム戦争の影響で、日本は、1970・80年代に他の国と同様、インドシナ難民を受入れました。日本は難民とは無縁でしたが、1975年に実際にベトナム難民がポートピープルとしてやってきて、日本も国際社会の貢献として、難民の保護しなければならなくなりました。そこで、日本政府は、1979年アジア福祉教育財団の中に「難民事業本部」を設立



しました。そこで、日本政府は、1979年アジア福祉教育財団の中に「難民事業本部」を設立し、兵庫県、神奈川県、東京にインドシナ難民定住促進センターを開設し、日本語を教えたり、生活ガイダンスなどの支援をすることになります。難民事業本部は英語の頭文字をとって

RHQと呼ばれ、今も難民支援の中核となっています。日本は1981年10月に難民条約に、1982年1月に議定書に加入し、それによって、国内法を整備しました。今まで難民に関する法制度がなかったので、1982年出入国管理法を改正し、現在の出入国管理及び難民認定法」と法律が改められました。それにより難民認定制度が作られ、法務省が難民認定を審査することになりました。

インドシナ難民の受入れは、2005年には終了し、インドシナ難民の定住促進センターも今はすべて閉所されています。



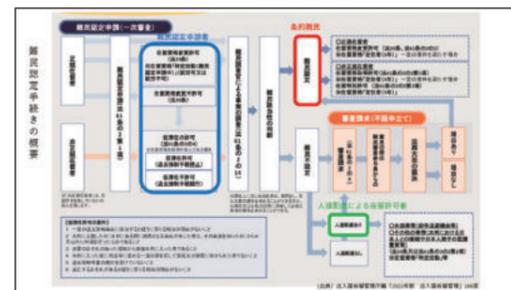
1990年代以降になると、多様な国から個別に難民申請をする人たちが出てきます。調度、日本の経済が好調な時代で、外国人が容易に入国しやすかった時期です。しかし、難民として認定される人たちは極めて少なかったです。また、難民申請者については政府の支援がほとんどなかったため、主に民間団体、教会、人権擁護、福祉、弁護士団体等が支援をしていました。2000年代になると、難民、とくに難民申請者の人権・福祉問題が顕在化・深刻化してきます。日本に住む難民を対象とした民間支援団体、NGOやNPO団体が登場してきます。

2010年になると日本政府による第3国定住難民制度が開始されます。第3国定住難民制度は、難民が一時的に避難した国や難民キャンプ等から、安定的に住み続けられることが可能な第3国へ移動して生活を再建することをいいます。UNHCRが、国際社会に、難民を公平に受け入れる協力をしてほしいということで、各国に勧めている制度です。

日本は2008年に受入れ導入を決め、2010年度からパイロットケースとして、ミャンマー難民を受入れることを開始し、その後本格的に受け入れ、毎年、20~30人程度になっています。コロナの影響で一時中断しましたが、2021年度までに52家族、200名を受入れました。そして、2020年度以降は受入れを拡大することを決定し、受入れ人数を60名、受

入れ回数を年2回にし、ミャンマー難民だけではなく、受入対象をアジア地域に一時滞在中の難民としました。2022年秋には、ミャンマー出身者と中東出身者をあわせた16世帯29名が来日しました。

そして、2022年3月には、ウクライナ避難民を受入れ、2023年2月1日現在 2,277人に上っています。女性と子どもが大半です。日本政府は、ウクライナの人たちについては「難民」と呼ばずに、「避難民(evacuees)」と呼んでいます。ウクライナの人たちに対しては、日本政府は特別な扱いをしており、日本の正規の難民認定制度のルートを経っていません。



それでは難民認定の手続きですが、簡単に説明します。まず、日本に正規あるいは非正規に滞在している外国人であっても難民認定の申請ができます。難民認定の申請書を書き、必要書類をそろえて、申請者の住所又は現在地を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所に提出します。彼らは申請して「難民認定申請者」となります。スライドの青で囲った部分です。このときに、正規と非正規在留者で、与えられる在留資格が異なります。正規在留者は、いろいろ条件はありますが、特定活動という在留資格が与えられます。しかし、この特定活動は、難民である可能性が高いか低いかで、「就労ができる特定活動」、「できない特定活動」に分かれます。非正規在留者の場合は、条件付で「仮滞在許可」が与えられます。これは日本での滞在を許可し、強制的に退去されることはありません。しかし、住居や行動範囲が制限され、就労は禁止されます。そして申請者は、難民調査官によって、「この人が難民かどうか」の調査がなされ、難民に該当するかどうか判断されます。該当性があれば、難民認定され、いわゆる条約難民となります。スライドの赤で囲っている部分です。条約難民には難民認定証明書が交付され、一定の要件を満たす場合は、定住者の在留資格が与えられ、日本で滞在することができます。不認定の場合、もし、不服があれば、法務大臣に対し、審査をするように請求できます。これを審査請求といいます。そのときに、法務大臣は、「難民審査参与員」という国際情勢や法律に関する学識経験者や専門家の意見を求めることになっています。これは、第三者にも手続き内容を明確に示し、審査請求に関し公正な判断がなされるか、など透明性を確保するための手続きです。そして、法務大臣の裁決が行われ、難民の認定もしくは不認定が決まります。そこで、また不認定の場合、不服があれば、それ以降は、裁判で争うことになります。

それでは難民認定の手続きですが、簡単に説明します。まず、日本に正規あるいは非正規に滞在している外国人であっても難民認定の申請ができます。難民認定の申請書を書き、必要書類をそろえて、申請者の住所又は現在地を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所に提出します。彼らは申請して「難民認定申請者」となります。スライドの青で囲った部分です。このときに、正規と非正規在留者で、与えられる在留資格が異なります。正規在留者は、いろいろ条件はありますが、特定活動という在留資格が与えられます。しかし、この特定活動は、難民である可能性が高いか低いかで、「就労ができる特定活動」、「できない特定活動」に分かれます。非正規在留者の場合は、条件付で「仮滞在許可」が与えられます。これは日本での滞在を許可し、強制的に退去されることはありません。しかし、住居や行動範囲が制限され、就労は禁止されます。そして申請者は、難民調査官によって、「この人が難民かどうか」の調査がなされ、難民に該当するかどうか判断されます。該当性があれば、難民認定され、いわゆる条約難民となります。スライドの赤で囲っている部分です。条約難民には難民認定証明書が交付され、一定の要件を満たす場合は、定住者の在留資格が与えられ、日本で滞在することができます。不認定の場合、もし、不服があれば、法務大臣に対し、審査をするように請求できます。これを審査請求といいます。そのときに、法務大臣は、「難民審査参与員」という国際情勢や法律に関する学識経験者や専門家の意見を求めることになっています。これは、第三者にも手続き内容を明確に示し、審査請求に関し公正な判断がなされるか、など透明性を確保するための手続きです。そして、法務大臣の裁決が行われ、難民の認定もしくは不認定が決まります。そこで、また不認定の場合、不服があれば、それ以降は、裁判で争うことになります。

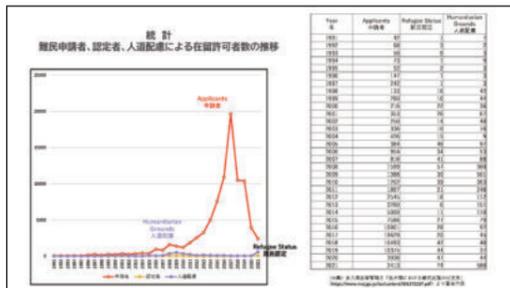
一方、難民不認定になった場合に、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、在留を特別に許可されることがあります。例えば、紛争のため自分の国にいと命の危険があるとか、日本人と結婚したり子どもがいるなどの事情で、人道的な配慮が必要な場合です。スライドの緑で囲っている部分です。この人たちには、特定活動等の在留資格が与えられます。

総じて、現在、日本には、さまざまなタイプの難民の人たちがいて、大まかにいえば、5タイプに分かれます。インドシナ難民と第3国定住難民、これらの人たちは、日本政府が

タイプ	説明
①インドシナ難民定住者	ベトナム、ラオス、カンボジア出身で日本が定住者として受け入れた者 (1978~2005)
②第三国定住難民	一時的な庇護国や難民キャンプから日本政府が定住者として受け入れた者 (2010~)
③条約難民	難民条約に基づき日本政府より難民として認定された者 (1982~)
④人道配慮による在留許可者	難民認定申請の経路、難民とは認定されなかったが、人道的な配慮が必要なものとして在留が認められた者 (1991~)
⑤難民認定申請者	日本政府へ配慮を求め難民認定申請手続きをおこなっている者 (1982~)

集団で正式に受入れてきた人たちです。そして、個別に難民申請をする「申請者の人たち」がいます。申請者のうち、認定された人は「条約難民」となります。申請者のうち、認定されなかったけれども、人道的な配慮として定住が認められる人がいます。

これは、1991年~2021年までの難民申請者、認定者、人道的な配慮を理由に在留を認められた人たちの統計です。2017年は約2万人の申請者がいましたが、偽装難民として疑われる難民の人もいます。日本は認定率が低く、その代わりに人道的な配慮の理由で在留が認められる人が多いのが特徴です。



この表をみてください。

これは各国の難民認定・庇護希望者数の比較です。認定率をみると、日本は他の国に比べて大変低いです。その理由として、よくいわれていることは、日本は難民条約における狭い意味での「難民」だけを認定しているからです。

国	申請者数	認定率(%)	申請者+2
ドイツ	63,474	41.5	26,339
オーストリア	18,894	34.0	5,424
フランス	18,117	25.6	4,639
イタリア	9,194	47.0	4,321
オランダ	5,055	34.0	1,719
スウェーデン	3,391	23.0	778
平均	14	14	2

戦争や紛争で逃れてきた人たちは、一般的に

日本では「難民」として認められていません。他の国では、広い意味での難民として認められています。

次に、近年の受入れとその支援や課題についてお話しします。2021年の日本の申請者と認定数です。日本ではミャンマーとトルコ、トルコというのは大半はクルド民族ですが、

<p>◆2021 (令和3) 年の難民の状況</p> <p>難民認定申請者数 2,413人</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の出拠 50カ国 (ミャンマー、トルコ、カンボジア、スリランカなど) <p>認定数: 74人</p> <ul style="list-style-type: none"> ミャンマー 32人、中国 18人、アフガニスタン 9人、イラン 4人、イエメン 3人、ウガンダ 2人、カメルーン 2人、イラク・ガーナ・パキスタン・南スーダン共和国各 1人 <p>人道配慮: 580人</p> <ul style="list-style-type: none"> ミャンマー 498人、シリア 6人、エチオピア・スリランカ各 5人、中国 4人、アフガニスタン 2人、イエメン・イラク・イラン・ウガンダ・ガーナ各 1人 	<p><特別な対応></p> <ul style="list-style-type: none"> シリア <ul style="list-style-type: none"> 2016年8月 伊勢志摩サミット 5年間で150人のシリア難民らを留学生として受け入れることを決定。滞在、115人受入れ (2017~2021年) ミャンマー <ul style="list-style-type: none"> 2021年2月に軍事によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化。日本への在留を希望する者に緊急避難給付として、在留資格「特定活動」を付与。 アフガニスタン <ul style="list-style-type: none"> 2021年8月のタリバン政権の移行を機に、帰国に不安を抱く在留アフガニスタン人は、引き続き日本国内に留まることができるよう、在留許可の判断を適切に行う。また、日本政府の支援を受け入国を許可された者 (短期滞在) で、引き続き日本への在留を希望する者に、在留資格「特定活動」を付与。
---	--

多くなっています。認定者数は74人で、認定率は、3%です。申請者の国籍は50カ国におよびます。人道的配慮で在留資格が与えられた人は、580人と大変数が多くなっています。その理由についてですがスライドの右側の四角の中の特別な対応を見てください。2021年2月に

ミャンマーで軍によるクーデターがおきました。ミャンマーの政情不安定は現在も続いています。そこで、申請者のうち、ミャンマー人については、日本政府は、特別に在留資格を与えました。それから、シリア人については、中東・北アフリカ地域の民主化運動の影響で、2015年に大量のシリア難民が発生しました。日本政府は、2016年に伊勢志摩でのG7の会議を開催したときに、シリア難民の若者を留学生として受入れることにしました。そしてアフガニスタンですが、2021年8月のタリバン政権の影響によって、帰国に不安を抱く在留アフガニスタン人は、引き続き日本国内に留まることができるよう配慮されています。また、日本政府の支援を受け入国を許可された人もいます。

次に、難民支援の概要です。難民支援制度には、大きく分けて、難民を対象とした定住促進サービスと、日本人同様の一般の行政による社会サービスや制度があります。インドシナ難民、第3国定住難民、条約難民は、RHQが、生活全般の相談に応じています。また、インドシナ難民は先ほどお話しした定住促進センター

タイプ	定住促進サービス (保護)	一般の行政による社会サービス等
① インドシナ難民 (1978~2005)	○ (1979~) 定住促進センター (1979~2006)	○
② 第三国定住難民 (2010~)	○ (2010~) RHQ支援センター: 定住支援プログラム (半年間)	○
③ 条約難民 (条約難民) (1982~)	○ (2003~) RHQ支援センター: 定住支援プログラム	○
④ 人道配慮による在留許可者 (1991~)	×	○
⑤ 申請者 (認定申請者) (1982~)	×	△

で日本語教育や生活ガイダンスが行われていましたが、すでに終了しています。条約難民と第3国定住難民に対しては、東京に2006年にできたRHQ支援センターで定住支援プログラムが行われ、日本語教育や生活ガイダンスが提供されています。しかし、人道配慮によって在留を許可された人たちと申請者は、このサービスを受けることができません。申請者は、生活に困窮する人のみ、ここに書いているようにRHQから保護費が支給されます。住居費が支払われるか、緊急宿泊施設がありますが、その数は非常に少ないです。

次に、日本人同様の行政による社会制度やサービス等については、申請者がとくに制限されています。先ほど言いましたように、難民申請時に正規の在留資格があるかないか、条約難民の可能性が高いか低いによって、「滞在資格・期限の付与」、「就労の可否や制限」、「国民健康保険の加入」、「各種の福祉手当の支給」等が変わってきます。こうした制

限によって、得に申請者は日本社会で生活困難に陥り、生きづらさをかかえています。

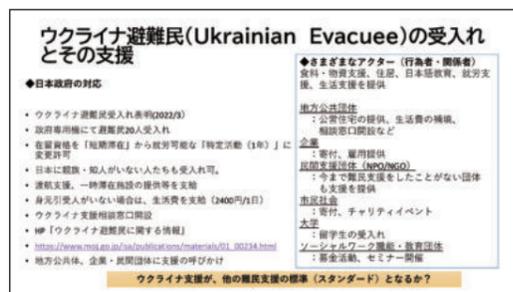


難民申請者は特に、日本の社会制度が使えないので、ここに示しているように多くの生活・福祉問題を抱えています。これについては、石川様の講義で詳しくお話しががあると思います。ウクライナ避難民以外の今までの一般的な日本の難民支援ですが、簡単に整理しますと、国レベル、民間非営利団体レベル、当事者レベルに分けられます。国レベルでは先ほど述べたように RHQ が支援しています。しかし、定住支援プログラムは短期間なので十分ではないといわれています。

また、申請者には保護費が支給されると言いましたが、対象者数が限定され、かつ少額であることが問題です。次に民間レベルですが、

宗教系、人権擁護系、社会福祉系、弁護士団体、難民支援団体などが支援しています。各団体は特徴がありますが、申請者を含め総合的な支援に努めています。申請者の支援では、日本の制度の利用が制限されているので、定住に向けた自立支援が大変困難です。したがって、難民支援団体の人たちは、FRJ という難民フォーラムを立ち上げ、ネットワーク化を図り、ソーシャル・アクションを行っています。

最後に、当事者レベルですが、日本に長期間住んでいるミャンマーの各民族やクルド民族などのエスニックグループなどがあります。彼らは相互支援を行い、行事などを通して文化の継承を行っています。しかし、日本では難民数が少ないことや、政治的信条の違いにより、エスニックコミュニティとして団結することの難しさがあります。最後に、ウクライナ避難民の受入れとその支援について話します。日本政府は、2022年3月にウクライナ避難民の受入れを表明し、4月には、政府専用機にて避難民20人の受入れもしました。当初は、日本に親族・知人がいる人のみ受入れるとしていましたが、今は、いない人たちの受入れを認めています。渡航支援、一時滞在施設の提供などを行っています。親族や知人などの身元引受



民の受入れを表明し、4月には、政府専用機にて避難民20人の受入れもしました。当初は、日本に親族・知人がいる人のみ受入れるとしていましたが、今は、いない人たちの受入れを認めています。渡航支援、一時滞在施設の提供などを行っています。親族や知人などの身元引受

人がいない人には、生活費を支給しています。政府はウクライナ支援相談窓口や専用ホームページを開設し、ウクライナ避難民の支援に積極的に取り組んでいます。スライドの右の四角の中に示しているように、ウクライナ避難民に対しては、さまざまなアクター(関係機関)として、地方公共団体、企業、民間支援団体、市民社会などが、食料・物資支援、住居、日本語教育、就労支援、生活支援を提供しています。このような多くの支援がありますが、残念ながら、ウクライナ避難民に限った支援が多いです。今回、ウクライナ避難民をきっかけに、日本で難民問題が注目されるようになったことは、ある意味大変良いことですが、ウクライナ避難民の支援が、今まで日本に住んでいるその他の国の難民の人たちの支援のスタンダードになっていくことが重要だと思えます。ウクライナの人たち同様に、

福祉関係者やソーシャルワーカーの人たちが他の国の難民への支援にも目を向けて、そして、それぞれの現場で行動していただくことを願っています。

最後に参考文献と資料をスライドにお示ししています。ご視聴していただきありがとうございます。ありがとうございました。

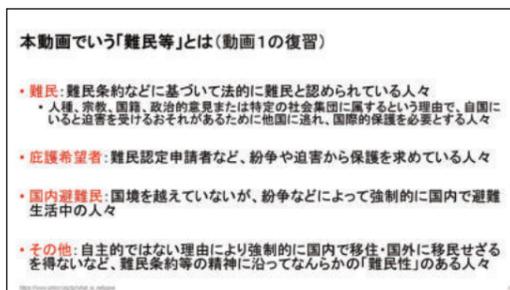
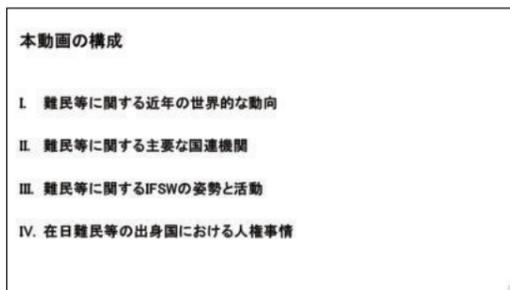
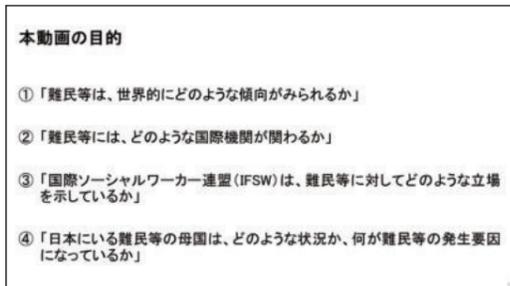
参考文献/資料

- 公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部のホームページ (<https://www.rhq.asia/>)
- 国連UNHCR協会ホームページ (<https://www.japanforunhcr.org/>)
- 出入国在留管理庁 (2022) 『出入国在留管理』
- 出入国在留管理庁ホームページ (<https://www.mos.go.jp/ia/index.html>) 『難民認定制度』『令和3年における難民認定者数等について』『ウクライナ避難民に関する情報』等。
- 海軍三郎編著 (2018) 『世界の難民をたすける30の方法』合同出版。
- 新島彰子 (2020) 『日本に連れてきた難民への支援—その実情と課題』南野奈津子編著『いっしょに考える外国人支援』明石書店。
- 新島彰子 (2018) 『在日難民のソーシャル・キャピタルと主観的統合—在日難民の生活経験への社会福祉学の視座』現代人文社。
- 新島彰子『難民に対する国際ソーシャルワークの実践』木村真穂子、小原真知子、武田大輔著(2022)『国際ソーシャルワークを知る:世界で活躍するための理論と実践』中央法規。
- FRJなんなんフォーラムホームページ (<http://frj.or.jp/>)
- UNHCRホームページ (<https://www.unhcr.org/>)

世界の難民情勢と国際的な関連動向

日本社会事業大学

ヴィラーグ・ヴィクトル (日本ソーシャルワーカー協会)



皆さん、こんにちは。日本社会事業大学のヴィラーグと申します。私は、日本ソーシャルワーカー連盟のシンポジウムに向け、事前オンデマンド動画の2を担当させていただきます。与えられたテーマは、「世界の難民情勢と国際的な関連動向」となっております。

この動画で皆さんの疑問にお答えすることを目的としています。①難民は世界的にどのような傾向が見られるか、②難民にはどのような国際機関が関わるか、③国際ソーシャルワーカー連盟はどのような立場を示しているか、④日本にいる難民の母国はどのような状況か、何が難民などの発生要因になっているか、という4つです。

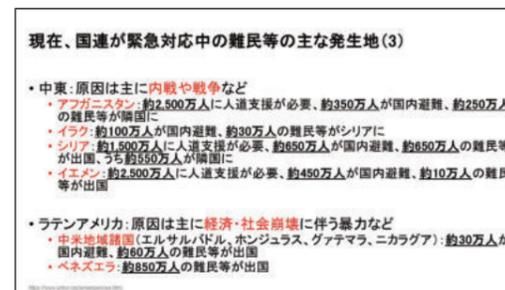
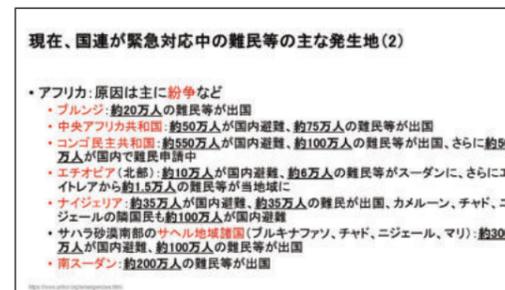
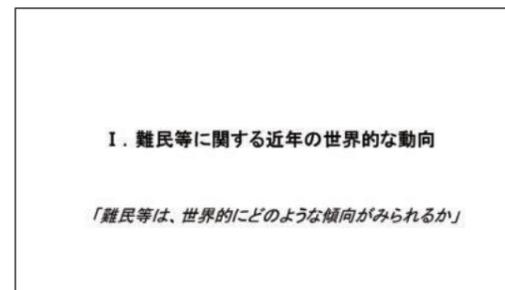
これらの問いに応じて動画はこのような構成になっています。①近年の世界的な動向、②主要な国際機関、③ISFWの姿勢と活動、④在日難民の出身国における人権事情です。

第1部に入る前に、簡単に動画1の復習です。本動画でいう「難民等」の表現ですが、これは何を指しているのかというと、まず難民は難民条約などに基づいて法的に難民として認められた人々になります。しかし、この「等」の

中に、まだ認められていないけれども、そういった認定の申請をしている人々の中で、庇護を求めている人々も含まれています。これを国際的に、庇護希望者という表現で表します。

近年かなり大きな問題になっているのは国内避難民です。国境は越えていないけれども、紛争などによって強制的に母国内で避難せざるを得ない人々のことを指しています。その他、自主的ではない理由によって強制的に国内で移住している、あるいは国外に移住せざるを得ないなど、基本的に難民条約などの国際法の精神に沿って、何らかの「難民性」

のある人々という意味で捉えていただければと思います。



では、第1部です。第1部では、「難民等は世界的にどのような傾向が見られるのか」ということについて考えることができると思います。

こちらは、現在、国連が何かしらの緊急対応中の難民の発生地を示しています。出てくる順番で見ていきますが、2022年にウクライナも加わってしまいました。

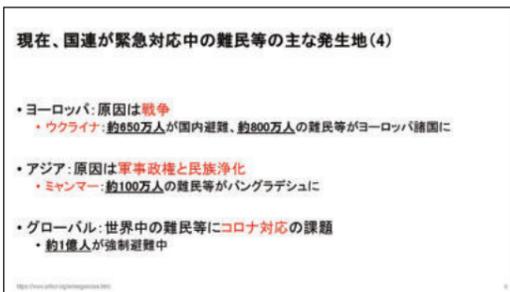
これらの国々を地域別に見てみると、アフリカのこれぐらいの国で難民危機が生じており、国連が緊急対応を行っています。

こういったアフリカの諸国の場合、主な原因は紛争となっていますが、国によって数百万人の程度の危機もあります。大きな傾向としては、出国して実際に難民になっている人々もいれば、それをさらに上回るような数の人々が、国内で避難することが挙げられます。また隣国の国境沿いで何か紛争が起きてしまうと、隣国にも影響が及ぶこともご覧になれるのではないかと思います。

そして中東ですと、こちらの国々は、もう紛争のレベルを超えて、内戦や戦争という状態です。アフガニスタン、イラク、シリア、イエメンが上がっているのですが、この20年10年5年

での、直近のニュースでも聞いているような状況です。

ラテンアメリカの特徴としては、経済や社会崩壊に伴う暴力から避難せざるを得ない人々が多いのです。例えば、中米地域諸国でいうと、麻薬貿易で力がついてしまった国際犯罪組織が支配している地域から逃げている人々です。ベネズエラですと、近年の経済崩壊から既に850万人が、何らかの形で出国しているというふうに言われております。



身近なところでは、戦争によってヨーロッパで難民が発生しているという状況が起きています。90年代のバルカン戦争以来です。

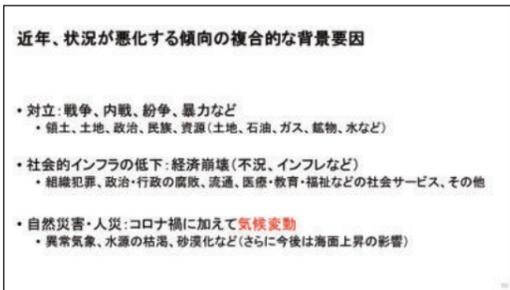
そして、日本に近いところでは、アジアの場合ですと、軍事政権と民族浄化が、皆さんもご存知の通り、ミャンマーで起きていて、大体

100万人の人が隣のバングラデシュの難民キャンプに避難しています。これは、ベトナム戦争や70年代80年代のインドシナにおける様々な危機と比べると、比較的落ち着いてはいる数字ですが、ミャンマーはこのような状況です。これは、日本にも深い関わりがあるかと思えます。

そしてグローバルな危機ですが、数字としては、今までの数字に含まれています。現在、世界中に強制避難中の難民等の人々が約1億人もいるという統計が出ています。国連としては、この全ての人々に何らかのコロナ対応をすること自体も非常に大きな危機課題になっています。

また、なぜ近年この難民に関する状況が悪化しているのかということ、複合的な背景要因があります。従来からの様々な対立、領土や土地、政治、民族、資源を巡っての争いなどです。そして、社会的なインフラの低下、例えば経済崩壊など、その中で先ほども申し上げた組織犯罪といったものが悪化すると、もう住めなくなってしまうと避難せざるを得ません。流通、あるいはその中の社会サービスなども崩壊してしまうという状況です。

なお、近年注目すべき傾向は多くの自然災害・人災ということですが、もちろんコロナ禍に加え、気候変動も大きな課題になっています。これは、ますます大きな課題になることが予測されており、異常気象、水源の枯渇、砂漠化などによって、このような対立の形になってしまいます。そしてこれからは、海面の上昇による気候難民といわれる人々が増えていくであろうということです。さきほどの地図を見ると、やはり赤道沿いの国が多かったと思えます。



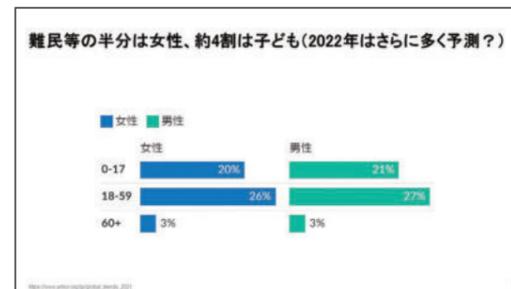
数字ですが、この2022年の1年間で、1,000万人も難民が増えてしまったということになっています。世界人口の80人に1人ということになってしまうのですが、2022年に圧倒的に多いのが、自分の国で避難している人々です。いわゆる国内避難民です。

国際法上、出国し、国境を越えて難民として扱われる人々は、この図の中での紺色と水色の部分です。水色の部分は、実は昔から一定の数字で、増えていないのですが、これはイスラエル・パレスチナ問題の中でのパレスチナ難民の数になっています。

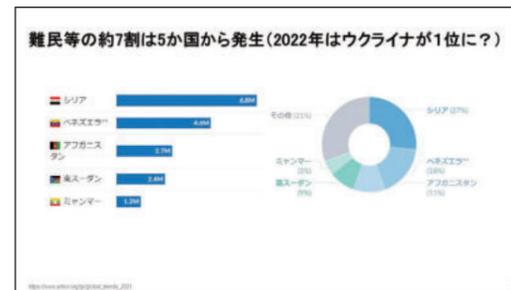
そしてパレスチナ難民以外の難民は、紺色の部分ですが、これが毎年増えていることになります。ただし、いわゆる先進国までですが、日本とか北米、ヨーロッパまでたどり着く人々はこの棒グラフの中でどこかというところ黒の部分になります。庇護希望者という人々です。つまり、そういう申請者は、私たちがいる先進国への庇護を求めています。申請するということは、実は世界中の難民のわずか一部ということになっています。

少し違うデータも見ていただきたいと思います。この赤の部分には特別扱いということで、国外に逃れたベネズエラ人を指しています。ちなみにこの2021年と2022年の大きな差は、ウクライナの国内避難民、あるいはウクライナの国外避難民になるのではないかとのことです。

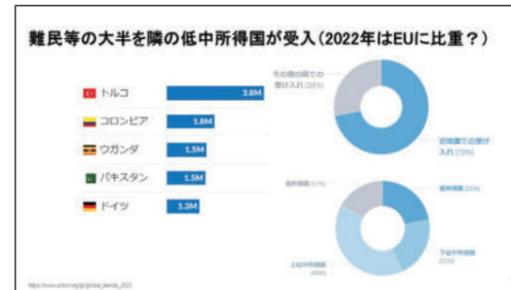
では、性別年齢別の内訳はどうかというと、難民の半分は女性、約4割が子どもになっていますが、ウクライナ戦争でさらにこの割合が多くなるのではないかと予測されていま



す。ウクライナの場合は、男性が戦っており、出国しているのは子どもと女性ということになっていますので、2022年の数字は、さらに女性と子どもが多くなると思います。



また、難民の発生国を見てみると、かなり偏りがあることが分かります。2021年には、難民の7割がこちらの国々から発生しています。2022年は、おそらく1位にウクライナが上がってくると予測されています。



では、1億人の難民はどこにいるのかということですが、ここで意識していただきたいのは、7割以上の人々が隣国にいます。トルコですと、例えばシリア難民です。コロンビアですと、隣のベネズエラからの難民になります。パキスタンは、隣国からのアフガニスタン難民ということです。要するに、低所得国にいるのです。

そのため、先進国が負担して受け入れているというよりも、隣国の、それも同じ開発途上国、低所得国の国境沿いの難民キャンプに大勢の人々がいるということになります。

これもウクライナ難民が逃れているEU諸国は、ここにランクインしてくるかもしれませんが、2021年の状態で唯一先進国がここに上がっているのは、ドイツのみということになっています。日本を含めた先進国がもう少し頑張る余地があるのではないかと数字です。

難民等に関するその他の主要なデータ

- 2021年に新たな認定申請をした難民等: 140万人 (2022年にEUへ急増?)
・上位の申請先: 1. アメリカ, 2. ドイツ, 3. メキシコ, 4. コスタリカ, 5. フランス
- 2021年に帰還できた難民等: 570万人
・うち530万人は国内避難民
- 2021年に第三国定住できた難民等: 5万7,500人
・前年の3万4,400人から大幅増

そして21年のデータですが、他のいわゆる難民キャンプなどから先進国に難民認定の申請をした数はどれぐらいかということ、1億人の中でたった140万人です。どこに申請しているかということ、数字が出ていますけれども、こちらです。これも、2022年にはEUの国々が少し上がってくると予測されています。

そして2021年に故郷に帰ることができた難民は、1億人の中でどれぐらいいるかですが、570万人です。実は、このうち530万人は国内避難民でした。国境を越えている難民で、母国に帰れた人はたった40万人でした。

また、国境沿いの難民キャンプなどから先進国などへ第三国定住できた難民は、5万数千人ということになっております。1億人に対して、非常に少ない数字かと思えます。ただし、これでも前年の2020年のデータと比べると、大幅な増加であるということは事実です。

II. 難民等に関する主要な国連機関

「難民等には、どのような国際機関が関わるか」

では、第2部に進みたいと思います。第2部は難民等に関する主要な関連機関の紹介です。「どのような国際機関、とりわけ国連機関が関わるのか」に焦点を当てて紹介したいと思います。

1つ目は、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)です。これは戦後、ヨーロッパのホロコーストなどの反省の下、難民条約とともに、1950年代に主にヨーロッパの避難民を支援するために発足した組織です。

しかし、残念ながらこの仕事が終わった後でも、やはり50年代から、ハンガリーの革命をはじめとして、その後の冷戦構造や植民地解

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の歩み

- 戦後(ホロコーストなど)の反省の下、難民条約とともに1950年代から主にヨーロッパの避難民を支援するために発足(当初はその完了後に解散予定)
- 1956年のハンガリー革命をはじめとして、その後の冷戦構造や植民地解放において、世界各地の難民等危機への対応とともに拡大
- 1954年と1981年にノーベル平和賞
- 約90億米ドルの予算をもって、約19,000人の正規職員が137か国で活動
- 過去の弁務官に現国連事務総長や1990年代に国際公務員の緒方貞子氏

放の時代においては、世界各地で多くの難民危機が発生し、それに対応せざるを得なかった、そしてそれとともにどんどん拡大してきた組織になっています。実際に54年と81年に組織としてノーベル平和賞も受賞しております。現在は、約90億米ドルの予算を持って、約2万人の正規職員が、137か国で活動しています。

この高等弁務官として有名な人は、日本にゆかりのある人ですと、緒方貞子さんが挙げられます。90年代、バルカン戦争の時期に国際公務員として役職を勤め、功績を残している方です。また、現在の国連事務総長も高等弁務官を務めたという経歴です。

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の活動

- 難民等の国際的な保護
・難民等の権利(強制送還の禁止・就業・教育・居住・移動の自由など)の擁護と促進
- 緊急事態における物的な援助と、長期的な自立に向けた援助
・衣食住の提供、医療・衛生活動、学校・診療所など社会基盤の整備
- 難民問題の解決へ向けた国際的なアドボカシー
- その他: 自主的な帰還、一次庇護国での定住、第三国定住の支援など

UNHCRがどのような活動をしているかということ、難民の国際的な保護がメインです。また、難民の様々な権利を守るための権利擁護の活動、また実際の支援について緊急時には物質的な支援と、長期的には自立に向けた支援、援助を行っています。

なお、難民問題の解決に向けた国際的なアドボカシーは、各国政府に呼びかけたりするという活動です。個別支援については、後ほどISFWの紹介でも出てきますが、自主的な帰還、あるいは1次保護国での定住か、第三国定住のいずれかの支援を行っているということになっています。

UNHCRの駐日事務所の主な活動

- 法務関係
・難民等に関する法律・政策への提言、難民認定などに関する研修・啓発
・支援対象者への法的・社会的な支援
- 渉外関係
・人道支援と開発援助に関する公的機関と、NGOや企業などの民間との連携
・難民等に関する専門的なシンポジウムの開催
- 広報関係
・インターネットやマスコミへの情報発信
・一般社会へのイベント・キャンペーンの実施

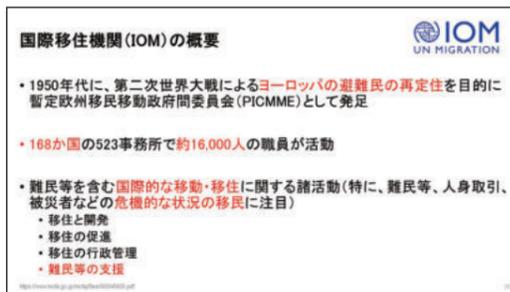
UNHCRは、日本事務所もあります。こちらの主な活動は、法務関係、渉外関係、広報関係に分かれています。

法務関係には、政策提言、そして難民認定を巡る、その制度上の手続きに関する研修啓発、またもちろん個別支援の法的・社会的支援が含まれています。

渉外活動というのは、我々ソーシャルワーカーというネットワークです。活動の連携先としては、公的機関のみでなく、NGOや企業などの民間セクターも入っています。専門的なこのような連携先の人々と、業界向けに専門的なシンポジウムの開催も行っています。

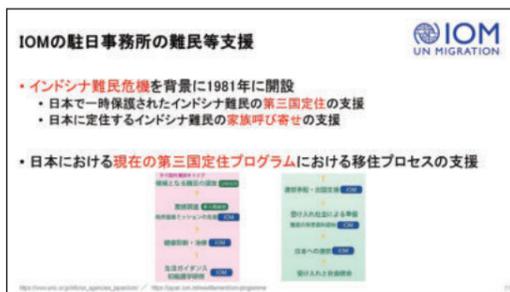
そして、広報活動はどちらかということ、一般市民が対象となっており、インターネット、マスコミを通じた情報発信やイベント・キャンペーンなどの実施が挙げられます。

続いて、難民専門ではありませんが、IOM(国際移住機関)という組織もあります。これは、もともと独立組織でしたが近年、国連管轄の組織になりました。



こちらと同じく、第二次世界大戦のヨーロッパ避難民の再定住の支援を目的として発足した組織ですが、現在は、約170カ国に合計520箇所の事務所を持っており、約1万6000人の職員が活動しています。この中には日本事務所の職員も含まれています。

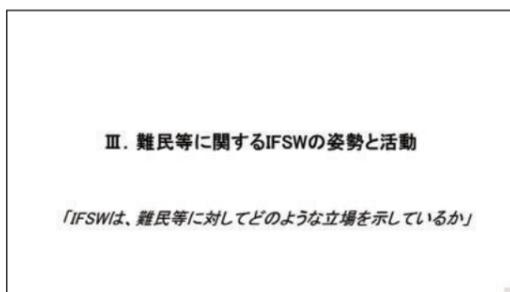
難民も含むのですが、基本的には、国際的な移動・移住に関する様々な活動を行っている組織で、特に難民、あるいは、人身取引・人身売買の被害者、被災者などの危機的な状況にいる移民に注目しています。こちらの4つの柱の活動の中では、1つの大きな柱が難民などの支援です。



日本を例に、IOMの難民支援にはどんなものがあるかということです。日本に事務所ができたのはボートピープルの時代で、インドシナ難民が日本にもたどり着いたという時期になります。1981年からインドシナ難民の支援は、日本にたどり着き、一時的に保護はされたが、定住は他の国です、という場合に第3国定住

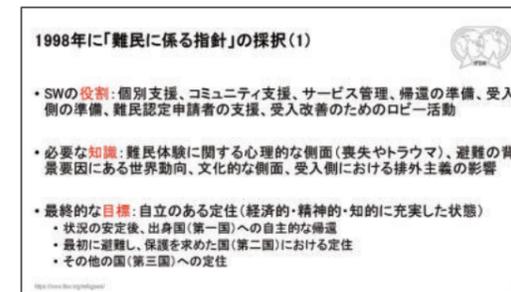
の支援も行ってきました。あるいは、日本で定住したインドシナ難民の方もいらっしゃいますので、その方々の、例えば家族を呼びよせるなどの支援を行ってきました。

また、近年では、日本はタイ、マレーシアの難民キャンプから、ミャンマー難民を、この第3国定住プログラムの一環として受け入れています。そのような方々の移住プロセスを支援しています。難民としての受け入れそのもの、法的な関係は、もちろんUNHCRと日本政府の間で行われるのですが、受け入れが決まった後、難民キャンプからの出発の準備など、日本にたどり着くまでの、まさしく移住プロセスの支援はIOMが関わっています。



第3部は、IFSWの難民について示す姿勢と活動です。「どのような立場を果たして示しているのか」ということを少し整理したいと思います。

IFSWは、ポリシーペーパーと呼ぶ、様々な指針を出しており、その中で1つとても重要なものは、98年に採択された、この難民に係る



指針になります。

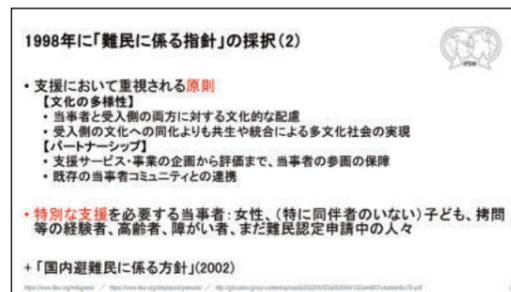
内容は、ソーシャルワークの役割として個別支援から、このようなロビー活動まで、ミクロからメゾ、マクロ、場合によってはグローバルな活動まで含むような内容・役割が示されています。そして、それには、専門的な知識として

社会面の知識ももちろん必要ですが、難民特有の問題として、母国や実際に家族を失っている方々のように、このような喪失体験や実際のトラウマに直面し、経験している方もいらっしゃいます。このような難民体験に関する心理的な側面に関する知識が必要と示されています。

また、難民になる背景は、まさしくこの動画に出るような知識、世界動向です。そして、当事者の文化に関する知識、すなわち文化的な知識、さらには受け入れ側、受け入れ社会において「難民お断り」ということもあり得るので、そういった排外主義の影響に関する知識も必要であるとIFSWは示しています。

なお、難民支援の最終目標は、自立のある定住、つまり経済的にも精神的・知的にも充実した状態を指しています。これは、UNHCRと同じように、母国の状況が不安定な出身国(第1国)への自主的な帰還が1つの選択肢になります。ただし、数字でも見てきたようになかなか叶わないので、最初に避難した一時保護、一時的に保護を求めた国(第2国)における定住が選択肢の2です。そして、場合によっては、それが叶わない場合、あるいはその国が例えば大きな難民キャンプで大量に受け入れて、どこか他の先進国に申請したいという場合に、第3国定住が3つ目の選択肢になります。

どの場合も自立のある長期的な解決が望ましいということです。そしてIFSWが示しているこの難民支援において重視される原則というものがたくさんありますが、2つ取り上げます。



1つは、文化の多様性です。グローバル定義にも入っていますが、この場合は何を指しているかということ、難民・当事者の文化も重要でありながら、それのみでなく、受け入れ社会、受け入れ側の両方に対する文化的な配慮が必要と指針が述べています。もう1つは、受け入れ側の文化への同化の問題です。日本に来たら、日本のルールに従いなさいという話ではなく、最終的

に難民との共生、難民の社会統合による多文化社会の実現ということを目指すべきという原則があります。

そして、パートナーシップという原則ですが、これは難民も含めて支援、あるいはサービスや事業などを企画する場合、そのプロセスの中で、評価まで全ての段階において当事者の参画を保証しなさいということになっています。また、その一環として、既にもう入国してきている同国人、当事者コミュニティとの連携、慎重にならないといけない場合もありますが、基本的にそこの連携もとても重要です。

そして、この指針が難民の中でもさらに特別の支援を必要としているグループとして示しているのは、女性、そして子ども、特に同伴者のいない子どもです。子どもが1人で同伴者のないまま国境を越えているというパターンも少なくはないということです。また、難民なので、拷問などを実際に経験している方々も特別な支援を必要としていますし、数としては少ないのですが、高齢者の特別な支援もあります。UNHCRのガイドラインを翻訳したPDFのリンクを載せておりますので、よかったですらご覧ください。

また、難民の中での障がい者、難民認定中でまだ難民として認められておらず法的に不安定な立場にいる人々もいます。日本の場合、収容されることもありますので、そのような方々、最も弱い立場にいる人々の支援も特別なものが必要ということになっています。実は、国内避難民に係る指針もIFSWが示していて、最後に載せている資料で確認いただければと思います。



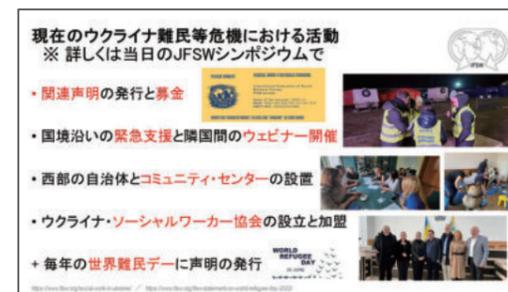
実際に、IFSW自体はどのような活動を難民についてしているかということですが、直近では2015年のヨーロッパの難民危機における活動を1つ紹介したいと思います。

これは、シリアや他の中東諸国、また北アフリカから、2015年に多くの難民の方がヨーロッパにたどり着いたという時期です。もちろん、

関連声明で声明文をIFSWとしても出しています。そして、各国のソーシャルワーカーたちが情報共有するために、オンラインのハブサイトも設置していました。

また16年の、その次の年の世界ソーシャルワーカーデーには、関連シンポジウムを開いて、実際にそこでも特別な声明を採択しています。

こちらは、今度のシンポジウムのメインテーマなので、軽く触れるだけに止めますが、ウクライナについて、IFSWはどのような活動を行っているのかというと、やはり同じように反

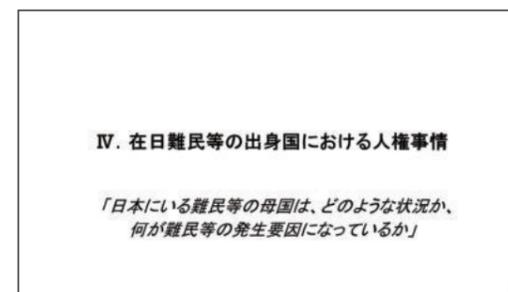


のウェビナーも開催しました。

また、とても画期的な支援ですが、詳細はシンポジウム当日をぜひとも楽しみにしていただけだと思います。実は、ウクライナ国内のコミュニティセンターを立ち上げています。ウクライナの東部は戦争中ですが、西部に避難してきている人々がたくさんいらっしゃいますので、そこの西部の自治体と共同で、また現地の人々の主体性を大事にしながら、このようなコミュニティセンターを開きました。

さらには、まだなかったウクライナ・ソーシャルワーカー協会の設立も実現して、早速IFSWにも加盟しています。この写真は、写っている方々の中に、その会長さんも含めてIFSWの関係者が並んでいます、この写真のうち4人の方がシンポジウム当日も登壇されます。ぜひとも楽しみにしていただきたいです。

なお、世界難民デーが6月にあり、難民危機が起きた年も、特に大きな出来事がない年も、IFSWもそれに合わせて声明文をほぼ毎年、発行しています。



戦の声明を先に出しました。

そして、募金はとても早い段階から始めて、その募金で集まったお金とかも使って、例えば国境沿いの緊急支援を行いましたし、そして隣国のルーマニア・ポーランド・ハンガリーなどで、ソーシャルワーカーの間で情報共有のため

では、最後です。ここでは、在日難民等の出身国における人権事情について簡単に触れたいと思います。「日本にいる難民の母国はどのような状況か、何が難民との発生要因になっているか」なのですが、政治的な話はここではしません。あくまでも、どのような人権侵害がそれぞれの国で起きているのかということを中心に取り上げたいと思います。

主な出身国はどこかについては、どのようなデータを見ればいいのか迷いますが、1つは実際に日本で難民申請をしている方々の過去3年分の上位の国籍になります。そして下は、審査請求者、つまり認定は1発でされなかったが、い

日本における難民等の主な出身国(1)

近年の難民認定申請者の上位国籍

国籍	令和5年	令和4年	令和3年
① スリランカ	1,530	① トルコ 836	① ミャンマー 612
② トルコ	1,331	② ミャンマー 602	② トルコ 510
③ カンボジア	1,321	③ ネパール 466	③ カンボジア 438

近年の審査請求者の上位国籍

国籍	令和5年	令和4年	令和3年
① スリランカ	1,192	① スリランカ 503	① スリランカ 1,589
② フィリピン	1,072	② トルコ 444	② カンボジア 1,080
③ ネパール	838	③ ネパール 386	③ ネパール 473

わゆる再申請をする人々の国籍です。

日本における難民等の主な出身国(2)

• 近年の難民認定者の上位国籍

令和元年	令和2年	令和3年
アフガニスタン 16	イエメン 11	ミャンマー 32
リビア 4	中国 11	中国 18
イエメン 3	アフガニスタン 5	アフガニスタン 9

• 近年の人道配慮者の上位国籍

令和元年	令和2年	令和3年
シリア 7	シリア 10	ミャンマー 498
イエメン 1	イエメン 3	シリア 6
エチオピア 1	コンゴ民主共和国 3	エチオピア 5

在日難民等の主な出身国について報告されている人権問題(1)

- **アフガニスタン**: 超法規的な殺人や拷問、恣意的な逮捕や拘束、内戦における深刻な人権侵害、少年兵の徴兵や子どもの性的虐待、表現・宗教・結社・出国の自由と政治参加の制限、政府の腐敗、性的暴力、強制労働や性的搾取の人身取引、少数民族やLGBTQI+に対する暴力、労働者の権利の制限、児童労働、その他
- **カンボジア**: 拷問や恣意的な拘束、政治犯の収容、私生活の監視、表現・集会・結社の自由と政治参加の制限、政府の腐敗、性的暴力、人身取引、児童労働、その他

についてはこのようなものが報告されています。かなり重なる部分もあり、最初のものを確認し、あとは特徴的なところのみを取り上げたいと思います。

アフガニスタンですが、超法規的な殺人や拷問、恣意的な拘束や逮捕、内戦における深刻な人権侵害(これは例えば少年兵の徴兵や子どもの性的虐待を含む)があります。また、ジャーナリストが殺されるなどの表現の自由、宗教の自由、結社の自由、出国の自由と政治参加の自由などが制限されるという深刻な人権侵害が起きています。そして、政府・行政の汚職・腐敗という問題、そして性的暴力に対する不十分な対応が並んでいます。さらに、強制労働や性的搾取を含む人身取引、少数民族やLGBTの人々に対する暴力、労働者の権利の制限、児童労働などが報告されています。

カンボジアも同じで、例えば政治犯の収容とか、私生活の監視というものまで含まれています。

在日難民等の主な出身国について報告されている人権問題(2)

- **中国**: 非合法的な殺人や拷問、恣意的な拘束、少数民族や政治犯の収容、私生活の監視、表現・宗教・移動・集会・結社・選挙の自由と政治参加の制限、難民等の強制送還、強制的な避妊手術や妊娠中絶、強制労働や人身取引、少数民族に対する暴力、労働者の権利の制限、児童労働、その他
- **コンゴ民主共和国**: 非合法的・超法規的な殺人、拷問や恣意的な拘束、政治犯の収容、私生活への介入、紛争における深刻な人権侵害、少年兵の徴兵、表現・集会・結社の自由の制限、政府の腐敗、性的暴力や人身取引、障がい者・少数民族・先住民・LGBTQI+に対する暴力、児童労働、その他

そして、次のスライドは、実際に難民認定された方々の3年分の上位国籍、そして最後は難民という位置づけにはしませんが、難民性が高いということで人道配慮の下、在留資格を認められた人々の国籍です。

このように国籍の内訳にもだいぶ差があります。認められた人でも上位国籍を見た場合、人権侵害がないわけではないので、これらの国々も触れたいと思います。

単純にアルファベット順になっていますが、米国の国務省(日本の外務省に当たるような機関)が、国別にその人権問題のリストを作っています。例えば、日本の在日難民の主な出身国

についてはこのように報告されています。かなり重なる部分もあり、最初のものを確認し、あとは特徴的なところのみを取り上げたいと思います。

アフガニスタンですが、超法規的な殺人や拷問、恣意的な拘束や逮捕、内戦における深刻な人権侵害(これは例えば少年兵の徴兵や子どもの性的虐待を含む)があります。また、ジャーナリストが殺されるなどの表現の自由、宗教の自由、結社の自由、出国の自由と政治参加の自由などが制限されるという深刻な人権侵害が起きています。そして、政府・行政の汚職・腐敗という問題、そして性的暴力に対する不十分な対応が並んでいます。さらに、強制労働や性的搾取を含む人身取引、少数民族やLGBTの人々に対する暴力、労働者の権利の制限、児童労働などが報告されています。

カンボジアも同じで、例えば政治犯の収容とか、私生活の監視というものまで含まれています。

中国から難民認定をされている方々も何人かいらっしゃいますが、こちらは例えば象徴的なものとして少数民族の収容(ウイグル地区に大きな収容所がある)、あるいは難民などの強制送還(北朝鮮の難民を中国が無理やり戻しているということ)も含まれます。また、強制的な避妊手術、妊娠中絶といった問題が報告され

ています。

次に、コンゴ民主共和国も少年兵の徴兵があります。全体的に深刻な問題が並んでいるかと思いますが、福祉的に注目を引くのは、この障がい者に対する暴力です。

在日難民等の主な出身国について報告されている人権問題(3)

- **エチオピア**: 非合法的・超法規的な殺人、拷問や恣意的な逮捕・拘束、政治犯の収容、紛争における深刻な人権侵害、少年兵の徴兵、表現・集会の自由の制限、政府の腐敗、性的暴力や人身取引、少数者に対する暴力、その他
- **リビア**: 非合法的な殺人、拷問や恣意的な逮捕・拘束、政治犯の収容、私生活への介入、紛争における深刻な人権侵害、少年兵の徴兵、表現・結社の自由と労働者の権利の制限、難民等の強制送還、政府の腐敗、性的暴力、強制労働、その他

では、エチオピアというと、こちらに並んでいるような問題が報告されています。リビアも同じです。地域は違いますが、こちらのようなものです。後ほど、この動画を止めながら、実際にゆっくり見ていただければと思います。もちろん、程度や人権侵害の種類など、それぞれの国で差がありますので、ぜひとも確認して欲しいです。

在日難民等の主な出身国について報告されている人権問題(4)

- **ミャンマー**: 非合法的・超法規的な殺人、拷問、性的暴力、恣意的な逮捕・拘束、政治犯の収容、私生活への介入、紛争における深刻な人権侵害、少年兵の徴兵、表現・宗教・移動・集会・結社・選挙の自由と政治参加の制限、政府の腐敗、人身取引、少数民族に対する暴力、労働者の権利の制限、強制労働、児童労働、その他
- **ネパール**: 非合法的・超法規的な殺人、拷問、恣意的な拘束、表現・集会・結社・移動の自由と政治参加の制限、政府の腐敗、性的暴力、人身取引、LGBTQI+に対する暴力、児童労働、その他

ミャンマーも、実際にアジア(インドシナ半島)の国なので、日本に近いということです。特に取り上げたいのは、軍事政権の下で、私生活への介入、政治犯の収容、そういったものも含まれていることです。

ネパールの場合は、認定が下りにくいのですが、実際はネパールについてもこのような人権侵害が報告されていることは事実です。

在日難民等の主な出身国について報告されている人権問題(5)

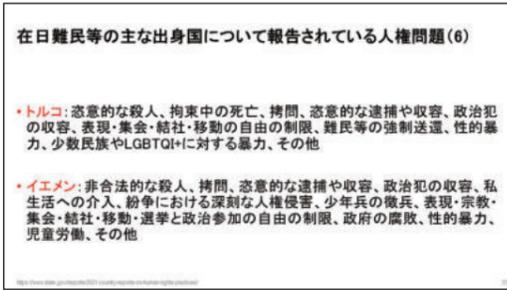
- **フィリピン**: 非合法的・超法規的な殺人、拷問、恣意的な拘束、私生活への介入、紛争における深刻な人権侵害、少年兵の徴兵、表現の自由の制限、政府の腐敗、労働運動家に対する暴力、その他
- **スリランカ**: 非合法的・超法規的な殺人、拷問、恣意的な逮捕や拘束、私生活への介入、表現・集会・結社・移動と労働者の権利の自由の制限、政府の腐敗、性的暴力、人身取引、少数民族やLGBTQI+に対する暴力、その他
- **シリア**: 非合法的な殺人、拷問や性的暴力、恣意的な拘束、政治犯の収容、私生活への介入、紛争における深刻な人権侵害、少年兵の徴兵、表現・集会・結社・移動・選挙と政治参加の自由の制限、政府の腐敗、強制的な妊娠中絶、人身取引、LGBTQI+に対する暴力、労働者の権利の制限、その他

そしてフィリピンです。申請者が多い割には、日本でなかなか認定を受けにくいのですが、ここも、実際はこのような問題が起きています。今までの他の国ではなかったものとして、例えば労働運動に対する暴力も挙げられています。

スリランカも、日本の場合は認定が下りにくいのですが、このような人権侵害が報告されている国になっています。

シリアは、日本の場合でも認定が他の国籍と比べて比較的の下りやすくなっていますが、こちらもそれに見合ったような深刻なもの、例えばLGBTに対する暴力、人身取引、強制的な妊娠中絶などという、かなり深刻な問題が生じているようです。

そしてトルコです。トルコの場合はなかなか認めてもらえないという状況も続いています



うことがあります。

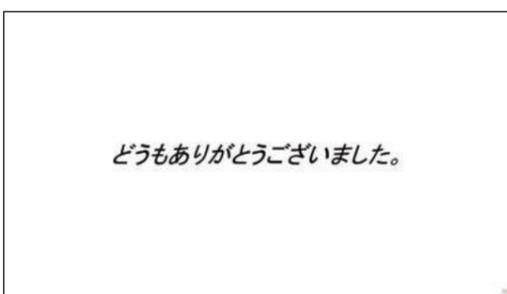
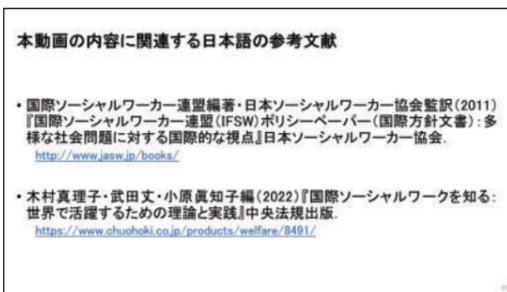
最後に、イエメンでは、内戦も実際に起きているので、かなり深刻な人権状況になっています。イエメンも少年兵の徴兵などという問題まで挙がっています。



今回は、あくまでも「どのような人権が侵害されているか」というところに焦点を当てたわけですが、政治的な背景について知りたい方は、ぜひアメリカの国務省だけではなく、日本の外務省も各国プロフィールを作成していますので、こちらのサイトがおすすめです。

そして、簡単に日本語の字幕で、または日本語の音声を使って、難民について知りたい方は、UNHCRの「駐日事務所のYouTubeチャンネル」もおすすめです。また、そのホームページも多くの情報が載っています。

なお、書籍としては、あくまでも要点しか挙げていないのですが、IFSWの様々な指針文書(ポリシーペーパー)を訳して出版している、この日本ソーシャルワーカー協会のもがあります。今日は飛ばしてしまった国内避難民に関する指針文書もこの中に含まれています。



が、ここでの少数民族は主に、クルド人を指しています。日本のクルド人、クルド難民の問題と考えると、大体はトルコ出身です。このような迫害を受けた人々を指しています。また、こちらも表現の自由の問題として、ジャーナリストにとってかなり厳しい体制になっているとい

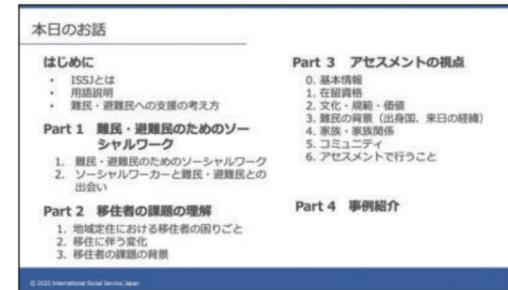
今回の、あくまでも「どのような人権が侵害されているか」というところに焦点を当てたわけですが、政治的な背景について知りたい方は、ぜひアメリカの国務省だけではなく、日本の外務省も各国プロフィールを作成していますので、こちらのサイトがおすすめです。

そして、簡単に日本語の字幕で、または日本語の音声を使って、難民について知りたい方は、UNHCRの「駐日事務所のYouTubeチャンネル」もおすすめです。また、そのホームページも多くの情報が載っています。

なお、書籍としては、あくまでも要点しか挙げていないのですが、IFSWの様々な指針文書(ポリシーペーパー)を訳して出版している、この日本ソーシャルワーカー協会のもがあります。今日は飛ばしてしまった国内避難民に関する指針文書もこの中に含まれています。

また、国際ソーシャルワーク全般についてですが、教科書的な軽い気持ちで分かる、分かりやすく書かれているものとして、こちらの「国際ソーシャルワークを知る」という書籍がおすすめです。

ではこれで、私の動画は終わりになります。ありがとうございました。

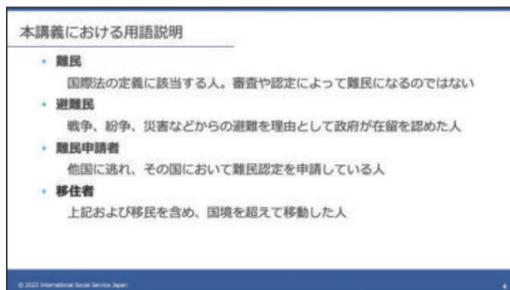


皆様こんにちは。日本国際社会事業団、ISSJの石川といいます。この講義では、「難民・避難民支援とソーシャルワーク」というテーマについてお話しします。

この動画は、当事者理解を深めることを目的としています。本日のお話の内容は図のとおりで、難民個人への支援—ミクロなソーシャルワークを中心に話します。また後半では、アセスメントを行うときに必要となる視点について話します。

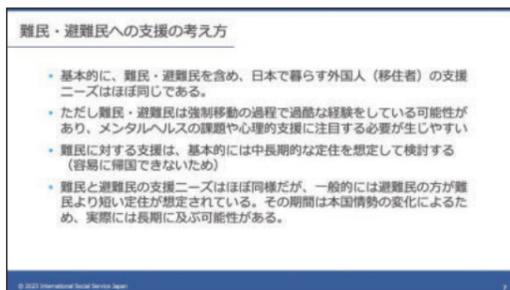
最初にISSJという団体について紹介します。日本国際社会事業団は、英語名をインターナショナルソーシャルサービスジャパン、略してISSJといいます。1952年に活動を開始しました。その後、ジュネーブに本部を置く福祉ネットワークインターナショナルソーシャルサービスの日本支部となり、1959年に社会福祉法人として認可されました。主な取り組みとして、外国に繋がる子供と家族の相談支援、養子縁組支援を行っています。ISSJのミッションは、クロスボーダーソーシャルワークです。言語、文化、国籍、または法制度の壁を越えて移動する人々、とりわけ子供を中心とする福祉に関わる相談と支援を行っています。ISSネットワークには、120以上の国と地域に支部およびパートナー団体があり、情報共有や国境を越えるケースワークの協力を行っています。

ここで本講義に使われるいくつかの用語について、また支援における考え方を説明します。まず難民です。国際法の定義に該当する人が難民となりますが、概念として難民は、



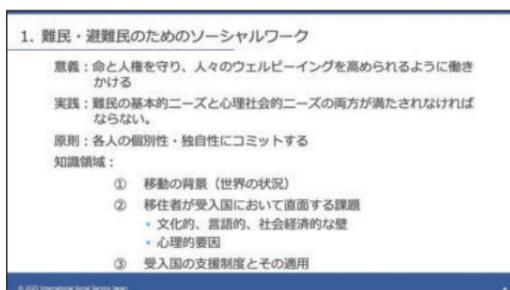
受け入れ国の審査や認定によって難民となるのではなく、その人が難民であるがゆえに、後から難民として認定されることとなります。難民認定というのは、「この人は難民です」という宣言に他なりません。この関連で、難民申請者というのは、認定される前は難民ではないという

ことではありません。難民申請者という言葉は、手続きや在留資格にフォーカスしています。この資料で、難民という場合に、難民申請中の人を含むことがあります。避難民というのは、より人道的な意味合いを含みます。強制移動という点で、支援ニーズは難民とほぼ同じです。これらと移民を含め、国境を越えて移動する人々を総称して、移住者と言います。



本講義では、難民・避難民の支援に焦点を当ててお話ししますが、基本的に、難民・避難民を含め、日本で暮らす外国人移住者の支援ニーズはほぼ同じです。個々の生活課題への対応が求められるからです。ただし、難民・避難民は強制移動の過程で、過酷な経験をしている可能性があり、メンタルヘルスの課題や心理的

支援に注目する必要があると言えます。難民に対する支援は、基本的には中長期的な定住を想定して検討します。難民と避難民の支援ニーズはほぼ同じと申し上げましたが、一般的には、避難民の方が難民より短い定住が想定されています。その期間は、本国の状況変化によるため、実際には長期に及ぶ可能性があります。

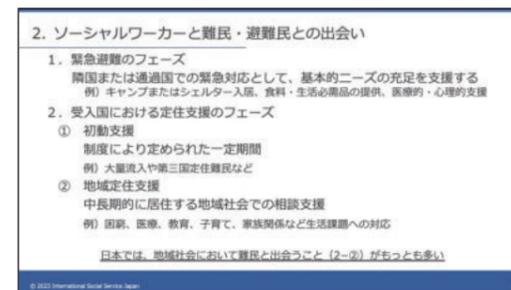


それでは、難民避難民のためのソーシャルワークとはどのようなものなのでしょうか。難民避難民のためのソーシャルワークを行うことの意義は、彼らの命と人権を守り、そのウェルビーイングを高められるように、様々な構造や人々に働きかけることにあります。その実践では、難民の基本的ニーズと心理社会的ニーズ

の両方が満たされなければなりません。原則として、各人の個別性独自性にコミットします。必要とされる知識領域は、移動の背景、移住者が受け入れ国において直面する課題、受け入れ国の支援制度とその適用です。

受け入れ国で直面する課題には、文化、言語、社会経済的なハードルや、当事者の心理的要因から生じる場合があります。図の①についてはニュースなどで知ることができます。②についてこれからお話しします。③については、ソーシャルワーカーとしての知識とスキルが必要になります。

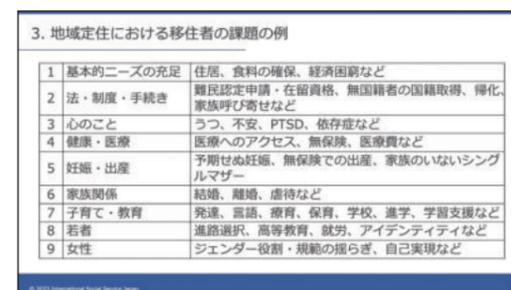
ソーシャルワーカーはどのような場面で難民避難民と出会うのでしょうか。1つは緊急避難



難のフェーズです。隣国または通過国での緊急対応として、ソーシャルワーカーは基本的ニーズの充足を支援します。2つ目は、受け入れ国における定住支援のフェーズです。こちらは2つの段階があります。最初は初動支援です。難民が大量に流入したり、第3国定住難民が到着したときに、一定期間支援が行われます。

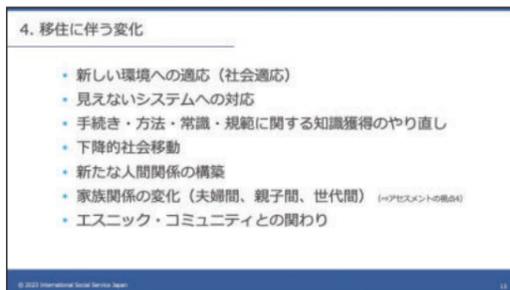
個人で来日した場合には、このような支援はありません。次に地域定住です。難民・避難民が、中長期的に暮らす地域社会の中で相談支援を行います。日本では地域社会において難民避難民と出会うことが多いので、以下では地域定住支援にフォーカスしてお話をしていきます。

支援の前提として、移住者が受け入れ国で直面する課題について確認します。図は難民



を含む、移住者が直面する生活課題、つまり困りごとの例です。1つには、基本的ニーズの充足があり、家や食べ物の確保が必要になることがあります。

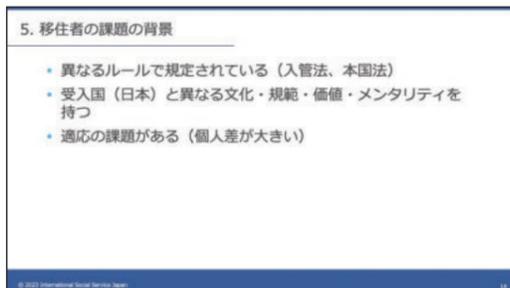
次に法制度や手続きについて、難民申請、在留資格に関する相談、無国籍、帰化家族呼び寄せなどの問題が生じることがあります。メンタルヘルスに関しては、うつ、不安、PTSD、あるいは依存症などの問題が生じることがあります。健康医療全般では、医療へのアクセスや保険がない、医療費が払えないといった課題が起こり得ます。妊娠出産では、予期せぬ妊娠やシングルマザーへの支援が必要となります。家族関係は結婚離婚などの身分の変更や虐待などの問題が起こることがあります。子育てでは、子供の発達や言語はいつでも親の心配事です。若者については、進路やアイデンティティなどの課題があり、女性についてはジェンダーや自己実現などの課題が起こり得ます。内容によっては日本人の困りごととほとんど変わりません。



一方移住者は、移住によって生活の変化が生じています。まず新しい環境に適応しなければなりません。これには時間がかかります。社会の中には、人々が暗黙のうちに知っているルール、例えば交通機関を利用するときのマナーや病院の掛かり方などがありますが、これらはど

こにも書かれていません。新たに到着した人々は、1つ1つ体験によって取得します。つまり、手続き、方法、常識などに関する知識をもう一度獲得し直す必要があるのです。一般に移住することで社会的地位が下方に移動します。言葉や文化、制度の壁があり、能力を十分に発揮することが難しくなるからです。そして、自分のことを知っている人が誰もいない社会で新しい人間関係を作っていかなければなりません。また家族関係にも変化が生じます。夫婦間、親子間、世代間で価値観が変わり、関係性に影響する場合があります。外国に暮らすことで、エスニックコミュニティとの関わりも発生します。

このような移住者の課題には、受け入れ国の国民とは異なる背景があります。移住者には居住地の法律に加え、異なるルールも適用されます。入管法や当然ながら本国法です。



このことが手続きを行う上での支障になる場合があります。移住者は受け入れ国と異なる文化規範価値メンタリティを持っています。これらについて、日々の摩擦を調整する必要があり、大きなストレスになります。また、同じ出来事について認知や解釈が異なる場合もあります。

先ほど申し上げた通り、移動による適応の課題がありますが、これには個人差もあるので一概には判断できません。難民避難民のケースワークでは、聞き取り、アセスメント、支援の実施へと進んでいきます。

ここでは、アセスメントを行うために必要となる視点についてお話します。難民・避難民



ソーシャルワークのアセスメントの視点として、重要と思われる点を図に5点挙げました。基本情報は視点ではないので、0としています。ここで説明する5つの視点は、在留資格、文化規範価値、難民の背景、家族、家族関係、コミュニティです。ただし、これらに限られるもので

はありません。

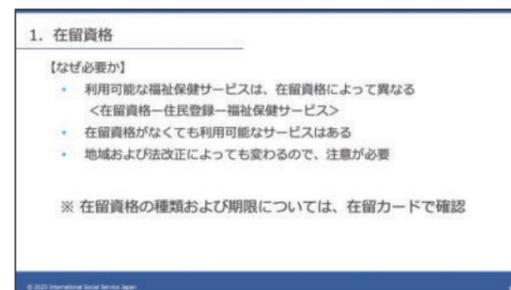
まず必要とされる基本情報ですが、名前、生年月日、国籍、民族、住所、連絡先、連絡



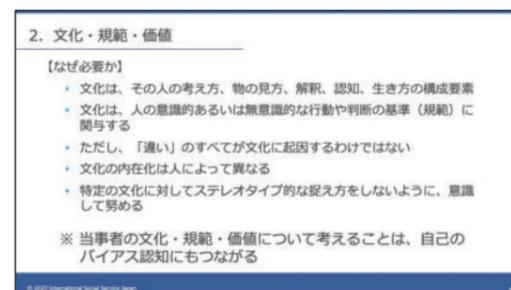
方法などがあります。国籍、民族については、在留カードに記載される国と、本人がアイデンティティを持つ民族性が異なる場合があります。多民族の国については、それらを確認することも必要です。連絡先は多くの場合、携帯電話の番号になると思いますが、その人が普段何

どの連絡方法を知っていることもまた重要になります。

では、在留資格ですが、在留資格は利用可能な福祉保険サービスと結びついています。



どのような支援制度を使えるかは、在留資格によって変わります。また、在留資格がなくても利用できる制度があることも覚えておきましょう。これらは、地域や法改正によっても変わるので注意が必要です。在留資格の種類および期限については、必ず在留カードで確認してください。



第2の視点は文化・規範・価値です。文化はその人の考え方、物の見方、解釈、認知、生き方の構成要素となります。文化は人の意識的、あるいは無意識的な行動や判断の基準に関係します。ただし、全ての違いが文化に起因するわけではではありません。文化の内在化は人によっ

て異なり、また変容するものです。特定の文化に対して、ステレオタイプ的な捉え方をしないように注意をしましょう。当事者の文化・規範・価値について考えることは、自己のバイアス認知にも繋がります。

次の視点は「難民の背景」を理解することで、支援にはとても重要です。難民であることは、移民よりも脆弱性が高く、メンタルヘルスのニーズが高い可能性があります。難民であることは、様々な感情と結びついています。ただ、本人からは多くを語られないので、表情や声のトーンなどから読み取っていきます。難民の背景について、当事者から無理に聞き

3. 難民の背景 (出身国、来日の経緯)

【なぜ必要か】

- 難民であることは移民よりも脆弱性が高く、メンタルヘルスのニーズが高い可能性がある
- 難民であることは、さまざまな感情と結びついている一怒り、悲しみ、後悔、喪失感、諦め、恥、スティグマ、など
- 語れないことが多い
 - ※ 当事者から無理に聞き出さない
 - ※ 大使館に問い合わせをしない
 - ※ 難民性(蓋然性)を判断しないこと
 - ※ ステレオタイプの難民像(先入観)を排除する

プの難民像や先入観を排除するようにしましょう。

第4の視点は「家族・家族関係」です。3つの視点を挙げると、まず家族には、相互の助け合いや、精神的繋がりなどの機能がありますが、難民にはそれらが欠如している場合があります。

4. 家族・家族関係

【なぜ必要か】

- 家族には相互の助け合いや精神的つながりなどの機能があるが、難民には欠けていることもある。一 家族が世界中に分散、あるいは欠如(死または行方不明)
- 移住によって家族関係が変化する場合があります
 - 子どもが先に日本語を覚え、家族の通訳になる(親が子どもに頼る)
 - 本国を出てから再統合までの別離期間が長いと、関係性にも空白期間が生じる
 - 受入国での生活が苦しく、父親がプレッシャーを感じるようになる
 - 世代間で文化的適応が異なり、違う価値観を持つようになる
- 家族の範囲、構成員に期待される役割は文化によっても異なる

家族で移住した場合にも、関係性に変化が生じることがあります。例えば、子どもが先に日本語を覚え、家族の通訳になると、子どもは親に頼れなくなり、親が子どもに頼るといった逆転現象が生じます。場合によっては、子どもがヤングケアラーになります。本国を出てから再統合までの別離期間が長いと、家族の親密性が損なわれることもあります。受け入れ国での生活が苦しく、父親がプレッシャーを感じるようになると、家族関係がギクシャクし、暴力に発展することもあります。世代間で適用が異なり、違う価値観を持つようになるなど、諍いの原因にもなります。また、家族の範囲、構成員に期待される役割は文化によっても異なります。

次の視点はコミュニティです。コミュニティでは、国籍、民族、言語、宗教を同じくする人たちが、特定の地域にまとまって暮らす、あるいは緩やかなネットワークを形成しながら相互に支え合っています。

5. コミュニティ (1)

<エスニック・コミュニティとは>

- 国籍、民族、言語、宗教を同じくする人たちが特定の地域にまとまって暮らす、あるいは、ゆるやかなネットワークを形成しながら相互に支え合う(難民に限らない)
- 支え合いの形やつながりの強さはコミュニティによって異なる
- コミュニティ内で多くの情報伝達(口コミも多い)が行われている
- コミュニティと地域社会との相互理解が十分でない、よくわからない人たちとして、コミュニティごと孤立するリスクがある
- 相互扶助機能を持つ一方で、相互監視的な側面もある
- 移住者個人とコミュニティとの距離の取り方はさまざま

あります。そのため、移住者個人とコミュニティとの距離の取り方は人により様々です。

コミュニティについて押さえておくことはキーパーソンやインフォーマルな支援者の有無

出すことは危険です。本人が話してくれるときを待ちましょう。聞く必要がある場合には、あらかじめ必要とする理由を説明してください。大使館や入管にむやみに問い合わせをはいけません。聞いた話だけで、難民性を判断することも避けてください。自分の中のステレオタイプ

があります。家族で移住した場合にも、関係性に変化が生じることがあります。例えば、子どもが先に日本語を覚え、家族の通訳になると、子どもは親に頼れなくなり、親が子どもに頼るといった逆転現象が生じます。場合によっては、子どもがヤングケアラーになります。本国を出てから再統合までの別離期間が長いと、家族の親密性が損なわれることもあります。受け入れ国での生活が苦しく、父親がプレッシャーを感じるようになると、家族関係がギクシャクし、暴力に発展することもあります。世代間で適用が異なり、違う価値観を持つようになるなど、諍いの原因にもなります。また、家族の範囲、構成員に期待される役割は文化によっても異なります。

相互に支え合っています。支え合いの形や繋がり

の強さは、コミュニティによって違います。コミュニティ内で多くの情報伝達が行われています。コミュニティと地域社会との相互理解が十分でない、よくわからない人たちとして、コミュニティごと孤立するリスクがあります。相互扶助機能を持つ一方で、相互監視的な側面も

あります。そのため、移住者個人とコミュニティとの距離の取り方は人により様々です。

コミュニティについて押さえておくことはキーパーソンやインフォーマルな支援者の有無

5. コミュニティ (2)

【なぜ必要か】

- キーパーソン、インフォーマルな支援者の有無を確認
- 当事者の意思決定にコミュニティが影響する場合がある
- 当事者とコミュニティとの距離感・関係性を把握すること

※ コミュニティの支援者は第三者であることから、個人情報の開示・漏洩に注意すること(コミュニティ通訳として係る場合など)

者ですので、個人情報の開示、漏えいが起こらないように注意してください。特にコミュニティ通訳として入る場合にも、注意が必要です。

このような視点を持って行うアセスメントでは、事実確認や、より正確な状況理解だけではなく、当事者が見ている世界、見えている景色を理解することも重要になります。

アセスメントで行うこと

- 事実確認や、より正確な状況理解のみならず、**当事者が見ている世界(景色)を理解することが重要**
- 当事者の理解、解釈、認知に基づく困難、生きづらさを理解する
- 当事者が求めるニーズと支援者から見たニーズを明らかにする
- 当事者の希望を考慮する

当事者理解と関係構築が成功の鍵

当事者の理解、解釈、認知に基づく困難、生きづらさを理解してください。当事者が求めるニーズと支援者から見たニーズが違っている場合があります。その点も明らかにしましょう。何よりも支援では、当事者の希望を起点とすることが大切です。非現実的な希望については、時間をかけてすり合わせをしていきます。難民・避難民のソーシャルワークでは、当事者理解と関係構築が成功の鍵と言えます。

では、ここで一つ事例を紹介します。AさんはB国から1人で日本に来ました。日本に来る前、Aさんは大学を卒業して銀行で働いていました。彼女の夫は若い政治家で、父親は著名な軍人でした。夫は民主化運動を推進し、Aさんはその手伝いもしていました。やがてその活動は、政府にとって看過できないレベルとなり、厳しく監視されるようになります。

事例

Aさん(22歳、女性)は、B国から一人で日本に来ました。日本に来る前、Aさんは大学を卒業して銀行で働いていました。彼女の夫は若い政治家で、父親は著名な軍人でした。夫は民主化運動を推進し、Aさんはその手伝いもしていました。やがてその活動は政府にとって看過できないレベルとなり、厳しく監視されるようになります。

Aさん夫婦は、以前に来たことのある日本に滞在する決意をしました。航空券とビザを手配し、出発の日までAさんの実家に避難することになりました。

しかし、出発の前日に、Aさんの実家は兵士に急襲されます。入口で応じた父親はその場で射殺され、夫は連行されました。他の家族はちりぢりに逃げました。Aさんは、廃屋や工事現場を転々として隠れ、仲間と連絡をとりながら、出発の日を待ちました。当日、仲間の助けを得て空港に駆けつけ、搭乗することができました。

Aさん夫婦は、以前に来たことのある日本に逃げる決意をしました。航空券とビザを手配し、出発の日まで、Aさんの実家に避難することにしました。しかし、出発の数日前に、Aさんの実家は兵士に急襲されます。入り口で応じた父親はその場で射殺され、夫は連行されました。他の家族はちりぢりに逃げました。Aさんは、廃屋や工事現場を転々として隠れ、仲間と連絡をとりながら、出発の日を待ちました。当日、仲間の助けを得て空港に駆けつけ、搭乗することができました。

当日、仲間の助けを得て空港に駆けつけ、搭乗することができました。

を確認する上で重要です。

当事者の意思決定にコミュニティが影響する場合もあります。当事者とコミュニティとの距離感、関係性を把握してください。人によってはコミュニティに知られたくないことがあります。コミュニティの支援者は、あくまでも第三

者ですので、個人情報の開示、漏えいが起こらないように注意してください。特にコミュニティ通訳として入る場合にも、注意が必要です。

このような視点を持って行うアセスメントでは、事実確認や、より正確な状況理解だけではなく、当事者が見ている世界、見えている景色を理解することも重要になります。

当事者の理解、解釈、認知に基づく困難、生きづらさを理解してください。当事者が求めるニーズと支援者から見たニーズが違っている場合があります。その点も明らかにしましょう。何よりも支援では、当事者の希望を起点とすることが大切です。非現実的な希望については、時間をかけてすり合わせをしていきます。難民・避難民のソーシャルワークでは、当事者理解と関係構築が成功の鍵と言えます。

では、ここで一つ事例を紹介します。AさんはB国から1人で日本に来ました。日本に来る前、Aさんは大学を卒業して銀行で働いていました。彼女の夫は若い政治家で、父親は著名な軍人でした。夫は民主化運動を推進し、Aさんはその手伝いもしていました。やがてその活動は、政府にとって看過できないレベルとなり、厳しく監視されるようになります。

Aさん夫婦は、以前に来たことのある日本に逃げる決意をしました。航空券とビザを手配し、出発の日まで、Aさんの実家に避難することにしました。しかし、出発の数日前に、Aさんの実家は兵士に急襲されます。入り口で応じた父親はその場で射殺され、夫は連行されました。他の家族はちりぢりに逃げました。Aさんは、廃屋や工事現場を転々として隠れ、仲間と連絡をとりながら、出発の日を待ちました。当日、仲間の助けを得て空港に駆けつけ、搭乗することができました。

当日、仲間の助けを得て空港に駆けつけ、搭乗することができました。

当日、仲間の助けを得て空港に駆けつけ、搭乗することができました。

当日、仲間の助けを得て空港に駆けつけ、搭乗することができました。

当日、仲間の助けを得て空港に駆けつけ、搭乗することができました。

当日、仲間の助けを得て空港に駆けつけ、搭乗することができました。

しかし、日本での生活は、それまで以上に過酷なものでした。誰も知り合いがなく、言葉も通じません。家族は全員行方不明となり、連絡も取れません。Aさんは日本に入国してすぐ難民申請を行いました。しかし、生活の手段がなく、日本語ができないので働くこともできません。Aさんは毎日のように泣きながら電話をかけてきます。でも何を言っているのかよくわかりません。主な聞き取り内容は、この図の通りです。聞き取りでは、必要に応じて通訳を入れます。

主な聞き取り内容

※通訳を入れた聞き取り内容

氏名	A	呼び方を確認
性別	女性	
生年月日	xxxx年xx月xx日(22歳)	
住所	〇〇県〇〇市	
連絡先	090-xxxx-xxxx	SMS利用可能
国籍	英国	多国籍国籍
母語	アラビア語/〇〇語	
宗教	イスラム教	
入国日	xxxx年xx月xx日	
在留資格	特定活動6ヶ月(在留期間xxxx年xx月xx日)	在留カード確認
難民申請	有り	受理確認済
家族	(国内) なし (国外) 不明	

アセスメント

- 父親は死亡。母、兄、夫は行方不明
- 夫は出奔し行方不明
- 親戚等と連絡が取れない
- イスラム教徒
- 母国の公用語はアラビア語
- 難民申請により、6ヶ月の在留資格(更新可)
- 健康保険あり
- 長期にわたり、日本での生活を希望

<見立て>

- 母国では比較的裕福な生活をしてきた
- ムスリムとして父親・夫の保護を受けて暮らしていたが、喪失
- 親戚/友人と連絡を取ることができていない
- 日本在住の同国人も喪失
- 日本に逃れたものの、適応できていない

支援の方向性

1. 心理的安全性の確保と適応支援
2. 基本的ニーズの充足
3. 社会生活の再構築
4. 定住を視野に入れた支援

できていません。

これらに基づき、以下の4点を支援の方向性とししました。心理的安全性の確保と適応支援、基本的ニーズの充足、社会生活の再構築、定住を視野に入れた支援です。

- 当初の支援**
- RHQへの保護費申請(情報提供、間接的な手続き支援)
 - アパートへの転居
 - メンタルクリニック受診
 - 地域の日本語教室の案内
 - 定期的なカウンセリング(通訳を入れる)
 - 生活状況の確認
 - 金銭管理アドバイス

それから、メンタルケアのクリニックを受診しました。その他、地域のリソースを増やすために日本語教室を案内し、一方でカウンセリングを続けました。主な内容は、生活状

アセスメントでは、聞き取った事実を確認します。Aさんの場合、父親は死亡、母、兄、夫は連行され、親族などとも連絡は取れません。イスラム教徒で、母国の公用語はアラビア語でした。難民申請により6ヶ月の在留資格、保険証も持っており、長期にわたり日本での生活を希望しています。

これらの話をもとに見立てを行いました。母国では比較的裕福な生活をしていました。ムスリムの女性として、父親・夫の保護を受けて暮らしていましたが、来日前に喪失しています。親せきや人との連絡、日本在住の同国人のことも警戒しており、日本に逃れたものの適応

これらをもとに支援を計画し、実施します。まず、RHQの保護費に申請します。これは難民申請者への国による支援ですが、森先生の講義でも説明があったかと思えます。それからアパートを探しました。ムスリムの女性は多くの場合、一人暮らしをしたことがないので、本人がこれを受け入れるには意外と時間がかかります。

それから、メンタルケアのクリニックを受診しました。その他、地域のリソースを増やすために日本語教室を案内し、一方でカウンセリングを続けました。主な内容は、生活状

況の確認と金銭管理アドバイスで、これらを通じて適応の状態をチェックしました。

しばらくして状況が変化します。Aさんは妊娠していることがわかりました。少し時間がかかりましたが、彼女は出産し、1人で育てることを決意したため、当面の支援を、安心安全な出産に切り替えました。

具体的なには、ここに記載されるような内容を行いました。どの国でも妊娠とそれに続く子育ては文化との結びつきが強いので、多くの情報提供が必要になります。

出産後は子供に関わる支援、主に手続き支援があります。書類の取得、届け出などです。Aさんの場合は、住んでいたアパートが単身者用だったので、転居も必要になりました。

次の状況変化は、在留許可の取得です。難民申請の結果が出て、人道配慮による在留許可を取得しました。これは在留資格としては、特定活動1年で何事もなければ更新されていきます。新しい在留資格に基づき、より長期的な支援が可能になりました。生活基盤の構築に重点を置き、就労支援や公営住宅への転居などを行います。

最後に、良い支援とはどのようなものでしょうか。それは、当事者の希望を起点として彼らのニーズに応じていく支援、そして当事者と支援者の間で合意が得られた支援であると言えます。

支援の中では、相手の立場だったら自分はどう思うか、どう感じるか、常に想像力を働かせることが大切です。言葉ができないニューカマーをついつい子供扱いしてしまうことも起こりがちですが、できないことをしてあげるのではなく、1人でできるようになることを目指して

状況の変化(1)

妊娠が発覚

- 本人は出産し、育てることを決意
- 当面の支援を安全な出産に切り替える
- 母子手帳の取得
- 病院通院
- 保健センターとの連携
- マタニティ用品等の調達
- 本人への情報提供(日本での出産、妊娠中の検査や入院生活、新生児のケア、日本の子育て、など)
- 入管との調整(難民インタビューなど)

子どもに関わる支援(手続き支援)

- 出生証明書の取得
- 子どもの出生登録(役所)
- 入管への届け出(大使館への届出なし=無国籍)
- 児童手当・児童扶養手当
- 転居
- 保育園申し込み

状況の変化(2)

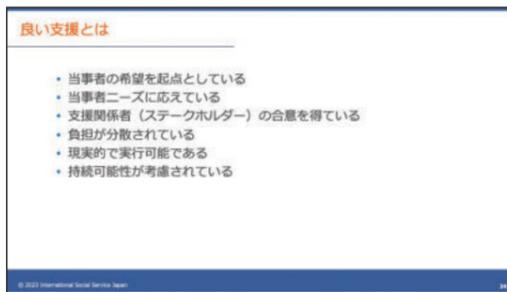
人道配慮による在留許可

人道配慮とは:
条約難民に該当するものとは認められないものの、国際的保護を必要とする人について、人道上の観点から在留を配慮し、在留特別許可や在留資格変更許可を行うこと。難民認定手続きの中で許可される。

- 新しい在留資格を取得(特定活動1年)

定住に向けた支援

- 生活保護(役所)
- 就労・就労支援(民間企業に就職)
- 公営住宅への転居
- 日本語教育に関する情報提供



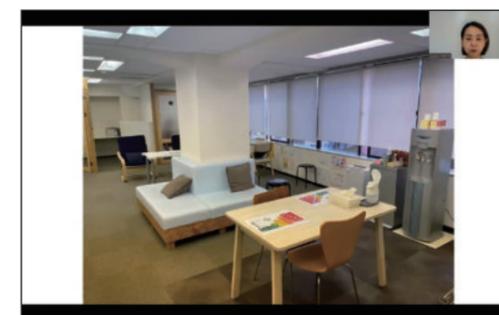
支援しましょう。
私からの話は以上になります。ご清聴ありがとうございました。

皆様こんにちは。難民支援協会の新島と申します。私ども難民支援協会は、日本に逃れてきた難民を総合的に支援している団体です。私が所属しております支援事業部という部署は、難民1人ひとりへの直接支援、法的支援、生活支援を担当しております。後ほど日本で難民認定された方のお話を皆様にご覧いただきますが、その前に、私ども難民支援協会の活動について簡単にご説明したいと思います。

私ども難民支援協会は1999年に設立されました。目の前で困難に遭っている難民を傍観するに堪えなかったという思いから、設立当初より3つの活動を柱とし、ビジョンである難民の尊厳と安心が守られ、共に暮らせる社会を目指して活動しています。

まずは、難民への直接支援を基幹事業といたしまして、生活支援、法的支援、就労支援、コミュニティ支援を行っています。2つ目は、政策提言です。直接支援によって見えてきたニーズ、課題を拾い上げ、政策制度、法律の改善を、政策決定者に訴えています。3つ目は広報です。ウクライナ難民の受け入れにより、難民への関心が広がったとは思いますが、まだ様々な国や地域から、常に日本に難民が流れてきていて、この社会の中で、私達と共に生活していることが知られていません。認知を高めるための社会への働きかけを行っています。

今回は私が担当しております、難民1人ひとりへの生活支援についてご紹介します。大体毎日15人から20人の難民が、あらゆる相談で私達の事務所に訪れていましたが、



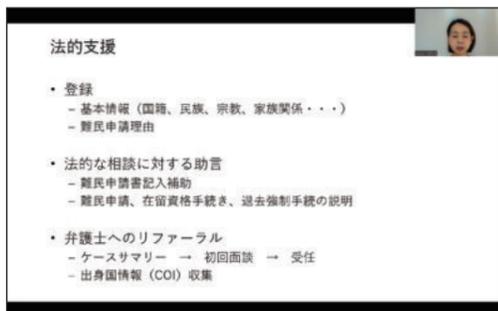
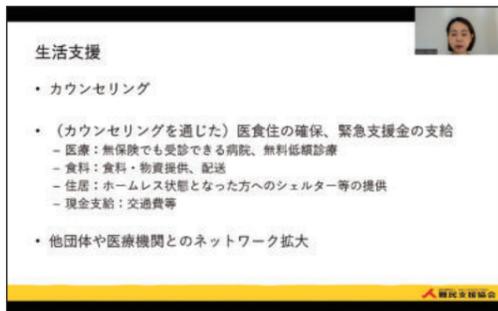
2022年10月の外国人の入国制限解除以降、新たに来日した難民からの相談が急増しています。現在は毎日20人から30人の難民が事務所を訪れておりまして、30人を超える日もあります。政府が受け入れているウクライナ避難民に対しては、日本に身寄りがない方については、来日当初より一時滞在施設や生活費、日本語学習の機会が与えられていますが、私どもが支援しているような自力で逃れてきた難民に対しては、このような支援がなく、自力で生活を切り開かなければなりません。主に来日当初の知人



や家族もいない、日本語もわからない。右も左もわからず、母国から持ってきたお金が尽きてしまって、ホームレス状態になってしまうような難民を主に支援しています。

生活支援では、医療、食料、住居の提供を主に行っています。まず相談内容の聞き取りを行った上で、1人ひとりのニーズに応じた支援を行います。医療については、中には在留資格がなく、国民健康保険に加入できない方もいらっしゃいますので、そういった場合には、無料低額診療事業を行っている病院の手配を行います。食料については、このコロナ禍では、難民それぞれの許者に食料を配送するということが始めました。そして喫緊の課題は住居です。私どもが運営しているシェルターは今満室の状態なので、ホームレス状態の方に対しては、特にこの2ヶ月間は、常時20人から30人の方に安価なホテルをスタッフで探しまして、宿泊先を手配した上で、宿泊費用を支給するということが毎日のように行っています。

法的支援では、難民として逃れなければならなくなった理由の聞き取りや、難民申請書の記入補助、また私達が法的支援ニーズが高いと判断した人に対しては、弁護士を紹介するといったことも行っています。このような難民1人ひとりへの支援は、私達1団体だけでは成し得ません。今回お話しさせていただくことが、皆様が何人支援の輪に加わってくださるきっかけとなれば幸いです。今後ともよろしくお願いたします。



い。今後ともよろしくお願いたします。

難民当事者インタビュー

新島

いつ頃母国を去ろうと決めましたか？



難民当事者

私は不法入国ではなく、ビザを持って入国しました。アフガニスタンの人たちや社会の中で自分はやってはいけなと子供のころから思っていて、ずっと外へ出る方法を探し続けていました。孤独でした。誰も信用できないし外へ逃げる方法を毎日一人で探し続けたのです。

タリバン以前から、アフガニスタンのパスポートは世界で最も弱いパスポートでした。アフガニスタンのパスポートではどこへも行けません。価値のないただの紙切れと同じです。だから、外国へ行って助けを求めのが難しく、日本に来るのは本当に大変でした。世界で最も弱いパスポートの国から世界で最も強いパスポートを持つ国へ行こうとしたので、世界で最もハードルの高い国のビザを申請しようとしているということになります。とても時間が

かかり何年もかかりました。今に至るまでずっとかかっただけでも10年くらいです。でも、他国へ逃れるための旅自体は10年よりも前から始まっていました。(逃げる先を)実際に探して来るまでの間でしたが、10年くらいですね。



新島

日本に来てみてどうでしたか？期待通りでしたか？

難民当事者

(母国で)日本のことや日本の文化について読んだり見たりしていた時は「いい人もたくさんいるんだろうな」くらいにしか考えていませんでした。実際に来日してみると、その想像を超えていました。天国が存在するなら、日本は天国のようなところですよ。

新島

本当に？

難民当事者

難民申請をするのは、とても時間がかかります。その間、多くの方が自分を支えてくれました。そのおかげで、難民認定を受けることができました。でも、それは確かに険しい道のりでした。先ほど言ったように、多くの困難を乗り越えてきました。今は26歳ですが、2、3年前の23歳になるまで少なくとも10年、15年間なんとか生き延びることだけを考えていました。そのことだけを考えて10年も15年も生きようとしていたなんて信じられますか？日本では難民の多くが抱える問題は何を食べるか、どこで生活するか、入管からの(難民申請の)結果が出るまでどのくらいかかるのかなど、そういった問題は私にとってはそこまで苦痛ではありませんでした。寝る場所がなくても、食べる物がなくても入管からの結果を何日、何ヶ月も待たなければならなくても平気でした。10年も15年も生きたいと願っていたところにやっと来ることができたのですから。

新島

難民認定を受けられた時は、どう感じましたか？

難民当事者

この話を前にしたのはあなたが最初か2番目だったと思います。漫画では別世界に行く話がよく出てきますね。寝て、目が覚めたら全く違う世界にいる。私にとって、そのような感覚でした。難民認定されたら職員から聞いた時は新しく生まれ変わり、新しい生活・新しい機会が与えられた感覚でした。もう生き延びるために生きる人生ではなく生活するための人生を生きることができます。(以前の生活とは)全く違う、新しい人生です。昔は毎日、毎秒生き延びることに必死でした。難民申請中は、ここに居られる保障はありません。それは最も厳しく、苦しい時間だと思います。でも、それが現実なんです。

新島

自分の人生を歩むことができるようになったと話してくれましたが、今の夢はなんですか？



難民当事者

アニメを作り、あなた方のような人々や自分のこの長い旅の中で見てきた人々のことを伝えたいです。これを伝えることで誰かの考え方をを変えることができるかもしれませんから。(アニメを見て)新しく想像することができますし、新しい人生を歩むこともできます。もっといい世界を作ることもできます。

私の夢は、将来こういったストーリーをアニメを作ることを通じて世界に発信していくことです。アニメを作ることは多くの資金と人の協力が必要だから道のりは長いと思います。でも、いつか絶対実現させます。

新島

このビデオを見ている人に向けたメッセージはありますか？

難民当事者

まずは心の底から感謝し、とにかくありがとうと言いたいです。入管の職員2人や多くの人には伝えることができたけれど、日本の人たちには伝えることがまだできていません。入管やJARなど多くの組織が難民を助けています。でも、彼らが難民を助けることができるのはなぜでしょう。それは多くの日本の人たちが彼らを支えているからです。今まで伝える機会がなかったけれど日本の皆さん一人ひとりのおかげで良い社会ができています。日本は多くの命を救っているのです。私はその一例にすぎません。

JARや政府を通じて(難民を)支援していることは、人の命を救っているということです。とにかく、私の命を救ってくれたことに感謝しています。私は日本に恩返しができるように精一杯頑張ります。

これが私が寝るとき、目覚めるときにいつも私が考えることです。そして日本で(人生を全うして)死ぬまでの間日本のために何か良いことをしたい、これが私の目標です。私が亡くなった時、日本が救った一人の人が、日本に良い影響を与えてくれたと、ほんの小さなことでも思ってもらえるようにしたいと思っています。

第三国定住の受入れ、地域支援の概要ほか

一般社団法人ミナー
櫻井美香



櫻井美香と申します。



櫻井

皆さん、こんにちは。今、私は埼玉県春日部市の武里地域の公民館にいます。本日、進行役をつとめます、一般社団法人ミナーのソーシャルワーカーの櫻井美香と申します。関東地域で、主に難民や難民申請者の方々の生活支援をしています。また、この武里地域で外国人の子供たちの学習支援教室「たけのこ」の運営やご家族の生活支援に携わっています。今日は、第三国定住難民の方のお話と、難民の方が住んでいる地域の日本語教室のスタッフのお話を通して、皆さんの難民へのご理解が深まり、また地域支援の在り

方について考えて頂ければと思います。

最初に、春日部市の武里日本語教室のスタッフの仙部孝一さんから、難民の方々との関わりや、難民や外国人住民の方への日本語を中心とした支援についてお話しを伺います。その後、第三国定住難民として春日部市に住んでいますミャンマーのカレン族のムネイコさんからお話しを伺いたいと思います。それでは仙部さま、お願いいたします。



武里日本語教室は毎週日曜日の朝、武里大枝公民館にて開催しています。

仙部

武里日本語教室は毎週日曜日の朝、武里大枝公民館にて開催しています。武里団地の近隣地域に居住する外国人への日本語学習支援活動を行うとともに、ボランティア参加者並びに地域住民と外国人の相互理解のため

の交流の場を提供し、更には参加する外国人が活躍できる場・機会を創造することを目標として活動しています。現在 ボランティア登録スタッフ 51名、受講生 70名です。

武里団地にいらっしゃった第三国定住の難民の方達は、日本に到着してから、まず東京にあります、公益財団法人 アジア福祉教育財団、難民事業本部のRHQ支援センターで、



教室では日本語学習支援、生活相談や就職相談も行っています。

半年間、日本についてのオリエンテーションや日本語教育を受けます。その後、この武里団地に2014年に第三国定住難民家族が4家族いらっしゃいました。私達はその難民の方達の日本語学習支援を2014年より開始しました。現在は難民の方達だけでなく、地域在住の外国人も、この教室に日本語を学び

に来ています。

教室では日本語学習支援、生活相談や就職相談も行っています。昨年末には300人ものカレン人と地域住民がいっしょになって、カレン族のニューイヤーパーティーを開催しました。また、教室に通う外国人学生が英語やベトナム語、フランス語等の語学教室の先生になって地域住民に外国語を教えています。

私達は地域在住の外国人の方達が活躍できる場・機会を提供しています。



また、教室に通う外国人学生が英語やベトナム語、フランス語等の語学教室の先生になりました。

櫻井

ありがとうございました。日本語だけではなく、身近な生活相談にも応じていらっしゃるのですね。また、地域の日本住民と難民の人たちがお互いに交流する機会を提供することを心掛けていらっしゃるのですね。私もニューイヤーパーティーに出席し、カレン族の歌や踊りなどの文化に触れることができましたが、このようなお互いを知る機会は重要だと思います。また、難民の方々にとっても、彼らの文化の継承という意味を持ち、アイデンティティを保つ上で貴重な機会になっていると思います。

次にムネイコさんのお話しを伺いたいと思います。ムネイコさんは、ミャンマーのカレン族の方で、タイの難民キャンプから、日本に約10年前の2013年にいらっしゃいました。今日は、ムネイコさんから、日本での生活体験やいろんな思いについてお伺いしたいと思います。ムネイコさんには、いくつか質問する形でお話しを伺います。では、ムネイコさん、宜しくお願いします。

ムネイコ

よろしくおねがいします。

櫻井

まず、日本に来ようと思ったのはなぜでしょうか？



ムネイコ

子どもの将来のことを考えて第三国定住を決めました。私達家族は、タイのメラウ (Mae La Oon) 難民キャンプにいました。そこには何万人も難民が住んでいます。様々な国から第三国定住の話がありました。オーストラリア、カナダ、アメリカにも応募しましたが当選しませんでした。そして日本に当選しました。日本に行きたいと思って応募したわけではありませんでした。親などからは、日本は昔カレン人を



沢山殺したと聞いていましたから。でも今の日本は昔と違うし、戦後、経済が発達した

国で、タイから一番近いから、日本を選びました。しかし正直なところ、日本の政府が私達家族を選んだというのが正しいと思います。

櫻井

そうだったんですね。日本は 2010 年から第三国定住の受入れが試行的に始まったので、他の国に比べると、第三国定住の受入れの実績がなく、日本については、あまり情報がなかったと思います。

次の質問です。最初に日本に来た時の様子などをお聞かせください。いかがでしたか？

ムネイコ

2013 年 9 月 27 日、タイのバンコクの空港で、朝 11 時に飛行機に乗りました。飛行機の中では心配なことだらけで、機内食に何を食べたか、美味しかったかどうか全く覚えていません。成田に着くと、RHQ (Refugee Assistance Headquarters 難民事業本部) の人と通訳の人が迎えに来ていました。



その後(東京の)新宿に向かい、着いたのは、夜中。日本は寒かったです。日本に来た時の家族は6人、夫婦と子ども4人でした。奥さんのお腹の中に1人いました。現在は8人家族で、そのうち1人は独立しています。日本に着いた時は、知り合いは全然いませんでした。新宿で6ヶ月、日本語や日本の生活習慣

を勉強しました。今、考えても6ヶ月の学習期間では少ないと思います。毎日朝6時から夜9時まで勉強しました。その6ヶ月は本当に大変でした。6ヶ月の間、電話やインターネットがありませんでした。キャンプの家族や友達と連絡ができませんでした。埼玉県春日部市に来てやっとスマートフォンを買って、facebookとか出来て、しばらくぶりに友達や家族と話せました。妻は2014年7月に子どもが生まれて、1ヶ月休みましたが、すぐ働いてくださいと言われました。

櫻井

そうでしたか。最初は、慣れない日本で、知り合いもいなくて、日本語の勉強も大変だったと思います。また、ゆっくりとする暇もなく、すぐに経済的に自立しなければならなかったのですね。今、日本に来て10年になろうとしています。なかなか一言では言い尽くされないと思いますが、日本での生活について、思うところをお話してください。



ムネイコ

もう10年近く住んで、日本の冬には慣れましたが、住んでいる団地はとても寒いと思います。電気代は1ヶ月1万何千円もかかります。日本に来て良かったことは、日本が安全で平和なこと。誰も銃を持っていません。難民キャンプはタイにあったので、キャンプの中は安全でしたが、1995年にはタイにあるキャンプにも爆弾を落とされたことがありました。日本のサポート状況は他の国と比べると良くないと思います。日本でいろいろなサポートを受けるとき、1万円とか2万円とかでも、いろいろな書類が必要となります。そして、その書類は何回も同じ内容。日本に来た理由、歴史などを書かなければなりません。アメリ

カやカナダ、オーストラリアに行った友達は、時差ボケや南半球の夏冬の違いのため、1ヵ月、何もしなくてもよかったそうです。そのサポートには終わりがありません。食べ物や生活費を出してくれます。例えば、子どもは5歳までミルクがあります。お金やごはんも。家も広いし二階建て。車も貰ったそうです。日本では高校を卒業しないと良い仕事がありません。日本ではカレン族の大きいコミュニティがないので、同じ民族の人と相談したくても出来ません。オーストラリアでは語学を勉強したかったら、ずっと勉強できます。日本は日本語の勉強期間はたったの6ヵ月だけです。また、アメリカでは政府のサポート以外にも、いろいろなサポート体制があります。カレン族のグループだけでなく、キリスト教のサポートなどいろいろあるそうです。

櫻井

そうですね。オーストラリア、カナダ、アメリカなどは、難民をたくさん受け入れていますので、難民への支援体制は、日本に比べるとしっかりしていると思います。移民や難民の人たちも多いので、エスニック・コミュニティがあり、その中でお互いにサポートしたり、また教会などの支援も多いですね。本当に日本はまだ難民の人たちへのサポートは十分ではないと私も感じます。

次に、お子さんのことをお聞きしたいのですが、小学生から社会人まで6人いらっしゃいますが、どのようになってほしいと思いますか？

ムネイコ

良い教育を受け、良い仕事に就いて欲しいですが、現状はそうではありません。アメリカでは子どもは英語とカレン語を学ぶ機会があります。またコミュニティが大きいので、カレン

の様々な記念行事をやっていて、歴史や文化、習慣の継承が行われています。子ども達にアメリカやカナダのように文化や習慣の継承が行えないのは残念なことです。

櫻井

そうですね。難民の方々にとって、母語や文



化の継承も大事なことです。このような支援についても、日本ではなかなか十分とはいえませんね。(私が運営している)「子ども学習支援教室 たけのこ」にも、ムネイコさんの子どもたちがいらっやっていますが、日本語が中心なので、それぞれの子どもたちの母語や文化の学習についても考えていかなければならない課題だと思います。

次に、日本の皆さんに、難民のことで伝えたいことや知って欲しいことはどんなことでしょうか？

ムネイコ

1947年、イギリスから独立する前は、カレン人が他の民族より一番多く、ロンドンとかニューヨークなどの外国に行って教育を受けていました。独立後、少数民族にも自治権が与えられると思っていましたが、与えられませ

んでした。日本ではロヒンギャ問題やクーデターのことは何回も報道されていますが、もっと本質的なことが全く報道されていません。カレン人はマイノリティーじゃありません。マジョリティーです。カレン人は74年の間ビルマ政府から迫害を受けていますが、どこの国も私達を助けてくれません。ウクライナはアメリカやいろんな国から武器やお金を貰っているのに。



ミャンマーの少数民族を、もっと助けてもらいたいです。日本人に、ミャンマーのカレン州のコートレー(Kawthoolei)に来て欲しいです。本当の現場を見てほしいです。私が案内したいです。



櫻井

本当に長い間、ミャンマーは国内紛争が続いていて、2021年2月にクーデターが起こり、現在も町や村が破壊され、暴力や貧困が蔓延しています。もちろん、ウクライナの人たちも大変なのですが、ミャンマーを含め、他の国からの難民や避難民の人たちも同様に深刻な状況におかれ支援が必要なことを、皆さんにも知って頂きたいと思います。

最後の質問です。武里団地などの地域の人たちとの関係について教えてください。

ムネイコ

キャンプで教わったのは、日本人は皆、やさしい、礼儀正しいと言うことです。

しかし、日本に来てみたら、こちらが何回挨拶しても、誰も返してくれません。びっくりしました。どこの国の人も同じ、特に日本人がやさしいと言うわけではないと感じました。

櫻井

そうですね。日本人の方も外国人の人たちに余り慣れていない人もいます。また、日本人同士でも、地域のつながりは少なくなっています。お互いが支え合いことのできる地域共生社会をつくっていくこともとても大事になってくると思います。ムネイコさん、日本語でお話し下さって、本当にありがとうございました。今日は、お二人のお話から、難民の人たちへの支援の課題がいくつかみえてきたと思います。

もちろん、ムネイコさん以外にも、日本に住んでいる難民の人たちそれぞれが、さまざまな課題をもって暮らしています。今日のお話をきっかけに、みなさんに難民問題に関心をもってもらっていただき、積極的に難民への支援や交流などに関わって頂ければ幸いです。

本日は、お二人とも貴重なお話をありがとうございました。



今日の内容：

- ▶ 社会開発に対するソーシャルワークのアプローチ
- ▶ ソーシャルワークのアプローチと「人道的支援」の違い
- ▶ カミアネッツ・ポディルスキーとIFSW間のパートナーシップ
- ▶ まとめ

私は同僚とともに、日本ソーシャルワーカー連盟の、ウクライナでのソーシャルワーク活動への資金調達と、絶え間ない連帯の表明に感謝いたします。皆様の資金、助言、支援は、ソーシャルワークの重要な事例となり、他の人々が学ぶべき参照点となることに貢献しました。しかし何よりも、ウクライナにおけるソーシャルワーク・アプローチと難民支援への皆様の貢献は、何千人もの人々に尊厳と未来への希望と幸福をもたらしました。

社会開発へのソーシャルワーク・アプローチは、地域コミュニティとのパートナーシップを構築し、地域コミュニティ内の強みを認識し拡大することに基づいて、地域コミュニティが自らの開発を主導することを常に伴うため、あらゆるモデルの中で最も効果的であると広く考えられています。

ソーシャルワークの社会開発に対する理解は絶えず拡大しており、特にこの10年間は、専門職がさまざまな国の経験を共有し、そこから学ぶことができるようになったからです。ウクライナとウクライナ難民の支援における私たちのパートナーシップの事例は、最新のものです。私たちがこの事例から学んでいるだけでなく、国連機関を含む他の国際開発機関も、この活動を観察しています。

ウクライナでの事例は、戦時下における社会的保護と経済発展のためのコミュニティ・システム構築について、実践に基づいた、優れた、また記録された実績と言えます。ウクライ

ナで適用されている作業は、他の紛争地域や、社会のインフラが崩壊している、あるいはこの世代で初めて開発する必要がある他の国からの教訓に基づいて構築されているのです。

「支援」は全体的なプロセスに関与することが多いのですが、ソーシャルワークのアプローチは「人道支援」とは大きく異なります。人道的援助の課題は、寄付者や配布者が、自分たちが物資を供給しているコミュニティの強みを見抜いていないことが多いということです。そのため、衣服や食料を無償で提供することが、地域の製造や生産に悪影響を及ぼすことを理解していないのです。援助が地域開発と連動して使われなければ、援助は製造業を閉鎖し、人々を失業させることとなります。

ソーシャルワーカーとして、私たちは、人々が自分自身の回復に積極的に関与しないとき、役割を持たないとき、彼らはフラストレーションを感じるようになることも知っています。トラウマの症状は増し、やがて無力感が日常生活や文化に浸透していきます。

私たちは、人々が、自身の生活の立て直しやコミュニティの復興に関わることで、希望や目的、エネルギーを得て、自分自身やお互いの生活を再開し、多くの場合、現在経験している危機の前よりも良い状態にまで回復させることができることを知っています。

カミアネッツ・ポディルスキーとIFSWのパートナーシップは、影響を受けた人々の能力と強みを認識することが、最も重要な手段であると考えます。

例えば、ウクライナから逃れてきた難民の場合、難民が各国を移動する際や亡命する際に、グループやマイクロコミュニティとして識別できるように支援することが特徴的です。ウクライナの国境から200kmほど離れたルーマニアの首都ブカレストでは、ソーシャルワーカーが難民を支援し、使われていない自治体の建物を宿泊施設に変えている例もあります。難民自身が事務所をアパートに変え、共同キッチンを作り、子どもたちの遊び場も作りました。ソーシャルワーカーの支援とともに、このコミュニティ主導の環境はワークセンターも開発し、住民に有給の雇用機会を創出し、バラバラだった子どもたちを学校に集める方法を見いだしました。

この例は、国際的な援助機関の従来の、例えば1日3食支給されるテントサイトでの宿泊場所の供給に焦点を置いたアプローチとは、まったく異なります。このような環境では、人々は新しい国で自分を成長させる機会がなく、個人の力が奪われてしまうことにもなります。ウクライナでの今回のパートナーシップも同じ理念で成り立っています。まず、地域の人々のコミュニティキッチンを通じて、食糧不足に対処する能力を認めることから始まりました。このアプローチは、新たに到着した国内避難民のために衣類や家具を製造する地元の人々

の能力を支援することにまで発展しました。この時点で、パートナーシップはコミュニティ・ソーシャルワーク・センターを設立し、すべての地元の人々が、コミュニティにとって有益なトレーニングやサポートグループを提供し、参加できるようにしました。

さらに、コミュニティ活動を通じて得た引換券でスーパーマーケットの商品と交換できる、ソーシャル・スーパーマーケットを設立し、この活動はさらに拡大しました。これらのサービスは、利用する何千人もの人々に尊厳と希望をもたらし、コミュニティの強さを築きました。彼らは、ただ援助を受けるよりも、これらのプロセスに関与したいと言います。また、こうしたソーシャルワークのアプローチは、地域経済や経済的な回復力を高めることにもつながります。さらに、短期的・長期的な課題に対処するためのコミュニティの潜在的な力を引き出します。例えば、コミュニティは、家族から引き離された若者をどのように支援するか、戦争後、帰還した難民をどのように家だけでなく、帰属するコミュニティに復帰させるか、といった問題に取り組んでいます。

ここで学んだモデルは、国際的なソーシャルワークの学習を通じて適応されたもので、その多くは、アジア太平洋地域と、地震、津波、台風の生存者を復興プロセスの重要な担い手として認識した経験から得られたものです。また、日本ソーシャルワーカー連盟の継続的な支援、指導、そして経験を共有するための連帯に、改めて感謝申し上げたいと思います。これらの事例のすべてが、より広範な国際開発機関に変化をもたらし、ソーシャルワーク・アプローチを全面的に受け入れてくれることを期待しています。





ローリー

ちょうどアナから、ネットが切れたということで再びつなげ直すという連絡が来ましたので、アナの代わりに私から少し話し始めて、アナが戻ってきたらアナに変わろうと思います。アナからは日本の皆様に心からの御礼、そしてご貢献に対して御礼を申し上げるようと、ことづかっています。ウクライナそ

して近隣諸国で難民をサポートするという点について、ソーシャルワークからも貢献をいただき、また大変な連帯を示してくださっているということに感謝申し上げます。

また、日本医療ソーシャルワーカー連盟を通じて日本のソーシャルワーカーの皆さんが支援をしてくださっています。このように尊厳と希望を持って人命を救うこと、それを何千人もの人々に対して行っていますが、ご支援がなければこのプロジェクトは可能ではなかったでしょう。そして、IFSWの元会長のアナ・ラドゥレスクらによって定義されたソーシャルワークの仕事のすることができています。彼女からも感謝の気持ちを表明するということなのです。それから、それ以外の皆様のご経験に基づいてどのようにこういった危機的な状況で人々を支援するのかという、このことについて学ぶことができたということについて、お礼を申し上げたいということでした。では日本にお返しします。

小原

ありがとうございました。

ローリーさんがアナさんが変わってご挨拶をいたしました。アナさんのインターネットの状況が悪いので、また後ほどこのインターネットにつながったときにお話をお願いしたいと思います。それでは続きまして、ヘルベルト・パウリシンさん国際ソーシャルワーカー連盟ヨーロッパ国連委員でございます。それでは、ヘルベルトさんお願いします。

ヘルベルト

ありがとうございました。

ウクライナで、通信環境が悪くて繋がらなくなっているということがアナさんから連絡がありました。私からプレゼンテーションを始めたいと思います。ソーシャルワーカー協会の皆さんに対して、国際連



盟から発表をさせていただきます。

これが最初のスライドです。ヤナはこのスライドを最初にお見せしたいということで、こちらを選んでいました。ウクライナ東部では、今実際に、残酷な戦争が続いています。そしてまた民間のインフラに破壊が及んでいます。この戦争は止まっています。右側の写真でご覧のようにインフラが破壊されています。住宅なども完全に破壊され、エネルギーも不足しています。何も供給物資がありません。水もです。



このようなところで暮らさざるを得なくなっていて、非常に孤立した状況に置かれています。これは私が言うよりも、ヤナからのお話がより説得力があると思いますが、ウクライナ人の人生は戦争の前と後とで一変しました。

皆さんに思い起こしていただきたいのは、戦争はもう9年間続いているということです。ウクライナの東部では2014年から戦争が続いています。そして、ロシアが、侵攻したときに、再度皆さんが注目をするようになったということなのです。



2022年2月24日にロシアの戦車隊がウクライナのルハンスク地域から侵攻を開始、そしてキーウ、ハルキウ、イバーノフランキウシク、ウルツク、ドニプロ、ニンバス、パシリキウで戦争が勃発し、キーウやハルキウオデーサ、ドンバスで爆発が起こるという事態になりました。残酷な戦争です。2022年2月24

日以降、1万7831人の民間人の死傷者が記録されています。民間人の死者は死者数は6884人。1万947人以上が負傷していますが、現実にはマリウポリなどより死傷者数は多い地域があると考えられています。

一部の地域では、ロシア部隊が戦争犯罪を犯しています。そして人々は生き延びるために逃れざるをえませんでした。何千もの住宅が破壊され、そして何百万人が自宅を失い、ま

た家族を失い、生き延びる希望もない状態に置かれています。何百万人もが、安全のため、これまで暮らしていた都市を去らざるを得ず、海外に行く、あるいはより静かな地域に逃れざるを得ませんでした。しかし、そういった状況で安全だと感じる事ができるでしょうか？毎日が最後の日のように感じています。ロシアの戦争行為の恐怖を、あらゆるウクライナ人が案じています。

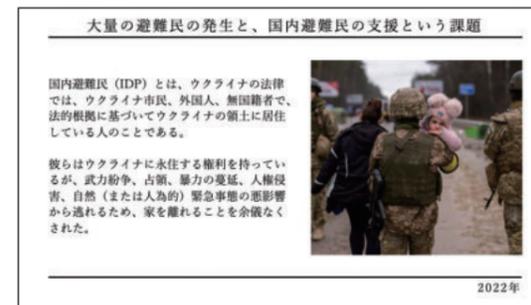
ヤナは、皆さんに短いビデオをお見せしたいと考えておまして、動画としてはある意味、プロパガンダのような動画かもしれませんが、どういう状況であるのかということをご覧いただきたいと思いますので、2分間の動画をご覧いただきたいと思います。



ありがとうございます。ヤナから、コメントしてもらいたいと思います。

ヤナ

皆様こんにちは。このビデオは私にとって、見るのはとてもつらいものです。みなさんにとってもつらいと思います。感情を揺さぶられるものですが、これが現実です。私の住んでいる町でもそうです。ウクライナでは、多くの人が無事な状態で痛みだけを感じて暮らしています。何が起きているのか。私達が何をしたというのか。どうして毎日、目に涙を浮かべなければいけないのか。親を失ったり父親、兄弟、子どもたちを失わなければいけないのか、と感じて暮らしています。



国内避難民の定義がこのページにありますけれども、それは、ウクライナ国籍あるいは無国籍、あるいは国籍のない人でウクライナに合法に居住をしていた人々はウクライナに永住権があります。そして、武力紛争、戦争、暴力事態などによって、避難をしなければならなかった場合にも永住権があるというのが

国内避難民の定義です。私達の支援を中断しないでいただきたいと思います。

また、空襲警報が鳴っています。後で戻ってきます。失礼します。

ヘルベルト

では私の方から続けます。また接続できるようになったら接続をしてください。

このような状況のために、何千人もの国内避難民が、より静かなより安全な地域に移動しています。そして、共同の取り組みを、カミアネッツ・ポディルスキーで行っていき、この地域の住民と協力をして、協力合意を結んで、

また、ヤナさん。つながったようなので、これがどうスタートしたのかヤナさんからお願いします。

ヤナ

はい大丈夫です。空襲警報がなるとこのように時々切断しなければいけません。これはもう日常のことになってます。2022年の8月に、私の暮らしているカミアネッツ・ポディルスキーで避難民を受け入れることができると考え、協力契約を結びました。より多くをサポートすることができると思ったのです。

私は英語があまり上手ではなくて申し訳ありません。戦争が始まった当初、カミアネッツ・

ポディルスキー市で避難民を受け入れることになりました。受け入れる場所が必要だということが明らかだったからです。



ワーカークの関与が不可欠です。ソーシャルワーカーというのは、高い専門性を持っています。そして、ソーシャルワークのスタンダードを持って行っています。例えば、高い専門性、プロとしての倫理感などです。尊厳と尊重を持って対処するという事です。脆弱な人を守ることが全ての活動の中心です。得てしてフォーカスをする所に当て、リソースにアクセスを可能として、我々自身のリソースを活用し、重要なのは、自ら立ち上がる事、自ら活動することです。次の救援物資が来ることを受身で待つのではなく能動的な社会の一員として、皆が受身の助けを受ける側だけでなくできることをする、貢献ができる位置になるということです。また、システムチックなアプローチを取ることです。

サポートしたのは、ソーシャルワーカー協会を立ち上げることで、2021年10月にスタートし、ヤナが最初に代表となりました。ヤナ、発言しますか？

こちらで示している形で受け入れを始めました。寄付などもありました。また、ソーシャルワークの価値・原則に基づいてこれを行っていきたく感じました。

ヘルベルト

どんな社会も地球上の社会は全て、弱者や社会的な課題を抱えています。どんなに小さな社会であってもそうです。収入がない、あるいは低収入、またはホームレスです。貧困問題、高齢者の介護、そして社会的弱者を保護しなければいけないといった課題があります。

世界中のあらゆる国がこのような課題を抱えています。戦争はこういった課題を飛躍的に増幅し顕在化させます。しかし、ほとんどの社会は同じ課題を抱えています。戦争によって単にそれが増幅されているだけです。

持続可能な解決策のためには、ソーシャル

ヤナ

これがロゴマークです。センターがある場所はビルメンスキイで、そこに庁舎があり、その中の部屋で9時から5時まで居ます。メンバーは私、ベラ、ダイアナ、ビクトリアで、6ヶ月以上の活動を行っています。

ヘッドは私、ヤナ・メルニチュクです。私はウクライナ人です。カムヤネツィ・ポディルスキー生まれで、父母、祖父母、全員がウクライナ出身。我々はあくまでもウクライナ人です。

コミュニティセンターを行ってきた中で、およそ120のコースを開催し、ワークショップやグループを子どもや大人のために行ってきました。チームミーティング、プログラムの立案といった活動をしています。このように、ヘルベルト、アナなどと話をし、様々な計画をしたり、ディスカッションを行ってどのようにして難民をサポートするか考えています。センターの中の一部を改装した部屋でカウンセリングも行います。

また、心理的なサポートがなによりも重要だと思います。これは専門家が提供していますが、個別のカウンセリング、あるいは集団グループでも行えます。現在は戦時中であるため多くの人たちはメンタルな課題を抱えています。

女性についても、愛する人を失ったことでメンタルに問題が強くある人はたくさんいます。残念ながらそれが現実です。

さらに重要なのは、センターは、コーディネーションを行って、救援物資への配布も行っていることです。この写真ですが、イタリアの同僚と共にタブレットを配布しています。

ヤナ&ヘルベルト

トラウマで苦しんでいる子どももたくさんいます。学校が被災したり、学校にいる最中に



ミサイル攻撃が発生した子どもたちもいて、トラウマで学校に行くことが嫌だという子どもたちもいるので、学校に行かなくても学習を続けられるように、タブレットを使ってオンライン教育を行っています。1500人のほどの人たちが救援物資を取りに来ました。食べるものも、お金も住むところもない人たちに対して、食料の援助をしています。

こちらは一番、前向きになれる心動かされるものだと思います。子どもといえば、未来を担う存在です。子どもたちのための施設です。大人が1、2時間、用事を済ませるときに子どもたちを預けていくところです。

子どもたちと遊んだり、いろいろな明るい話を伝えたり、異なる活動をして子どもたちはここでハッピーに過ごしています。他にもファーストエイドといった教習も行っていきます。万が一けがをした場合のために、そのようなレクチャーを行っています。

そして英語コースです。一部の人たちはいろいろなコースを受けたいと思ってますが、家にずっといると悩んでばかりになるので、何かしたいという人のために、英語とウクライナ語のコースを行っています。



ウクライナ東部の人たちの中には、ウクライナ語があまりできない人がいます。ウクライナ人ですがウクライナ語で育っていないのです。そのため、英語とウクライナ語のコースを行っています。ウクライナ東部の人たちはロシア語が母国語の人たちがいますが、今の状況では、本来の母国語であるウクライナ

語を教えています。我々外国人には思いつかなかったことです。



日本からも資金をいただいたので、それが可能となっています。

また、大人向けにマスタークラス、アートセラピーを行っています。心理的に厳しい状況にある人たち、あるいは避難をしてきて誰一人知る人がいない状況であっても、ここにくれば、知り合いができたりお喋りができたり、悩みを話したり、セラピーを受けることができます。

これは短いビデオですが、センターにおける雰囲気がわかるようなものです。毎日、4件から5件ほどのイベントを行っています。Facebookにも何件か動画を載せています。雰囲気についてご理解いただければと思います。

重要な点はボランティアです。そして皆様からの寄付も重要です。寄付などがなければ、物件も備えることができません。また、何の役にも立つことができないと思っていた人たちも、ボランティアで活動をしてコミュニティアクティビティに参加してくれています。様々な資格、技能を持っているけれども、職も住むところも失った、教員や医師、エンジニアだった人たちが持っている資格と能力を活用できるようにすることを考えています。せっかくの人材ですから、活用方法を考えています。

また、何らかの報酬を提供するために、ソーシャルマーケットを行っています。ソーシャルインベストメントパートナーシップで、協力してくれたボランティアにバウチャーを配っています。これはソーシャルストアで使うことができます。寄付を受けるのではなく、活動

これは子どものワークショップです。3つ、4つのワークショップを毎日行っています。

子どもたちは誰かと一緒に活動する必要があります。これは心理的なセラピーにもなります。子どもを連れて皆さんがワークショップに参加します。ワークショップだけではなく、遊びやセラピー、または両方を行っています。



横浜市国際交流協会のウクライナ支援について — 暮らしを支える様々な取り組みと課題 —

横浜市国際交流協会
門美由紀

をして報酬を受けるというシステムです。

写真はリノベーションを行う前と後です。作業はウクライナ人自身が行いました。右側の写真は改装した後の状況です。



そして、ここがソーシャルストアです。パウチャーをコミュニティ活動でもらってそれを買う物に使うことができます。尊厳を持って自らの選択で、このようなことをしています。ヤナ、ありがとう。ヘルベルト、ありがとう。オーストリア、ルーマニア、ウクライナ、皆が一緒になって連帯しています。ウクライナの人々をサポートしてくださっています。



改めてアナ、ミハイル、ヘルベルト、ERIKS、IFSW、ASproAS、また全ての日本の皆様に感謝いたします。

ここは私どもの連絡先です。直接ヤナにメールをすることも可能です。ご清聴ありがとうございました。みなさまからのサポートと連帯に感謝いたします。



アナ・ラドゥレスクさん(国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)ヨーロッパ会長)は、当日、ヤナ・メルニチュクさん(ウクライナ ソーシャルワーカー協会 会長)と一緒にウクライナのホテルの一室から登壇されました。当日の現地の状況を踏まえ、急遽プログラムを一部変更いたしました。シンポジウム前半のウクライナからの報告は、ヤナさんにお話しいただき、アナさんには後半に参加者からのご質問にお答えいただきました。



横浜市国際交流協会の門と申します。本日は、横浜市国際交流協会のウクライナ避難民支援について、「暮らしを支える様々な取り組みという課題」をテーマにお話をさせていただきます。

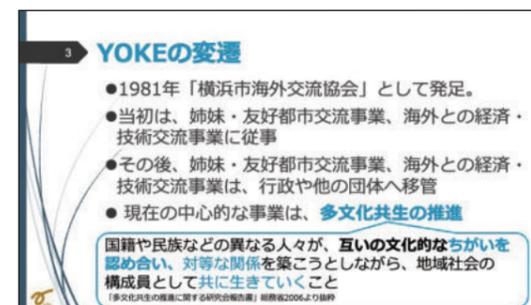
世界各地で活躍されているソーシャルワーカーの皆様と、こうして時間を過ごせますこと、とても心強く思っております。シンポジウムの登壇者、聴衆という立場を超えて、共に本テーマを考え、今後ともに取り組む仲間となれますことをうれしく思っております。本報告ではまず、当協会の紹介、次に日本に暮らすウクライナ避難民が生活の中で困ること、そして、ウクライナ避難民を支えるための支援や場所、最後に支援を通して見えてきた課題と大切なことについてお話いたします。

当協会の職員として本事業を行うにあたっては、ソーシャルワーカーとしての専門性を意識したアプローチを心掛けています。そうした視点についても適宜、触れさせていただきます。



公益財団法人横浜市国際交流協会について簡単に紹介申し上げます。当協会は1981年に設立されました。多文化共生のまちづくりを推進する事業を中心に、国際協力や交流に関する施設の管理、運営等も行っております。国際交流協会は、全国に783団体ほどあります。そのうち地域国際化協会は、総務省の指針に基づき県等が作成した大綱に位置づけられる団体として約63団体ございます。

当協会は当初は姉妹・友好都市交流事業、海外との経済技術交流事業を行ってまいりました。次第に国際交流や国際協力へと軸足を移し、1998年頃に多文化共生に関わる課



を設置、推進するに至っています。今回のウクライナ避難民支援に当たっては、横浜市がウクライナのオデーサ市と長年姉妹都市であったことが一つ、大きな取り組みの背景にご

ざいます。

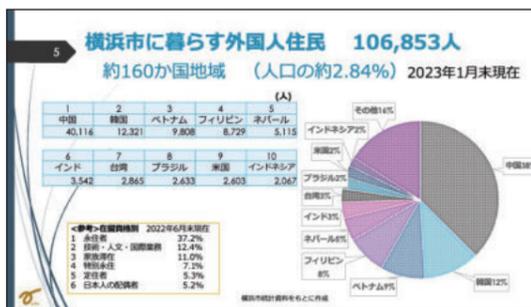
当協会が目指す多文化共生について、中期四カ年計画を今年度新しくしました。キー



ワードは「支える・つなぐ・深める・活躍する」となっています。

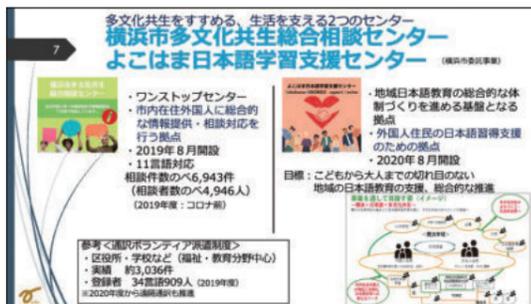
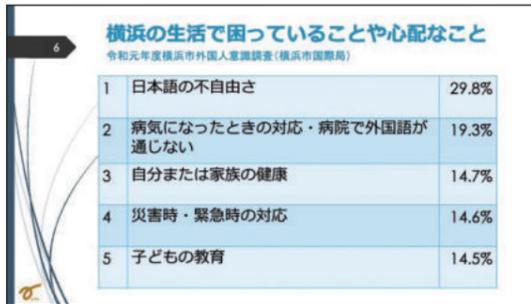
のちにお話しするウクライナ避難民支援に当たっても、この四つの視点に基づき行っています。

横浜市の外国人住民の数は10万人を超えており、約160か国・地域の方が暮らしています。これは市内人口の約3%弱にあたるものです。多い順に中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ネパールとなっています。在留資格としては昨年6月末のデータになりますが、永住者が一番多く、技術、人文国際業務。そして家族滞在、特別永住となっています。



市内在住外国人に対し横浜市が行った意識調査によると、横浜の生活で困っていることや心配なことは次のとおりです。日本語の不自由さ、そして病気になったときの対応や、病院で外国語が通じないこと、それに関わって、自分または家族の健康、災害時や緊急時の対応、最後に子どもの教育、となっております。のちに述べるように、ウクライナ避難民の抱える課題についても同様の側面が見られます。

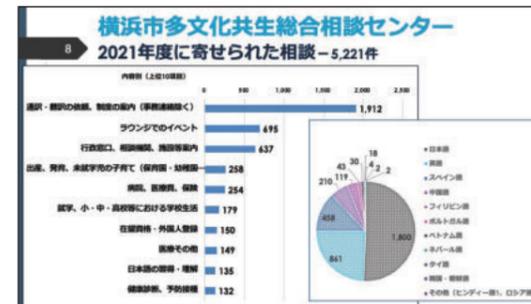
当協会では多言語相談・通訳の窓口、市民通訳ボランティア派遣事業、やさしい日本語の普及、多言語での情報発信、コミュニケーション支援や生活支援の観点からの日本語学習支援、多文化共生の地域づくり、児童生徒の国際理解促進事業の運営、災害時の多言語対応のための取り組み、日常の生活支援の中での防災意識の向上、子育て支援や子ども若者支援、などを行っています。この中で現在、多文化共生を進める生活を支える



ざいます。この中で現在、多文化共生を進める生活を支える

2つのセンターとして、横浜市多文化共生総合相談センターとよこはま日本語学習支援センターを横浜市から受託し、運営しています。

相談事業ですが、コロナになる前の2021年度には約5000件強の相談が寄せられてい



ました。さまざまな言語による通訳や翻訳の依頼。またイベントや日本語教室等の問い合わせ、行政窓口・相談機関・施設等の案内依頼、子育てや医療に関わる相談、学校生活についての相談等を受けております。教育や法律などについては定期的に専門家等による相談日を設けています。

横浜日本語学習支援センターでは、横浜の地域特性を踏まえた日本語学習支援を通じ、多文化共生のまちづくりを目指し、子どもから大人までの切れ目のない地域の日本語教育の支援、総合的な推進を行っています。今回のウクライナ避難支援にあたっては、こうした考え方を基盤にしています。日本に暮らし始めたばかりの方には日本語と横浜の生活情報を、少し生活に慣れてきた方には日々



の生活にかかわるトピックを、地域を基盤にした団体や人のネットワークづくりを目指した日本語・日本文化の企画、日本語学習と同時に友人作りのきっかけにもなるような就学前の親子向けの企画等を行っています。また日本語ボランティア活動のすそ野が広がるような支援者を対象とした講座等を実施しています。

このように、当協会の事業では時間軸、空間軸を意識したアプローチを多職種・多機関連携を進めながら行っているところですが、その背景には、在日韓国・朝鮮人の方たちの

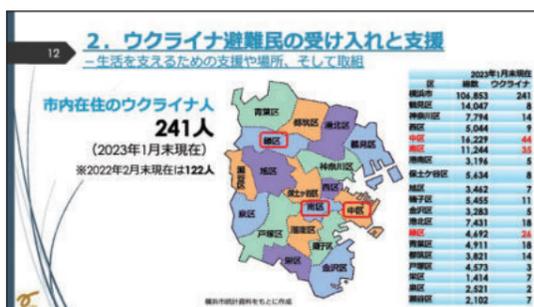
様々な運動と地域での多文化共生に向けた取り組みの歴史、中国残留邦人やインドシナ難民をはじめ出身国・地域も来日背景も多様な方々が横浜市で生活を営んできたこと、それに対し行政レベル、市民レベルでの取り組みが積み重ねられてきたことがあげられます。その1つが、横浜市内18区のうち12区に



ある、区が民間団体に委託・運営を行っている国際交流ラウンジがあります。各区の外国人住民の状況に応じ、ボランティアを中心に相談・交流・日本語教室等の事業が行われています。



そして、もう一つ特筆すべきなのが、成人の日本語学習、子どもたちの日本語や教科学習を支援するボランティア団体やNPOが、130教室以上あり、すべての区で活動を行っていることです。ともに地域に暮らす住民同士、勉強だけでなく様々な情報交換も日々行われています。



次に、ウクライナ避難民の受け入れと支援について報告します。

2023年1月月末現在、横浜市内在住のウクライナ人は241人になります。これは昨年のロシアによるウクライナ侵攻開始前後、2022年2月末現在の122人から倍になっています。現在、横浜市の中区、南区、緑区に

暮らす方が多くなっています。次に紹介する横浜市の支援パッケージの一つ、住宅提供が背景にあります。



来日からの支援の流れと広がりについて、ここで時間軸と空間軸の視点から簡単にご説明させていただきます。まず、横浜市においては横浜市に受け入れ保証人がいる避難民への支援を行っております。オール横浜支援パッケージとして、横浜市の関連各部署、そして市内の民間団体や企業等と連携協力

を行うこととしました。来日前後に身元保証人とのやり取りを通して、来日当初の居住先(協力ホテルやアパートの準備)、住民登録等の対応を市として行います。住居が定まるまではホテルであったり、あとは数ヶ月間のアパートの提供等が行われます。ほぼ同時期に当協会のウクライナ避難民新相談窓口でも身元保証人と避難民の方とのやり取りがはじまります。当協会では横浜市から受託し、ウクライナ語による相談窓口、日本語学習支援、避

難民の方たちが集うことのできる交流拠点を運営しております。これらを通して避難民の方たちは、横浜で暮らすにあたってのつながりづくり、情報収集、ニーズ充足、コミュニケーション・就労・学びの機会を必要に応じ得ていきます。その後、市営住宅等が決定し居住地域が決まりましたら、今度は地域に暮らすにあたり、お子さんがいる家庭については、例えば保育園や幼稚園、小学校等への入園入学等の手続きや日々のサポート等を通し、市や区、YOKE、国際交流ラウンジ、町内会等、生活圏の中で様々な社会資源とつながっていくことになります。



こちらが横浜市のウクライナ避難民支援である「オール横浜支援パッケージ」の概要になります。一時滞在施設の提供、生活スタート支援、生活にかかる費用のための情報提供。そして日常生活の支援、医療サービス、住居家具家電の支援、就学・日本語支援、ウクライナ交流カフェ交流拠点等です。国による

支援の状況の変化、そして施策等の変化の中で、随時マイナーチェンジをしながら継続的に行っています。

そのなかで、当協会が受託している各種プログラムを紹介いたします。当協会のウクライナ避難民支援は、横浜市のその方針のもと、「横浜で安心安全に」暮らせるよう、行っ



ています。1980年代に設立されてからこれまで行ってきた、当協会の各種事業の経験を活用しながら、例えば在住外国人への相談対応を通して蓄積した知識や経験を踏まえ、組織間の連携協力のもと課題解決に当たっています。日本で子育てを行っているウクライナ出身の方や避難民がスタッフとなり、避難民

の皆さんの立場に立った意見を反映させながら、事業に取り組んでいます。メンタルヘルスソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー、地域日本語教育等の難民支援を行っている団体スタッフに、スーパーバイズを依頼し、面談、助言、研修等を適宜行っています。

1つ目のウクライナ避難民新相談窓口は、これまで11言語対応を行ってきた横浜市多文化共生総合相談センター内に設置しました。前進の情報コーナー時代から30年以上の歴



史を持つ窓口での情報提供・相談対応の蓄積は、避難民が地域での生活を営む上で、今後より一層その重要性が増してくると考えています。同時にウクライナスタッフによる寄り添い、傾聴というのを大事にしながら支援に当たっています。

2番目の日本語学習支援は、後ほど詳しく説明させていただきます。地域で日本語学習を支援しているボランティアの方、日本語教師、日本語学校等の協力を得ながら取り組んでいます。3番目のウクライナカフェの運営ですが、海が見える空間でゆったりと時間を過ごしていただきつつ、避難民という同じ背景ではあるものの、ウクライナの各地域から避難をされてきた方、高齢の方、就学前のお子さんのいる世帯、また、大学生、高校生等、年齢層も背景も多様な方達が出会いながらを深めていけるような、そんな場所になっています。日本語学習や就労支援セミナーなどのプログラムも行っています。こちらがその様子になります。日本語教室・日本語ワークショップですが、まず「みなとコース」では初めて日本語を学ぶ方を対象に、挨拶や自己紹介、また暮らしに必要な情報提供を行いました。また、これを引き継ぐ形で現在「みらいコース」を実施しています。月1回実施する日本語ワークショップでは、日本の季節・文化に関わる内容をテーマに、日本についての知識を深めていただいたり、講師として来て



くださる方との交流も意識して実施しています。

就労支援セミナーは、横浜市とハローワーク横浜の協力により、日本での就労に



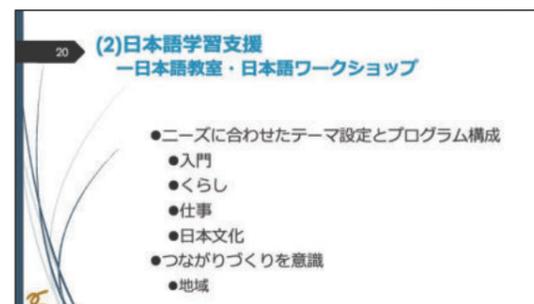
必要な心構えやマナーなどの説明、求人企業の紹介を行うなどしました。第3回、第4回目は、予約制で個別の相談とニーズに合わせた求人紹介等を行い、その後の面接サポート等へとつなげています。避難民相談窓口も履歴書作成等の支援はじめ各種サポートを実施しており、現在パートタイムがメインで

はありますが、居住地の近くでの就労が決まり、働き始めた方が増えています。

ウクライナ避難民の方たちが母国の文化に触れる機会、市民との交流の機会とすることを目的に、ウクライナ文化のワークショップも行っています。左の写真は月に一回程度行っているピサンキ、卵に絵を描く伝統文化ですが、毎回テーマを決めて行っています。右側の写真は、避難民の若者たちによるウクライナカラーのアクセサリー作りで、昨年度参加した青年会議所主催のグローバルサンデーマーケットの出店ブースで提供させていただきました。



各取り組みについてもう少し詳しくお話をさせていただきます。1番目のウクライナ避難民支援相談窓口ですが、こちらでウクライナ語による相談・情報提供を行っています。生活の相談、住居の相談、就労の相談等、日々さまざまな相談が寄せられています。行政等との通訳、サポート、そして各種届等に必要な書類の翻訳サポート申請の補助、そして必要な時には適宜同行支援を行っています。毎日ウクライナコーディネーターが2人、日本人コーディネーターが一人常駐する体制をつくっています。日本の教育に係わる相談が受けられるように、専門団体による教育相談も行っています。2022年6月から2023年1月の間に1,482件の相談がありました。市民の方や、受け入れ保証人の方からの相談や企業等からの支援のお申し出等も受けております。そして情報提供ということで、ポータルサイトのウクライナ語版・日本語版の運営、来日当初に必要な相談窓口等について案内をしたリーフレットの作成、普段持ち歩いて何かあった時にすぐ相談連絡をしたり、場合によっては日本語が通じない中で支援を必要とした時にこちらを提示することで、日本の方などに相談窓口へ連絡していただけるよう折り曲げて財布等に入れられる名刺大のカードを作成しました。



次に日本語学習支援の話になります。先ほどのみなとコース、みらいコースをはじめ、現在は「仕事を始めたけれども、そこでのさまざまな日本語やマナーなどについて学びたい」という声を受けて、オンラインで夜に日本語教室を行っています。また、アウトリーチ型の日本語教室も始めま

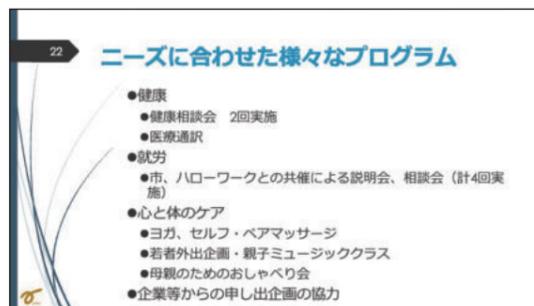
した。これは、避難民世帯が複数居住する公営住宅において、町内会の協力により開催が実現しました。この町内会ではそれより以前に避難民の歓迎会も行われました。当協会が受託する国際交流ラウンジが、地域と数年にわたり関係づくりをしてきたことが、こうした協力関係の背景にあると考えています。

支援を行うウクライナスタッフから、通訳、翻訳にあたって状況に応じた、また日本のコミュニケーションやマナー等の特徴を学びたいとの声上がり、夜にオンラインで日本語の学習を始めました。外部の団体に依頼しリフレクションの手法を取りながら、経験したエピソードについて日本語を書き、日本語で共有し、課題やよかった点、より良く支援するためのアイデア等を参加者間でディスカッションし、日本語、異文化コミュニケーションについて考察を深めつつ、同時にチームビルディングにもつながっています。



次にウクライナ交流カフェ「ドゥルーズィ」、ウクライナ語で「友人」という意味ですが、交流拠点としての運営を行っています。ウクライナスタッフが毎日1名常駐しています。1人で来てくつろげる場所、避難民の方同士の出会いの場、母語での交流や情報交換、ウクライナコーディネーターによる傾聴とサポート、必要に応じて相談窓口へのつなぎ、そして

週に1回別室ではウクライナ出身のサイコセラピストによるカウンセリングを行っています。各種プログラムの開催場所としても活用されています。facebookの市内避難民向けのグループを運営していき、こちらで様々な行政や国からの制度手続きに関する情報提供やプログラムの案内等を行っています。



当協会は、これらの3つの事業を通し、避難民の支援ニーズに合わせたさまざまなプログラムも展開しています。

来日時、また来日してしばらく経ってから、持病の悪化やストレスによる体調不良、新たな疾患の発生が見られることがあります。内科・小児科・精神科の経験を持つ医師2人と、ウクライナで調査研究を行っている保健師の協力を得て、健康相談会を二回実施しました。診療を希望するケースは紹介状を書いていただき、当協会の相談窓口を通し病院等

の受診につなげています。限定的な通訳対応を行うこともありますが、避難民が英語等に対応可能な場合、基本的には神奈川県医療通訳派遣システムを活用します。

スーパーバイザーや健康相談会に協力してくれている医師からの助言等を受け、心と体のケア、また予防的な観点を取り入れて、体を動かすことを通して心の癒しにもつながるような、ヨガやセルフ・ペアマッサージのプログラムも行っていきます。こういったプログラムでは、母国で整体師として働いていた避難民やヨガ講師、避難民向けカウンセリングプログラムを受講したウクライナスタッフの協力を得ています。

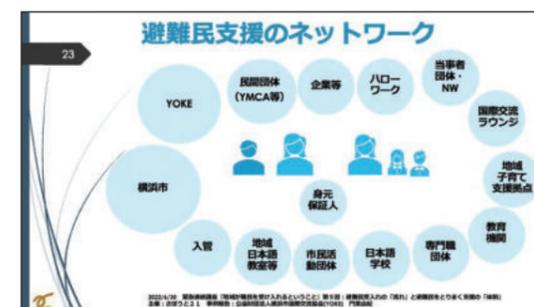
若者外出企画は、ウクライナにつながる日本育ちの高校生がプログラムを企画・実施しました。3月にはウクライナでも日本のアニメが人気ということで、もう1人のウクライナにつながる高校生を講師にまんがの書き方講座を実施予定です。

親子ミュージッククラスは、就学前の子どもたちが英語とウクライナ語で音楽を楽しむ目的に加え、体を動かしてストレスを軽減し、のびのびと日本で暮らせるための一助となることを意図しました。アメリカから来日しているウクライナ出身の音楽教師に協力いただきました。

母親のためのおしゃべり会は、先日第2回目を実施しました。来日後、母と就学前の子どもがそれぞれの時間を過ごす機会が少なかったことから実施しました。母親のグループにはカウンセラーと精神保健福祉士が入りサイコドラマの手法を取り入れて実施しています。「子どもとこんなに離れて過ごしていいのか罪悪感を覚える」との発言も聞かれました。一人の人間として自分を大切にすることで、大変な状況の中で前向きに暮らす気持ちになれるよう企画しました。

そしてドゥルーズィでは企業等からのさまざまな申し出の企画の開催協力も行っていきます。

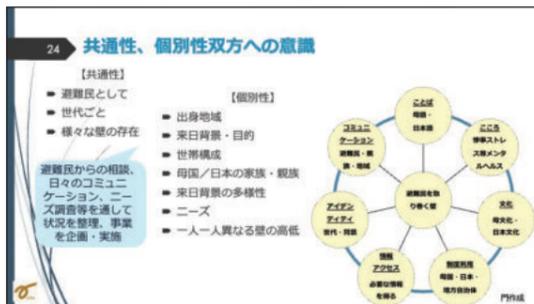
そしてドゥルーズィでは企業等からのさまざまな申し出の企画の開催協力も行っていきます。



以上の取り組みをまとめます。まず、取り組みのなかで避難民支援のネットワークというのが緩やかにですが、できています。避難民の方は、単身の女性、数は少ないですが男性もいます。比較的高齢の方、そして多いのが子どものいる世帯です。そして、身元保証人の方たちはウクライナにつながる家族親族

の方もあれば日本の方、場合によっては団体として支援されていることもあります。入国管理局、横浜市、当協会、そしてYMCA等の民間団体、さらにはさまざまな申し出や支援を行う企業、就労についてはハローワーク、ウクライナにつながる当事者団体やネットワー

ク、市内の国際交流ラウンジや地域子育て支援拠点、地域日本語教室や市民活動団体、さらには教育機関や専門職団体といったところが連携協力しながら支援を進めています。



私自身の見解が含まれますが、支援を行っていくにあたって、避難民としての共通性と個別性を見る視点が必要とされます。日本に難民として暮らしている方たちとの共通点も多くあるかもしれません。一方、コミュニケーションをとる中で、ひとりひとり、また世帯ごとの個別性も考える必要性をすごく感じてお

ります。こうしたことは、避難民からの日々の相談やコミュニケーション、当協会でも実施したニーズ調査などから状況を整理しました。ウクライナスタッフの声も参考にしています。これらに基づいてプログラムを企画、実施するよう心がけています。

様々な壁の存在というのは、その高低は人それぞれですが、共通のものとして挙げる事ができます。一方で、出身地域や来日背景・目的の多様性であったり、世帯構成の違いによって、ニーズも異なります。母国にどれだけ親族が残っているのか？相談できる頼りにできる関係のいい家族・親族・友人が日本にいるのか？といったようなことも考える必要があります。ウクライナ避難民と一括りにすることもまたできません。ニーズについても、週何日程度のどのような職種での就労を希望するのか、子どもの教育は母国のオンライン授業のみでよいのか、日本語力はどの程度つけたいのか。図にあげた壁についても、日本語が話せなくとも英語が話せる、日本で生活したことがある、といった個々の経験等に伴い壁の高さが異なってきます。子どもたちに母語・母文化を大切にしてほしいという思い、惨事ストレスといった心の壁、日本や地方自治体のさまざまな制度を知り必要に応じ申請・活用していくこと、様々な支援を必要とする場面も出てきています。必要な情報を得るための情報アクセス手段も世代によっては facebook 等では難しいこともあります。身元保証人との関係によっては、必要な情報がすぐに入ってこないこともあります。そして、世代や背景による、アイデンティティの壁であったり、避難民同士や親族間での、さらには地域住民同士のコミュニケーションの壁というものもこれからみられるかもしれません。

最後に、今後に向けてですが、一人ひとりの声、そして経験というのを大事に外郭団体、そして公益財団法人としてできることに取り組んでいきたいと考えています。地方自治体や国際交流協会と連携・協力しながらウクライナ避難民の方たち、そして避難民の家族、親族、身元保証人の方たち、そしてウクライナにつながる方たち、横浜市民、NPOやNGO、

ボランティア団体の声、市内・国内の様々な企業の方たち、そしてメディアが状況を共有してくれることで、一緒に前に向かって進んでいく、地域でのつながりが生まれて行く側面もあります。そして個人的には、ソーシャルワーク的な視点というのがすごく重要であると感じております。やはり私自身の中では、2019年度から当協会でも勤務しておりますが、実は2000年前後に一度、当協会の職員として働いていた際に難民の方たちや支援団体の方たちから大変多くのことを学びました。その後のボランティア団体での活動において中国残留邦人の方たちとのさまざまな取り組みに触れました。こうした自身の経験を踏まえるならば、現在の避難民支援は、横浜市、そして神奈川県内の多様な背景の方たちが生活を営んできた歴史、それを支えてきた自治体や市民活動の営みが、現在の取り組みの基盤となっていると言えます。また、研究者としてインタビュー調査を実施させていただいたカナダのモントリオールでの難民はじめ移民支援団体、行政、病院等のスタッフや移民の方から伺った話や取組が、とても参考になっており、深く感謝しています。

今後大事になってくる視点としては、当事者主体、そして個別性の尊重とストレングス視点と考えています。避難民のニーズに沿ったプログラムを企画する際に、エンパワメントアプローチが欠かせないと感じています。そして、ソーシャルワーク、さらには多文化ソーシャルワークの視点。そして外郭団体として、政策・制度・援助の視点から取り組んでいく重要性が挙げられます。さらにはコミュニティ・ソーシャルワーク、地域のさまざまな団体や市民の方たち力がより一層重要になると、市民の方たちのお申し出や民間団体による地域での取組事例から感じています。シンポジストの皆様は各国・地域での取り組み、難民支援の取り組み等から、また参加者の皆様から、本日は多くのことを学ばせていただき、当協会の事業にも反映させていきたいと考えています。そして本取組を、今後より広く横浜市の多文化共生に向けて活かしていけるような視点から引き続き取り組んでまいりたいと思います。



お時間ありましたら、ぜひ当協会のウェブサイトも拝見して頂けたら嬉しく思います。以上、ご清聴ありがとうございました。

閉会のあいさつ

日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良昌徳

本日は、私たち日本ソーシャルワーカー連盟のシンポジウムにご協力いただき、また登壇者の皆さまには、貴重な報告・プレゼンテーションをご提供いただき、誠にありがとうございます。

この2時間半という短い時間でしたが、その中で真剣に行われた質疑・ディスカッションを通じて、参加した約400名の世界のソーシャルワーカーは、いつもは、テレビやSNSを通して見ているウクライナ戦争の現状や戦争で被災した人々の危険で困難な生活の状況について、直接聞き、多くのことを知ることができました。

そして、実際に、現地で、危険や困難の中で、献身的に支援活動に従事するソーシャルワーカーの活動の実態や課題などについて知ることができました。

戦争という大きな危険の中で、様々な活動に取り組むソーシャルワーカーに対し、心からの敬意をはらい、同じ仲間として誇りに思い、心から感謝したいと思います。

そしてこれらの学びと同時に、参加者のすべての人が、私たちが、日本にいるソーシャルワーカーとして、ウクライナの現状に対し、多くの人が大変な困難な状況にあるという現実に対し、何ができるか、何をなすべきであるかが問われ、深く心にきざむことができたと思います。

昨年2月のウクライナ侵攻ニュースを耳にした時、大きな衝撃と同時に、21世紀のこの時代に、このようなことが現実にかかるのかという驚きを感じました。そして、この一年、ただただ無益な殺戮と破壊の繰り返しに憤りを覚えずにはられません。

何のための戦争、何のための殺し合い、何のための破壊なのか、国民の悲しみや涙が政治をする人には見えないのか、と政治をつかさどる人たちに聞きたい。

戦争を、誰もが望まないことは、どのような立場の人でも知っているはずですが、政治家にとっては「一種の戦略」「一種のゲーム」のようなものなのかも知れません。しかしそのゲームは、かけがえのない平和を愛する人の命を削り取るゲームです。政治家は「戦争は、政治の失敗であること」を知るべきであり、戦争の中に犯罪があるのではなく、戦争そのものが犯罪であることは明確です。

私たち人類は、長い歴史の中で、「世界の平和」「安定した生活」の実現を、時の政治家に期待し、その権限を託してきました。しかし、政治家もまた、個人の欲や価値観という「狭い窓」からしか見られないというのが現実です。

幸い私たちソーシャルワーカーには、私たちの母体組織であるIFSW(国際ソーシャル

ワーカー連盟)の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」によって、明確な実践の「原理」「役割」が示されています。

私たちは、戦争から派生する様々な問題や課題に対応しなければなりません。しかし同時に、戦争を起こす原因、社会正義や人間の尊厳を根底から否定する「構造」に対しても、勇気をもって近づき、変革することが求められていると思います。今後もIFSWの一員として、共に考え、共に行動していきたいと思います。

最後に、本日のシンポジウムに参加しておられる皆様とともに、今回のウクライナ戦争によって家や家族が離散し、また国を出て、困難のうちに生活しておられるすべての人たちのことを心にとめ、また、混乱の中で命を落とされたすべての犠牲者のご冥福を祈り哀悼の意を表したいと思います。特に、大切にかけがえのないご家族を亡くされ悲しみの中にある方々のためにお祈りしたいと思います。

7. 評価

自己評価

計画時に目標とした成果

国内の現場のソーシャルワーカーが難民支援のために必要な基本的知識と援助技術を理解するため、紛争時におけるソーシャルワークの実際を学び、日本での対応や近隣諸国でのネットワークや支援方法を習得できるシンポジウムを行う。その上で研修プログラムの開発の枠組みを検討し、アジア太平洋地域における紛争下の難民支援に対するソーシャルワークについて先進的な国々との国際協力プラットフォームを構築することで、日本国内の難民支援におけるソーシャルワークの質的向上を目指す。

事業実施後の評価

1 シンポジウムの実施

- ・国内の現場のソーシャルワーカーが難民支援のために必要な基本的知識と援助技術を理解するため、紛争時におけるソーシャルワークの実際を学び、日本での対応や近隣諸国でのネットワークや支援方法を習得できるシンポジウムを計画した。
- ・2023年3月12日に「ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク」を同時通訳付きで開催、430人を超える登録者を得て開催することができた。また、シンポジウムの動画の共有の要望を国内外の参加者から受け、本連盟ホームページにて公開、事業の成果をより多くのソーシャルワーカーに幅広く発信した。
- ・多くの参加者が事後アンケートに「空襲警報が鳴り響く中で登壇したウクライナの現場のソーシャルワーカーからの報告や、日本において実際に受け入れの支援を行っているソーシャルワーカーからの報告は、大変有意義であった」といった回答を寄せており、本シンポジウムの目標は達成されたと考える。

2 研修プログラムの開発の枠組みを検討

日本におけるソーシャルワーク支援の質の向上のために必要な研修を検討する中で、基礎的な知識や情報の共有、周知の必要性を認識した。よって、難民支援に関する制度・ソーシャルワーク支援の方法・日本の現状・当事者のインタビューの動画を作成し、本連盟ホームページに公開した。これらの動画は、国内のソーシャルワーカー対象の研修や学生への教育に活用できるよう、1年間の公開とした。

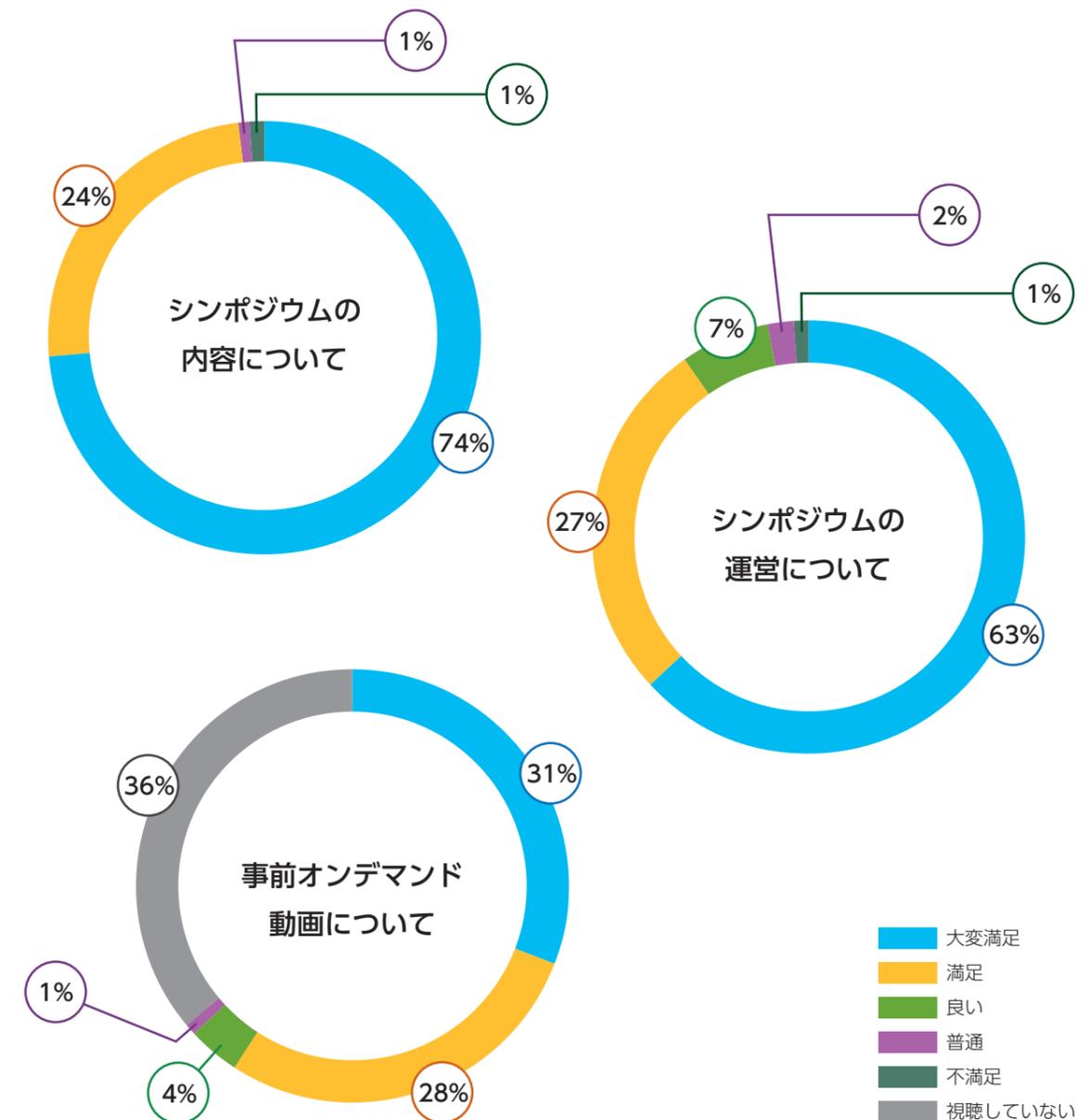
3 国際協力プラットフォームを構築

フィリピンで開催される国際大会を対象として企画していたが、大会が2023年11月に延期された。

今後の課題や改善したい点など

今後一層増加していくと考えられる日本における難民・避難民に対し、ソーシャルワークの需要は高まることが予想される。日本では十分に認知されているとは言い難い難民・避難民に対するソーシャルワークがより認知され、多くのソーシャルワーカーが十分な知識や認識をもって実践できることが望まれる。そのような土壌を作るため、ワークショップや事例検討など、現場のソーシャルワーカーが、より実践的な内容を習得できる研修を実施することが今後の課題である。

参加者アンケート結果



シンポジウムの内容についての満足度の理由

現地から直接報告を聞いたのは初めてだった。とても臨場感があり、その中で報告に心より感謝したい。皆様の働きに心を打たれた。

現状がよくわかった。その中で同じ志を持ったソーシャルワーカーがいることもよくわかった。

人道支援との違いについて特に明快に理解することができた。

現地での実践者の実際の声が聞け、また、そこでの素晴らしい活動を知ることができ、ソーシャルワーカーの意義などを考えることができた。

支援を受けるだけではない、自分も何かしらのサポートをすることで、尊厳を保ち、帰属意識を持てる、というローリーさんのお話が、とても印象的だった。

避難された方の力を生かした支援こそがソーシャルワークの視点という点に深く頷いた。

TV や新聞では報じられない部分があった。各国のソーシャルワーカーがコラボレーションする様子は本当に学びになった。

横浜の行政を巻き込んだ素晴らしい活動に感動した。

戦争が起こっている中でのソーシャルワークというものがイメージできていなかった。実際の活動内容を知り、学ぶことが多かった。

自身で IFSW の大会等に参加することは難しいので、今回のようなオンラインで母国語で学ぶこと、参加できる機会は大変貴重。

普段の仕事は入退院の支援が多く、視野が狭くなっていた。今回参加して、ソーシャルワークは本当に社会学なんだと実感した。普段より視野を広く持って生活していこうと思った。

紛争時だけでなく平時からの活動も重要になってくるのが改めて理解できた。

ソーシャルワーク支援がたとえ戦時下であろうと人々の尊厳を守るための活動であると改めて認識したことでソーシャルワーカーの仕事を誇らしく思えた。

世界と連帯できたように思った。

3名のソーシャルワーカーによる現地レポートや、事務局長のローリー氏の話には、身に迫るものがあった。ウクライナからは遠い日本の地で、どこか他人事のように受け取りかねない自分自身を恥じ、想像力を働かせてソーシャルワーカーとして何が出来るかを真剣に考えたいと思う。

テーマが時宜にかない、ウクライナ国内外で戦争で被災された方々へのソーシャルワークの実践報告は貴重であり、世界の関心や支援が途切れないように連帯の思いを持ち続けなければならないと思った。

最も感動したのは、コミュニティアプローチと開発アプローチ。

現状を俯瞰して全体像を理解する機会がなかったため、今回のシンポジウムはこの分野を知るための良い機会となった。ロシアによるウクライナへの侵攻から1年が経過し、現場での実践も刻々と変化しているようで、ソーシャルワークにおける難民・避難民支援の研究や実践の発展により一層期待がかかっていることがわかった。

日本の3.11から逆に学びを得て今生かされていることやまだ埋もれているアウトリーチ支援の話をきくと、国や場所が違って共通する部分があることがわかった。励みやモチベーション向上になった。

横浜の交流センターの発表もウクライナ避難民の支援だけに限らず、難民支援の全体像がよく示されていて分かりやすかった。

まずは知るということが大切。

国外で活動しているソーシャルワーカーの方と交流した経験が無かったので、職能団体でつながっていると頭でわかっていても実感が無いままだったのが、大きな第一歩になったと思う。

シンポジウムの運営についての満足度の理由

「日英両方で」「事前に」資料が用意されていた。

少しでも多く5名のソーシャルワーカーの話を聞き出そうとしてくれていた。同時通訳もあり、内容に集中して学ぶことができた。映像や録画だけではなく、オンラインで現在の状況を伝えていただくことで伝わる緊張感も含め知ることができ、学べた。

無料で参加できたことに満足。

時間がもっとあってもいいと思った。

現地でのインターネット環境や避難警報など、トラブルはあったが、自然に対応されていた。

オンライン開催なので、気軽に参加できた。

シンポジウムのまとめが後日提供されること、事前動画を誰でも事後も視聴できることの案内。

私のような日本語話者でない参加者にも、日本語話者と全く同じレベルで参加できたと思う。

最後の方は少しバタバタした印象。終了時間通りに終われば完璧。

事前の数通のメールに必要な情報が書かれており、時間を有効に使えた。

登壇者へ質問の際に、「ソーシャルワーカーとして…」という言葉に、戦時下という圧倒的な状況・環境故に、自分が心の痛みを伴う感覚を体験した。生活上のインフラ・リソースの圧倒的な不足状況下で、「ソーシャルワーカーとして」うまく動けずにそこに居続ける葛藤は大変なものだと想像した。むしろ彼らと学び合う思いを持って、私たちはもっともっと彼らの話に耳を傾ける必要があるのではないかと感じた。満足度の高い企画だったことは間違いないが、そんな不全感が残る機会でもあった。

保良会長の最後の言葉に集約されていると思った。感謝。

開始後すぐにはつながらなかったのですが、主催者にメールをしたが、すぐに返信があり、無事参加できた。

現地の状況に配慮し、最優先にとの主催者側から説明があり、その意図にも賛同したうえでの参加だったので、避難警報の際や、ネットが繋がらないことにも納得。

事前オンデマンド動画についての満足度の理由

この分野に明るくない者でも、難民や避難民の概要を知ることができ、より今回のシンポジウムを理解する手助けになった。

ウクライナ以外でも難民紛争の総論を学ぶことが出来た。

事前の自由視聴だったので、シンポジウムで必要のない座学に時間を取られることなく有意義であった。座学は必要なしと思い視聴していないが、難民本人によるトークは、興味があり視聴。とても貴重で意義のあるものと感じた。要/不要で視聴するものを選べるのが良い。

様々な切り口で丁寧に解説していただき学びとなりました。

事前に視聴したことで、雰囲気を感じることができた。

実際に日本へ難民として暮らしている人の状況を理解でき、課題を教えてくれた。

難民等の実態や、難民等に対するソーシャルワークについて、ほとんど知識がない状態で視聴したが、幅広く、かつ体系的な内容で、また当事者のインタビュー動画もあり、有意義であった。

当事者のインタビュー内容や国際情勢まであり座学を楽しく視聴できた。

事前だけでなく事後にも視聴できることはとてもいいと思う。

日本における難民支援の取り組みや、先駆的な事例を知ることができた。

難民の方の生の声を聞く機会ともなり、難民支援への必要性を自分の中で消化できた。

シンポジウムや、オンデマンド動画から得たこと。また、それを今後どのように生かせるか。

自国における難民に対する課題を再認識し、考えることができた。

関心をもち続けること。周囲にも伝え続けること。

世界のニュースがソーシャルワークと共に身近に感じた。

ソーシャルワークの領域の意味の再確認。

まずは、自身の偏見視点に気付く、修正する、改善する。

「人道支援」と「ソーシャルワーク支援」との違いは目からうろこだった。人道支援は時に被害者の被害感情をより際立たせてしまい、無力感を抱かせてしまうということ。われわれの役割は、その人本来が持っている力を引き出す、エンパワメントにあるのだということを再認識した。私が所属先にもウクライナ避難民の学生がいるので、支援が彼らの力をどのように引き延ばすことができるのか、という点にフォーカスして日々教育に携わりたい。

難民、避難民当事者だけでなく、受け入れる者、支援する者、見守る者すべての人に何らかの役割はあること。

ミクロ・マクロ支援に留まることなく、広い視野・視点を持って日々の実践から得た経験を声や書面にしていくことの大切さ。ウクライナの方が日本の災害支援から学んだと話されていたことも印象的。当院にもウクライナの方が難民として医療機関を受診され、入院する機会があった。日本の難民支援はまだ世界的に数も少ないが、地域特性等を理解し、チームを形成することで受け入れのハードルを下げることでできたらいいと思う。外国人に対しての理解や受け入れに対して、まだまだ意識が低いので、院内にクライアント志向のチームを発足させることから始めてみたいと思う。

支援介入していくのを待つのではなく、自分から関わっていく姿勢を大切にしたいと思った。

ソーシャルワーカーが現場で活動し、「いじめがなくなった」「外国人差別がなくなった」等という活動事例や成果を世界に発信していくことが、すぐにでもできることだと思う。

ウクライナで行っている具体的なソーシャルワークの実践を、日本で本質を保って実現する方法を考えることができそうだ。

情報を共有することで発展するオープンソース的なソーシャルワークの大切さ。

ソーシャルワークの延長線上に様々な活動が繋がっていることを実感した。避難民・難民の言葉を狭くとらえていた自分だったことを理解した。

ここで得たことを、講義や研修の中で伝えていく。これまで以上に難民・避難民の問題に関心を持ち、グローバルな視点をもって日本におけるソーシャルワークを見直したいと思う。

当事者としての意識、連帯の意識を喚起されるシンポジウムの登壇者の声がきけた。

情報収集をし、自分の地域や職場で起こせるアクションがないか話し合ってみる。

支援される側のストレングスを引き出し、エンパワメントに努めることの重要性を意識しながら、行動していきたい。

ソーシャルワークの価値として、すべての人を焦点に難民支援やウクライナの現状を理解することが重要だと考えた。ソーシャルワークのグローバル定義をもう一度、振り返りながら今を生きる社会の中で日本そして世界がひとつになれるようなアクションをしていきたい。そのためにも、まずは地域で何か出来ることは無いかを探しながら、アクションへと持っていきたい。

世界の状況、日本の状況、地域の状況を把握して俯瞰的な視野を意識しつつ、ミクロ・メゾ・マクロでの展開につなげる取り組み。

地域との交流、その人が感じられる役割が重要。ソーシャルワーカーは、それを生み出していくことが求められると感じた。

私自身が世界のソーシャルワーカーと繋がっていると感じられた。コミュニティ作りは外国人支援に必要なことであるが、日本の文化と外国の文化の違いを考えると難しいと感じる。

自身もボランティア活動はしているが、その活動がどのように繋がっているのかも改めて認識した。

ソーシャルワーカー団体の国際的ネットワークをあらためて確認した。国際協力、難民支援などはさまざまなチャンネル、組織、手法があるが、ソーシャルワーク団体の国際的ネットワークについて認識を深めた。

戦下の難民支援というのが、いまいちイメージがつかなかったが、エンパワメントすること、癒しのみではなく繋がりをつくり、そこから当事者が生み出し、立ち上がること、それを支援できるソーシャルワークの力強さを知った。

難民支援のイメージとして、居所やライフラインの確保をするだけでも連携、体制構築に難渋するところ、個人の生活と尊厳に配慮したソーシャルワークを意識、展開、センター設立など、緊張感のある中でもクライアントのエンパワメントや自己決定という基本を念頭に置いた支援をしていることに改めて、価値・原則の重要性を再認識した。

ニュース映像での、戦闘の様子やミサイルで破壊された街の様子等とは全く別の視点からの現地の状況。

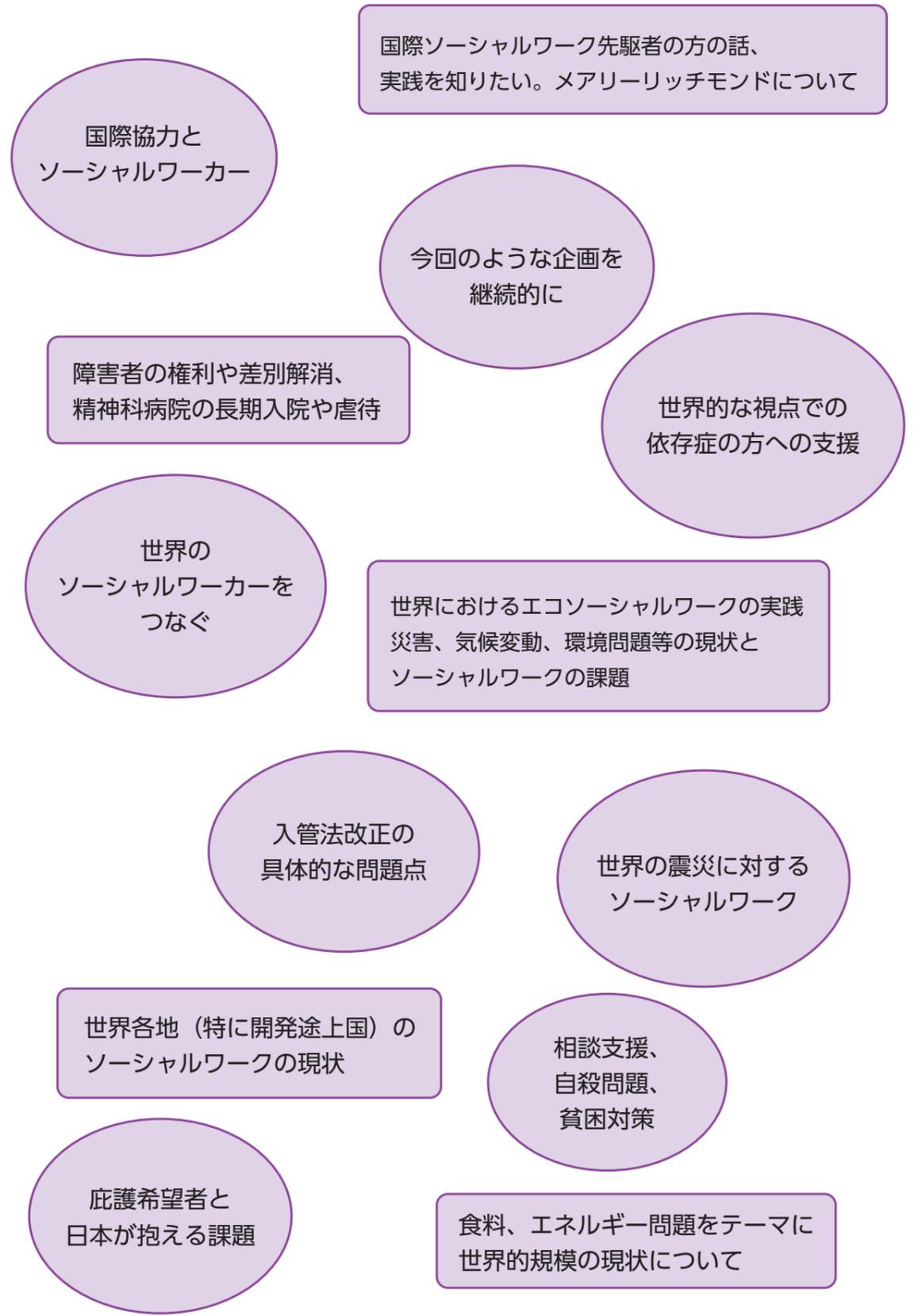
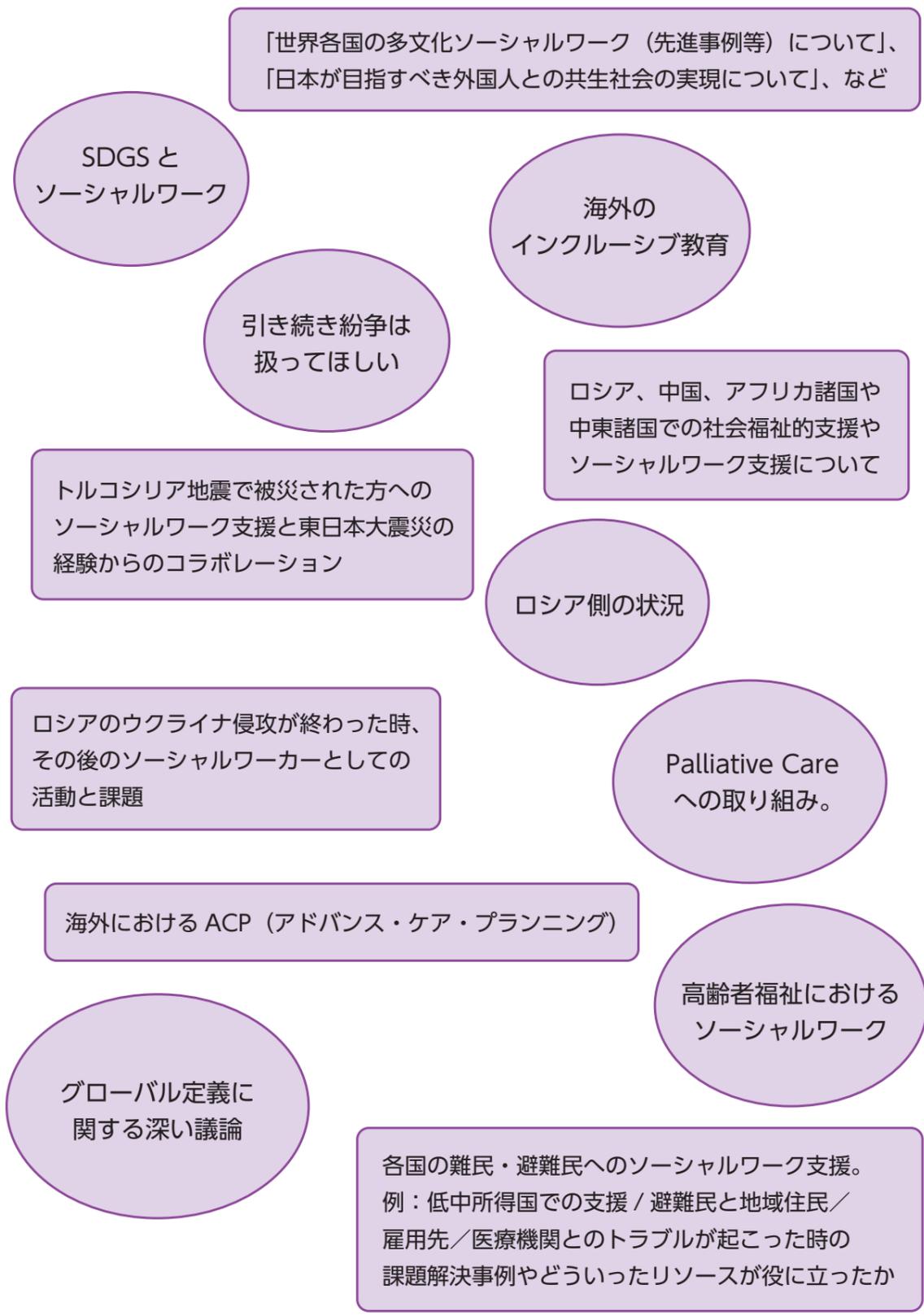
生活ニーズへの支援と並行して、母子などのグループが組織化されている点が人道支援を超えたソーシャルワークであると感じた。

募金を通して、安定して活動できるよう協力したい。

ソーシャルワーカーとして、平和を求めること、マクロの視点を持つこと。

難民・避難民の人々は、心理的・社会的なトラウマや孤立のため、中長期的視点も踏まえつつ丁寧に支援する必要があると学んだ。

今後取り扱ってほしいテーマや、関心のある分野について



ウクライナ

「こども支援が希望に」

避難拠点からSW報告

日本ソーシャルワーカー連盟(野口百香会長、JFSW)は12日、戦禍の続くウクライナの避難民支援に関するオンラインシンポジウムを開いた。紛争地域におけるソーシャルワークを学び、それに関する研修プログラム

ラムの開発を目指す。自宅から避難した人を支える、ウクライナソーシャルワーカー協会のヤナ・メルニチュク会長は、「一番前向きになれるのはこどもたちへの支援だ。日本からも資金を頂き、活動できている」と述べた。2時間半に及ぶシンポジウムの途中、危険を知らせるサイレンが鳴ってインターネットが切断される場面もあり、「これが日常だ」と語った。

半年前から同国西部の支援拠点で責任者を務めるヤナさんは、避難民を対象とした120以上の支援プログラムの様子や心理的なサポート、託児所の様子を紹介した。

支援拠点は「ソーシャル・サポート・センター」と呼ばれ、これまで数千人がプログラムに参加。避難民が単に食料支援などを受けただけでなく、それぞれの貢献できる活動に参加するよう調整することが人道的な支援との違いだという。

ヤナさんの活動を支える国際ソーシャルワーカー連盟の事務局長や欧州の会長らも情勢を報告。ロシアによる全面侵攻が始まった2022年2月24日以降、民間人の犠牲者は死者6884人以上、負傷者1万9477人以上だとした。

シンポジウムは世界ソーシャルワークデー(毎年3月の第3火曜日)を記念し、社会福祉振興・試験センターの助成を受けて開き、46カ国の433人が視聴を申し込んだ。

その模様は4月中旬をめどに、JFSWのサイトで動画配信する予定という。

(福田敏志)

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
令和4年度福祉人材養成・研修助成事業

紛争時の難民支援 と ソーシャルワーク —— 報告書 ——



日本ソーシャルワーカー連盟

〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-20 四谷ゼンゴビル 2F

日本医療ソーシャルワーカー協会 気付

TEL : 03-5366-1057 FAX : 03-5366-1058

<http://jfsw.org>

編集・発行 日本ソーシャルワーカー連盟
デザイン・編集 アップワード株式会社
印刷 株式会社ガム・コーポレーション

本報告書の無断複写・転載を禁じます。

2023年5月発行